



2021年度

**カナダの産業とイノベーション政策
及び自由貿易協定の影響調査**

国際貿易投資研究所 カナダ研究会編

2022年2月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所(ITI)**
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

在日カナダ大使館 受託事業

はじめに

1. 研究会の問題意識と目的

日本とカナダとの貿易は、長期にわたり日本のカナダへの自動車・機械の輸出と資源と農産物の輸入という相互補完的な関係（垂直的分業）を続けてきた。なぜこのような関係が築き上げられたかという点、カナダの豊富な石油・天然ガス、銅、ウラン、石炭、木材などの資源とともに、菜種、豚肉、小麦、大豆などの農産物の輸出競争力が高いからだ。

しかしながら、カナダの産業構造は既に資源や農産物に偏ったものではなく、自動車や航空宇宙機器、バイオ・医薬産業、医療機器、資源開発機器、IT 通信機器などの先端技術分野、あるいはソフトウェアや AI を活用したデジタル・エコノミー、電子商取引（E コマース）などのサービス産業の比重が高まっている。

したがって、長年の垂直型の日加貿易構造を修正するには、最初のステップとして、日本はカナダの産業構造の変化とイノベーションの進展を正しく認識することが求められる。その理解が進めば、将来の日本企業のカナダとの貿易投資において、どの業種や品目が有望であるかを的確に判断することが容易になると思われる。

幸いにも、日本やカナダを含む 11 か国から成る「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」は 2018 年末に発効した。CPTPP の発効前には米国がメンバーから離脱したものの、英国は 2021 年 1 月 30 日に正式な CPTPP への参加表明を行い、6 月 2 日には TPP11 か国が閣僚級会合で英国の加入手続きの開始を決定した。

また、中国は 2021 年 9 月 16 日、さらに台湾は 9 月 22 日、エクアドルは 12 月 17 日に CPTPP への加盟申請を行ったことを発表した。この他に、韓国やフィリピン、インドネシアなども CPTPP 加盟への関心を示している。

こうした CPTPP を有効に活用することにより、今後の日加貿易において、工業製品相互的分業である水平型の貿易構造の比重が高まることが期待されるし、CPTPP 域内でのサプライチェーンを進化させ、域内の資材・製品の相互調達・販売を促進することが可能になる。

本調査プロジェクトの目的は、①カナダの現代産業の概観、②カナダの最近のイノベーション政策、③CPTPP の日加経済貿易やサプライチェーンへの影響、などを取りまとめ、その成果を日本企業に提供し、日加経済関係の発展につなげようというものである。

本調査プロジェクトの報告書を通じて、日本企業のカナダの産業やイノベーション政策、あるいは日本とカナダを結ぶ自由貿易協定（FTA）に関する理解が深まり、日本とカナダとの貿易投資の促進につながれば幸いである。

2. 研究会の発足と研究体制

日加EPA（日・カナダ経済連携協定）は交渉を中断中であるが、日本とカナダが加盟するCPTPPは既に発効している。日本のカナダからの輸入では、CPTPPを利用することで関税削減額が大きくなる業種は、農水産、食料品・アルコール、木材・パルプといったこれまで主流であった分野である。しかしながら、関税削減効果を表す関税削減率では、繊維製品・履物、雑製品（寝具、照明器具、ブラシ、ファスナー・ボタン等）、プラスチック・ゴム製品、皮革・ハンドバッグなどの業種が高く、こうした分野でのCPTPPの活用を促すことで、日本のカナダからの輸入が拡大する可能性がある。

逆に、日本のCPTPPを利用したカナダへの輸出では、輸送用機械・部品の関税削減額が圧倒的に高く、次いでプラスチック・ゴム製品、鉄鋼・アルミ製品が続く。関税削減効果が高い業種としては、皮革・ハンドバッグ、繊維製品・履物、食料品・アルコール、雑製品などが挙げられる。

品目別では、日本のカナダからのワインの輸入に対する関税がCPTPP発効から各年において段階的に削減され、最終的には8年目の2025年に撤廃される。日本の牛肉の関税は発効から16年目に9%まで削減されるし、豚肉の関税は発効前には最大で1kg当たり482円であったが発効後は50円に切り下げられる。

一方、日本のカナダへの輸出では、カナダでの乗用車の関税は6.1%であるが、CPTPP利用で5年目の2022年に撤廃される。また、カナダにおける日本からの今治タオル、エアコン、旋盤、自転車、腕時計、ボールペン、ゴルフクラブなどの輸入への関税は即時撤廃されている。

このように、日本とカナダを巡る経済通商環境は CPTPP の発効を機に変化しており、両国の新時代に合った貿易投資の在り方を探る必要がある。そのために、在日カナダ大使館と国際貿易投資研究所（ITI）は、カナダ産業やそのイノベーション政策、及び自由貿易協定の活用を研究・分析するための「カナダ研究会」を立ち上げた。

2021 年度のカナダ研究会の研究テーマは、「カナダの産業とイノベーション政策及び自

由貿易協定の影響調査」とした。カナダ研究会は、カナダ関連の分野における 7 名の専門家と 2 名のオブザーバー(カナダ大使館関係者)で構成されており、カナダの経済や通商産業分野における多くの定性的な情報を分析し、同時に貿易統計や直接投資統計データを解析した定量情報を加味することで、データの裏付けを持ったより実証的な研究を行っている。

2021 年度カナダ研究会の座長と委員及びオブザーバーの構成は以下のとおりである。

(メンバー)

座長：田中俊弘 麗澤大学外国語学部教授 日本カナダ学会副会長

委員：

- ① Andrew DeWit (アンドリュー・デウィット)
立教大学 経済学部 経済政策学科教授
- ② 李炯直 (イーヒョンジク) 北海商科大学 商学部 商学科教授
- ③ 斎藤健史 日本貿易振興機構 (ジェトロ) トロント事務所長
- ④ 中本悟 立命館大学 経済学部 特任教授
- ⑤ 高橋俊樹 ITI 研究主幹 (事務局兼務)
- ⑥ 吉岡武臣 ITI 主任研究員 (事務局兼務)

オブザーバー

- ① 徳永 陵 カナダ大使館 上席投資担当官
(カナダ研究会発足時点、現在は BC 州政府在日事務所代表)
- ② Lisa Mallin (リサ・マリン) カナダ大使館 一等書記官 (貿易政策担当)

また、これまでに実施したカナダ研究会の実施内容は以下のとおりである。

(2021 年度第 1 回～第 3 回までの研究会の実施内容)

第 1 回カナダ研究会 (9 月 9 日 (木)) :

- ① 「ITI カナダ研究会への協力と期待」カナダ大使館 徳永上席投資担当官 (15 分)
- ② 「新型コロナ感染拡大のカナダ経済への影響、日系企業の経営への影響、連邦・州政府の政策」斎藤トロント事務所長 (15 分)
- ③ 「CPTPP の現状と今後の動向」 ITI 研究主幹 高橋 (15 分)

第2回カナダ研究会（10月21日（木））：

- ① 「日本－カナダ間の貿易と CPTPP の影響」 ITI 主任研究員 吉岡（20分）
- ② 「カナダの CPTPP への期待とビジネス界の動き」 カナダ大使館一等書記官 Mallin（20分）
- ③ 「中国と台湾の TPP 加盟申請と各国の対応」 ITI 研究主幹 高橋（15分）

第3回カナダ研究会（12月9日）：

- ① 「カナダの現代産業の概観」 中本先生、李先生（各自 15分～30分）
- ② 「カナダの最近のイノベーション政策」 デウイット先生、田中先生（各自 15分）

3. 報告書における各章の概要

本報告書における第1章から第7章までの構成は以下の通りである。

- 第1章 カナダの新経済政策と日系企業の事業活動への影響（斎藤）
- 第2章 現代カナダ産業の特質（中本）
- 第3章 カナダの産業における国際競争力の現状（李）
- 第4章 カナダにおけるクリティカルミネラル戦略について（デウイット）
- 第5章 カナダにおけるイノベーション政策の現状（田中）
- 第6章 新時代の日加経済関係への TPP のインパクト（高橋）
- 第7章 日本－カナダ間の貿易と CPTPP の影響（吉岡）

また、第1章から第7章までの各章の要約に基づく本報告書の概要は以下の通りである。

(1) 第1章「カナダの新経済政策と日系企業の事業活動への影響」（斎藤 健史）の概要

- 2015年の総選挙における自由党の勝利で発足したカナダのジャスティン・トルドー政権は、中所得層への支援と高所得者層への課税強化、インフラへの投資拡大などを経済政策の中心に起きつつ、環太平洋パートナーシップ（TPP）など海外主要地域との自由貿易協定を推進するとともに、研究とイノベーションの促進による経済成長策を進めてきた。
- 2019年の総選挙で、与党自由党は獲得議席数では過半数を下回ったものの第1党となり少数与党として政権を継続した。発足後間もないトルドー政権を襲ったのが、2020年に世界的に拡大した新型コロナウイルスの流行である。
- 感染対策として2020年3月から数度にわたって各州で行われた経済活動の規制は、カナ

ダ経済に大きな影響を与えたが、カナダ政府は、国民生活への影響を最小限に抑えるため、緊急対応給付（CERB）や貸金助成制度（CERW）、緊急家賃助成金（CERS）など大胆な支援策を打ち出した。これにより、大きな社会不安は発生していない。

- 2021年9月には、任期を2年残しての総選挙が行われ、トルドー自由党政権が引き続き、少数与党として政権を担うこととなった。
- 本章では、トルドー政権の重点政策の中で、特に日本と関係が深いと思われる、自由貿易協定を軸とした貿易投資政策、イノベーション政策、環境エネルギー政策について、これまでの経緯と今後の展望、日系企業への事業活動への影響を分析した。

(2) 第2章「現代カナダ産業の特質」（中本悟）の概要

- どの国の産業も、それぞれの国の自然的条件や歴史的条件、そして国際環境を基礎に展開し、その特質を形成する。本稿は、かかる視点から現代カナダ産業の特質を分析する。
- 第1にカナダは天然ガス、石油、その他鉱物資源、海産物、農産物などステープル（一次産品）に恵まれており、現在もそれらの生産はGDPの10%、輸出の4割を占める。第2に、カナダは隣国アメリカの10分の1規模の経済であり、工業ではアメリカ多国籍企業による企業内国際分業が進んでいる。
- したがって現代カナダ産業は、絶対的な競争優位をもち高付加価値産業である一次産品産業、アメリカ企業をはじめとする外資系企業がカナダとアメリカとの間で企業内国際分業を展開している工業およびその他産業、カナダの地場企業を生産者とする産業、といった3類型から構成される。
- また投資の特徴から言えば、ステープル産業は拡張投資、工業はイノベーションを体化する機械・設備投資及び知的財産投資に重点がある。しかし近年、この後者の投資の伸びが停滞しており、アメリカやOECD諸国と比べるとギャップが拡大している。イノベーションには創造性の向上が不可欠であるが、カナダ社会には創造性を育む異なる価値観の受容を進めてきたという強みがある。

(3) 第3章「カナダの産業における国際競争力の現状」（李炯直）の概要

- 本章では、カナダの国際競争力に関する現状と今後の課題について、近年のカナダの経済動向や国別ランキング関連報告書を基に調査結果をまとめた。
- 本章における国際競争力（International/Global/World Competitiveness）とは、国内で生産活動を行う企業の付加価値創造を維持させるための国・地域が提供する環境レベルのことを指す。
- 主な参考資料として、IMD（International Institute for Management Development：国

際経営開発研究所) 発行の「世界競争力年報 2021」および WEF (World Economic Forum : 世界経済フォーラム) 発行の「国際競争力報告書 2019」を用いた。

- これらの報告書や各種最新統計データに基づき、カナダの国際競争力の現状を読み解くと、コロナ禍による国内経済の打撃と米中貿易摩擦による経済環境の悪化により、カナダの国際競争力も少なからず影響を受けていた。しかしながら、こうした苦境の中でもカナダの国際競争力は、世界的に見ても依然として高水準を維持している。
- カナダの国際競争力の今後さらなる向上にむけて、戦略的なアプローチがより大事であり、人工知能や先端製造技術など高成長分野への投資拡大と、関連分野における人材の育成や確保が重要であると言える。

(4) 第 4 章「カナダにおけるクリティカルミネラル戦略について」(アンドリュー・デウィット) の概要

- 銅やレアアースなどのクリティカルミネラル (重要鉱物) は、カナダの連邦政府や州政府の戦略的産業政策の焦点になっている。
- カナダにおける展開とともに、他の国でも政策が進められ、世界銀行や国際エネルギー機関などの国際機関による分析も行われている。
- この章では、クリティカルミネラルの戦略的な重要性が高まっている理由、カナダのクリティカルミネラルが特に注目されている理由、そして日本やその他のパートナーと協力してカナダのチャンスを高めるために何をすべきかを探る。

(5) 第 5 章「カナダにおけるイノベーション政策の現状」(田中俊弘) の概要

- 2015 年秋に誕生したジャスティン・トルドー自由党政権は、積極的なイノベーション政策に乗り出した。
- 産官学の協働を進め、投資を呼び込んでイノベーターや起業家を育てて、雇用を創出し、ミドルクラス層を厚くしながら国際的な経済競争力を向上させるのがカナダのイノベーション政策の目指すところであるが、「イノベーション及び技能計画」では、アグリフードやクリーンテクノロジーなど 6 つの戦略的重点産業を定め、成長拡大や雇用促進に焦点を当てている。
- また、イノベーション・科学経済開発省にイノベーション・カナダが新設されて、投資の一元窓口となり、イノベーター支援の窓口の役割も果たす。その他、ブリティッシュ・コロンビア州をデジタル産業のスーパークラスター (産業集積地) にするなど、国内各地をクラスター認定して大規模支援を行う他、各種基金を統廃合して簡素化・重点化を進め

ながら、カナダ経済の発展に貢献する事業を後押しする選択と集中の施策を行っている。

- 2021 年度の世界知的所有権機関（WIPO）の指標で、カナダはイノベーション世界ランキングで 16 位であるが、イノベーションへのインプットに限れば 8 位と高位にある。
- イノベーション大国アメリカ合衆国への移動が容易な環境にあつて、頭脳流出などの問題も抱えているとはいえ、カナダの環境は国内の人種・民族的多様性や海外市場へのアクセスなどイノベーション産業の発展とグローバル展開に有利な面も多く、今後が期待される。

(6) 第 6 章「新時代の日加経済関係への TPP のインパクト」（高橋俊樹）の概要

<日本とカナダ・ニュージーランドとの貿易で有効に機能する CPTPP>

- 日本は CPTPP の発効により、初めてカナダとニュージーランドとの間で FTA を結ぶことになった。
- 「日本」と「カナダとニュージーランド以外の CPTPP8 か国」との貿易では、どちらかといえばオーストラリアを除いて CPTPP よりも既存の日本との 2 国・地域間 EPA/FTA を優先的に利用する傾向が強い。
- 現時点では日本とカナダ・ニュージーランドとの間で利用できる FTA は CPTPP のみであるため、CPTPP を利用した日本のカナダとニュージーランドからの輸入額が相対的に大きい。

<中国・台湾の CPTPP 加盟申請で求められる日本とカナダとの連携>

- 英国の加盟交渉や中国及び台湾などの加盟申請の調整が円滑に行われ、さらなるメンバー国の拡大につながるかどうかは、日本の CPTPP におけるリーダーシップ維持のための試金石になる。
- そのためには、日本はカナダとの綿密なすり合わせや情報共有が不可欠である。

<一段の CPTPP 利用の促進が求められる日加貿易>

- 日本のカナダからの豚肉の輸入は、CPTPP 発効直後の 2019 年から増加し、一時は米国と肩を並べたが、2020 年からの日米貿易協定の発効で米国が盛り返し、その後は一進一退の動きが見られる。
- 日本の 2019 年のカナダへの輸出で増加した品目を列挙すると、スパナ・レンチ、ニッケル・水素電池、自動車部品、鉄道用車軸・車輪、などが挙げられる。
- 日本の 2019 年のカナダ・ニュージーランド向け輸出において、CPTPP の利用率は共に 10%台後半にとどまっているが、日本の 2020 年のカナダからの輸入における CPTPP の利用率は 24%、ニュージーランドからの輸入では 57.4%と高かった。

- 日加間の CPTPP の利用や貿易投資の拡大には、官民挙げてのセミナー・シンポジウムなどによる基礎情報の普及啓蒙、EPA/FTA 制度情報の整備、個別相談・コンサルティング体制の強化、輸出先での説明会開催等の啓蒙活動の促進、などが考えられる。

(7) 第 7 章「日本－カナダ間の貿易と CPTPP の影響」(吉岡武臣) の概要

- 日本とカナダ間の貿易では、日本のカナダ向け輸出の大半は乗用車をはじめとした輸送用機械が占め、カナダからの輸入は農水産品や石炭など鉱物性燃料、化学工業品が多くを占める。日本の貿易に占めるカナダ、カナダの貿易に占める日本の地位はいずれも相対的に低下している。
- 2018 年末に発効した CPTPP は日本とカナダ間で発効した初の FTA であり、関税の引き下げを梃子とした両国間の貿易拡大が期待される。CPTPP の発効により、日本のカナダからの輸入税率は発効前の 5.08%から 2022 年には 1.28%に低下、同様にカナダの対日本の税率は 5.55%から 0.09%に低下する。
- 日本の CPTPP 利用額 (2019 年) はカナダからの輸入で最も多く、関税引き下げの恩恵が享受できる品目の 85.7%で実際に CPTPP を利用した輸入が行われた。
- カナダからの豚肉の輸入が CPTPP の関税引き下げ後に拡大した。その一方で「ずわいがに」などの一部の水産品は CPTPP で関税の削減が可能だが利用率は 5 割を下回る。CPTPP の活用が進んでいない品目について、その要因を特定し利用の促進に繋げることが重要である。

「カナダの産業とイノベーション政策及び自由貿易協定の影響調査」と題した本報告書が、関係者の皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。

2022 年 2 月
(一般財団法人) 国際貿易投資研究所

目 次

第1章 カナダの新経済政策と日系企業の事業活動への影響.....	1
第1節 トルドー政権下のカナダの経済政策の概要.....	1
1. トルドー自由党政権の経済政策の経緯（2020年新型コロナウイルス感染拡大まで）.....	1
2. 新型コロナウイルスの経済政策への影響.....	3
3. 2021年総選挙と第3期トルドー内閣の経済政策.....	5
第2節 自由貿易協定を軸とした貿易投資政策.....	6
第3節 カナダのイノベーション政策.....	7
第4節 カナダの環境・エネルギー政策.....	8
第5節 日系企業の事業活動への影響.....	9
第2章 現代カナダ産業の特質.....	12
はじめに.....	12
第1節 現代カナダ産業発展の歴史的背景.....	13
第2節 現代カナダ産業をみる眼.....	14
第3節 現代カナダ産業の構成.....	15
第4節 国際分業・貿易のなかのカナダ産業.....	18
第5節 カナダ産業のイノベーション.....	21
第3章 カナダの産業における国際競争力の現状.....	24
はじめに.....	24
第1節 国際競争力の概念と評価機関.....	25
第2節 データから読み解くカナダ産業の今.....	26
第3節 カナダにおける国際競争力の現状.....	29
1. カナダにおけるIMD世界競争力評価.....	29
2. カナダにおけるWEF国際競争力評価.....	31
第4節 結び—カナダにおける国際競争力のさらなる向上にむけて.....	33
参考文献.....	34
第4章 カナダにおけるクリティカルミネラル戦略について.....	36
はじめに.....	36
第1節 カナダにおける戦略.....	37
1. 全体像.....	37
2. 戦略的なアプローチ.....	38
3. サブナショナル政府の活動.....	40
4. 公共投資等の支援.....	41

5. 国際的な協力	41
6. クリティカルミネラルと社会的ライセンス	42
7. カナダの鉱業	43
8. ハイレベル調査の助言	43
第2節 むすび	45
第5章 カナダにおけるイノベーション政策の現状	47
はじめに	47
第1節 イノベーション政策の定義と背景	48
第2節 ジャスティン・トルドー自由党政権のイノベーション政策	50
1. 概要	50
2. カナダのイノベーション政策—長所と短所—	52
第3節 むすび	54
第6章 新時代の日加経済関係への TPP のインパクト	57
第1節 CPTPP の発効とインパクト	59
1. 合意までの道のり	59
2. CPTPP のインパクトとは何か	61
3. 日本にとって CPTPP はカナダ・ニュージーランドとの最初の FTA	63
4. CPTPP は今後どう変質していくのか	65
第2節 中国、台湾の CPTPP 加盟の動きと各国の対応	66
1. 中国と台湾の TPP 加盟申請の波紋	66
2. 中国、韓国、米国などの TPP 加入の経済的意味合い	68
3. 異なる各国の中国の加盟申請への対応	70
第3節 CPTPP の分野別の特徴と課題	72
1. CPTPP で市場アクセスは大きく改善	72
2. 電子商取引や国有企業などの CPTPP の概要	88
第4節 転換が望まれる日加貿易構造	93
1. 日加間の貿易自由化への取り組み	93
2. 今後の日加間の貿易投資関係	96
第7章 日本—カナダ間の貿易と CPTPP の影響	100
はじめに	100
第1節 日本—カナダ間の貿易の現状	101
1. 日本の貿易相手国としてのカナダ：日本はカナダからの輸入超、輸出に占める カナダの比率は減少が続く。	101

2. カナダの貿易相手国としての日本：輸出では日本向けの比率は増加、一方で日本からの輸入比率は減少。	102
3. 日本からカナダへの輸出品目：大半は輸送用機械（乗用車・自動車部品）が占める ...	104
4. 日本のカナダからの輸入品目：豚肉など農水産品の輸入が拡大	105
第2節 日本とカナダの FTA の現状	107
1. 日本の FTA カバー率は RCEP により 80%に達する	107
2. カナダは CPTPP によって日本、ベトナム、シンガポールとの FTA 網を構築	109
第3節 CPTPP による関税の引き下げ	109
1. 日本側：税率が高い食料品は CPTPP で徐々に関税が低下	109
2. カナダ側：CPTPP により 97%の品目で即時関税撤廃	111
第4節 日本の輸入における CPTPP の利用状況	113
1. 日本の輸入で最も CPTPP を利用した国はカナダ	113
2. カナダからの農水産品、木材の輸入のほぼ全てで CPTPP を利用	114
3. CPTPP の発効後、カナダからの豚肉の輸入が拡大	115
第5節 CPTPP を活用した日本－カナダ間の貿易の拡大へ	116
まとめ	119

第1章 カナダの新経済政策と日系企業の事業活動への影響

日本貿易振興機構（ジェトロ）トロント事務所

所長 斎藤 健史

要約

2015年の総選挙における自由党の勝利で発足したカナダのジャスティン・トルドー政権は、中所得層への支援と高所得者層への課税強化、インフラへの投資拡大などを経済政策の中心に起きつつ、環太平洋パートナーシップ（TPP）など海外主要地域との自由貿易協定を推進するとともに、研究とイノベーションの促進による経済成長策を進めてきた。

2019年の総選挙で、与党自由党は獲得議席数では過半数を下回ったものの第1党となり少数与党として政権を継続した。発足後間もないトルドー政権を襲ったのが、2020年に世界的に拡大した新型コロナウイルスの流行である。

感染対策として2020年3月から数度にわたって各州で行われた経済活動の規制は、カナダ経済に大きな影響を与えたが、カナダ政府は、国民生活への影響を最小限に抑えるため、緊急対応給付（CERB）や貸金助成制度（CERW）、緊急家賃助成金（CERS）など大胆な支援策を打ち出した。これにより、大きな社会不安は発生していない。

2021年9月には、任期を2年残しての総選挙が行われ、トルドー自由党政権が引き続き、少数与党として政権を担うこととなった。

本稿では、トルドー政権の重点政策の中で、特に日本と関係が深いと思われる、自由貿易協定を軸とした貿易投資政策、イノベーション政策、環境エネルギー政策について、これまでの経緯と今後の展望、日系企業への事業活動への影響を分析した。

第1節 トルドー政権下のカナダの経済政策の概要

1. トルドー自由党政権の経済政策の経緯（2020年新型コロナ感染拡大まで）

第一次ジャスティン・トルドー内閣は、2015年10月19日に行われた連邦下院総選挙の結果、自由党が第一党となったことを受けて、11月4日に発足した。

総選挙では、338議席のうち自由党が184議席を獲得、過半数（170議席）を大幅に超える勝利となり、2006年2月以来、約10年ぶりに自由党が政権を奪還した。なお、総選挙の時点での自由党の議席は36議席で、与党保守党（159議席）、新民主党（95議席）に

次ぐ第3党（第2野党）であった。議席数が選挙前の約5倍となる圧勝で、保守党、新民主党を追い越して単独過半数を有する与党となった。

選挙期間中、自由党は、中所得者層の優遇と高所得者層への課税強化、インフラへの投資拡大などを公約に掲げた。また、中所得者層に裨益するのであれば、自由貿易協定（FTA）や環太平洋パートナーシップ（TPP）を支持するとした一方、保守党政権が大筋合意するために譲歩した自動車産業や製造業を守るとしていた¹。

政権発足後初めてとなる2016年度予算案（2016年4月～2017年3月）は、総選挙での公約を反映し、インフラの整備・改修や環境性能の高い革新技術の導入を促すとともに、中間層に対する生活支援策も提示された。

インフラ分野では、今後5年間で119億カナダ・ドル（以下Cドル、1Cドル＝約90円）、10年間で1,200億Cドルを支出するとし、特に、公共交通機関と上下水道施設などの整備と改修に大規模な投資を行うとした。

中間層向け支援では、2016年1月以降、課税所得区分が45,282Cドルから90,563Cドルに該当する個人所得税率（超過累進課税）を22%から20.5%に引き下げる措置を導入する一方、20万Cドルを超える課税所得者には税率を29%から33%に引き上げた。子供がいる世帯に対しては、所得区分に応じて6歳未満の子供1人につき年間で6,400Cドル、6歳以上17歳以下の子供1人につき5,400Cドルを上限に給付を行う案を提示した²。

これに続く2017年度予算（2017年4月～2018年3月）でも、2016年度に続いて中間層の拡大・強化を掲げ、インフラ開発に加えて、イノベーション拠点の設立支援などが盛り込まれている。

インフラ投資に関しては、2016年度予算に盛り込まれたものに加えて、今後11年間の長期計画として、カナダインフラ銀行の設立、購入可能な住宅供給の増加、交通システムの近代化などを盛り込んだ。また、イノベーションに取り組む企業家の支援と、先進分野のイノベーション拠点の設立支援（いわゆる「イノベーション・スーパークラスター・イニシアチブ」）などに5年間で最大9億5,000万Cドルを拠出する「イノベーション・カナダ」プログラムを提案した³。

2018年度予算（2018年4月～2019年3月）でも、引き続き中間層に主眼を置いた予算編成となった。男女平等と経済成長を掲げ、目玉となる政策として、雇用保険による育児休暇を両親間で共有できるように制度を改めたほか、研究とイノベーションの支援に今後5年間で38億Cドルを投じることとした⁴。

続く 2019 年度予算（2019 年 4 月～2020 年 3 月）でも、引き続き中間層への投資に主眼を置き、タイトルを「カナダ経済成長のための中間層への投資」（Budget 2019: Investing in the Middle Class to Grow Canada's Economy）とした。主な内容は、初回住宅購入者を対象とした住宅購入支援補助や、就労者の職種転換支援のための職業訓練プログラム補助、若年層の教育支援策（学生ローンの金利引き下げなど）である⁵。

このように、新型コロナの感染が拡大した 2020 年以前のカナダ連邦政府予算案は、インフラ投資やイノベーションの振興に重点を置くとともに、一貫して自由党の公約である中間層への支援を軸としていた。

2. 新型コロナの経済政策への影響

2019 年 9 月 11 日、連邦議会が解散、連邦下院議会選挙戦が始まった。前回の総選挙から 4 年目、実質的に任期満了での総選挙である。

トルドー政権は、大手建設会社による外国政府への贈賄事件に絡む、連邦首相府の介入疑惑が報じられたことで、支持率が低下していた。トルドー首相は、中間層の減税措置、米国との NAFTA 再交渉の決着、気候変動対策など 4 年間の実績を強調したが、与党自由党は苦しい選挙戦を強いられた⁶。

10 月 21 日に行われた投票の結果、与党・自由党は 157 議席を獲得して第 1 党となったが、過半数（170）には至らなかった⁷。トルドー首相は少数与党として政権を継続し、11 月 20 日に第 2 期トルドー内閣を発足させた⁸。

新内閣発足後間もないトルドー政権を襲ったのが、世界的に拡大した新型コロナウイルスの流行である。カナダで初の感染者が確認されたのは 1 月 27 日であるが⁹、3 月 16 日には米国民以外の外国人の入国制限措置を断行¹⁰。翌 17 日にはオンタリオ州が非常事態宣言を発令、ナイトクラブ、映画館、劇場、図書館、私立学校、チャイルドケアの一時閉鎖、レストラン、バーのテイクアウトとデリバリーを除く営業停止を命令、50 人以上の集会を禁止した。これに前後し、各州で同様の経済規制が相次いだ¹¹。

このような社会活動の規制による経済への影響を最小限に抑えるため、連邦政府は 3 月 18 日、820 億 C ドルに及ぶ財政支援策を発表した。支援策の内容は、児童手当支払いの一時的増額、特定の労働者を対象とした緊急医療給付、学生ローンの返済猶予、納税申告期限・納税期限の延長、政府系金融機関を通じての企業の信用枠の拡大などである¹²。

この支援策は、3 月 25 日に与野党一致で可決された新型コロナウイルス対策財政支援措

置法 (An Act respecting certain measures in response to COVID-19) で具体化されたが、追加的に、感染拡大の影響により収入を失った労働者へ、月額 2,000C ドルを最長 4 か月間、直接支給する「カナダ緊急対応給付 (Canada Emergency Response Benefit : CERB)」などが盛り込まれた。支援措置の対象となるのは、15 歳以上かつ過去 12 か月間で 5,000C ドル以上の収入があったカナダ国民で、新型コロナウイルスの影響で 14 日以上無給となった労働者である (フリーランスなど雇用保険の対象とならない自営業者も含まれる)。この支援策拡大に伴い、もともと 820 億 C ドルで上程されていた予算は 1,070 億 C ドルに増額された¹³。

3 月 27 日には、トルドー首相が中小企業に対して支払給与の 75%を補助すると発表、3 月 15 日に遡って適用された。また、中央銀行であるカナダ銀行も、連邦政府の経済支援策に同調する形で、3 月に入って 4 日、16 日、27 日と 3 回にわたる政策金利の引き下げを行い、経済活動規制下における資金流動性の維持を図った¹⁴。

4 月に入って感染者数が拡大し、各州における経済活動の制限も続く中、連邦議会が緊急招集され、カナダ賃金助成制度 (Canada Emergency Wage Subsidy : CEWS) の実施に係る所得税法の改正を含む新型コロナウイルス緊急対応第 2 号法案が可決された。CEWS では、対象となる雇用主が 2020 年 3 月 15 日から 6 月 6 日までの期間に従業員に支払う報酬が助成の対象となった。従業員 1 人当たりの助成額は、①報酬額の 75% (最大で週 847C ドル)、②報酬額 (最大で週 847C ドル) または当該従業員の感染拡大前の報酬額の 75%のいずれか少ない方、の①②のいずれか大きい方の額である¹⁵。なお、例年は 4 月に当該年度の連邦予算案が発表されるが、2020 年度については新型コロナ感染拡大の緊急事態により、予算案の発表は中止されており、この緊急支出法案によって代替された形となっている。

このため、2021 年度予算 (2021 年 4 月~2022 年 3 月) は、2 年ぶりの予算案発表となった。予算案には 2023 年度までの 3 年間で 1,014 億 C ドルに上る景気刺激策が盛り込まれ、コロナ後を見据えた経済再開・復興のための財政投資を継続する大型予算となっている。具体的な政策としては、新型コロナウイルス感染拡大に対応するため既に給付中のカナダ緊急賃金助成金 (Canada Emergency Wage Subsidy : CEWS) やカナダ緊急家賃助成金 (Canada Emergency Rent Subsidy : CERS) の 9 月 25 日までの期限延長のほか、託児制度整備、先住民と非先住民の格差是正、気候変動対策・国土海洋保全などに多くの予算が充てられている¹⁶。

3. 2021年総選挙と第3期トルドー内閣の経済政策

2021年8月15日、連邦下院が解散、第44回総選挙が公示された。投開票日は9月20日で、前回総選挙の2019年10月21日から2年弱、任期を2年余り残しての選挙となった。少数政権であるトルドー自由党政権が、単独過半数を獲得し安定した政権運営を図ることが解散の狙いとされ、8月13日に発表された全公務員や飛行機・列車の乗客へのワクチン接種義務化についての賛否などの他、大きな争点を欠いた選挙となった¹⁷。

投票の結果、各党の獲得議席数は、自由党 159、保守党 119、ケベック連合 32、新民主党 25、緑の党 2 と¹⁸、改選前と大きな変化のない結果となり、与党自由党が引き続き議席数が過半数に達しない第1党となった。

目指していた単独過半数には届かなかったものの、国民の信任を得た形となったトルドー政権は、これまでの政策路線を基本的に継続していくものとみられる。

総選挙後の11月23日に開会された第44回連邦議会における施政方針演説 (Speech from the Throne)^{19 20}で、重点事項として掲げられたのは以下のポイントであった。

- ① 新型コロナ感染の抑制
- ② 経済の強靱化と経済成長
- ③ 気候変動対策
- ④ 安全な地域社会 (治安の維持)、性暴力・人種差別との闘い
- ⑤ ダイバーシティと社会参加
- ⑥ 先住民との和解の推進
- ⑦ 国際社会における平和と民主主義の推進、人権の尊重

この中で、経済政策については、パンデミックの収束を最優先課題とすると同時に経済の再建が重要であるとし、具体的な政策として、インフレの抑制、安価な住宅供給の増加、中小企業の事業継続のための支援、チャイルドケアサービスの拡大、移民受け入れによる経済成長などを主眼としている。また、ルールに基づく開かれた貿易の維持・拡大、サプライチェーンの強靱化なども、カナダの繁栄と雇用維持のために重要であるとしている。

また、気候変動対策については、持続可能で競争力のある経済を構築していくための具体的行動として、石油・ガス部門の排出量削減、電力の100%ネットゼロ、公共交通機関への投資、ゼロエミッション車 (ZEV) の義務化などを挙げている。

以下、トルドー政権の経済政策のうち、特に日本とも関係が深いと思われる、自由貿易

協定を軸とした貿易投資政策、イノベーション政策、環境エネルギー政策について、トルドー政権発足後の経緯と展望を述べる。

第2節 自由貿易協定を軸とした貿易投資政策

カナダは伝統的に自由貿易協定の締結に力を入れており、現在 G7 の中で唯一、他の全ての G7 国と自由貿易協定を締結している国であるが²¹、トルドー政権発足時（2015 年 11 月 4 日）は、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）が大筋合意をした直後（2015 年 10 月 5 日）であり²²、EU との間の包括的経済協定（CETA）は、交渉終了が宣言されていたものの、EU 加盟国間で議論が続き、署名ができていない状態であった²³。したがって、すべての G7 諸国との自由貿易協定の締結を実現したのはトルドー政権発足以降である。

TPP については、交渉参加 12 か国が 2016 年 2 月に協定文書に調印したものの、2017 年 1 月、就任した直後のドナルド・トランプ米大統領が離脱を表明、米国を除く 11 か国で発効に向けた作業が行われることとなった。

その結果、11 か国での「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP、通称 TPP11）」として新たにスタートすることとなり、2018 年 12 月 30 日、カナダを含む 5 か国の間で先行して発効した。

EU カナダ包括的経済貿易協定（CETA）は、2014 年の交渉終了後も一部の分野や加盟国の批准手続きについて EU 加盟国内での懸念が強く、署名直前までベルギー南部（フランス語圏）のワロン地域政府が署名承認に反対し、首脳会談が延期されるなど混乱が続いたが、2016 年 10 月 30 日、ブリュッセルで開催された EU カナダ首脳会議で調印された²⁴。CETA については、カナダの小麦・牛肉生産者などの農業団体から輸出拡大を期待する声上がるなど、カナダ国内では概ね好意的に受け止められている²⁵。

米国との関係では、2017 年 1 月に就任したトランプ大統領が北米自由防衛協定（NAFTA）の見直しを打ち出したため、2000 年まで 4 年間かけての再交渉が行われた。トランプ米大統領は就任以降、カナダに対して、針葉樹材への相殺関税の適用、旅客機へのアンチダンピング課税、鉄鋼・アルミニウムへの 1962 年通商拡大法 232 条関税の適用などの関税賦課など、通商面での一方的な攻勢を強めており、NAFTA 再交渉もその一環であった。

結果として、NAFTA 再交渉は 2018 年 9 月 30 日に妥結、11 月 30 日に 3 か国首脳による協定文の署名が行われ、2020 年 7 月に発効した。なお、新しい自由貿易協定の名称である USMCA (United States–Mexico–Canada Agreement) は、カナダでは自国の名前を最初に持つてくるため CUSMA (Canada–United States–Mexico Agreement) となる。

NAFTA から USMCA (CUSMA) への変更内容のうち、特にカナダに関連する部分としては、自動車・同部品 (自動車・同部品の域内原産地比率の 62.5%から 75%へ引き上げ)、乳製品 (カナダの乳製品市場への米国製品のアクセス拡大と、米国から市場参入障壁と批判されていた一部乳価クラスの廃止)、著作権保護期間の延長、クロスボーダーでのオンライン取引の免税額の引き上げなどである²⁶。

2020 年の米国大統領選挙で民主党のバイデン候補が勝利したことで、カナダと米国の通商関係は大きな変化を迎えた。バイデン大統領は、就任後初の外国首脳との電話会談の相手にトルドー首相を選ぶ²⁷など、同盟国としてカナダを重視する姿勢を鮮明にしている²⁸。一方、米国とカナダの間では、米国のバイ・アメリカン条項、インフラ投資計画法案、電気自動車 (EV) 税額控除案、カナダのデジタルサービス税法案など、両国間の通商関係上の懸案事項は依然として残っている。

カナダの主要貿易相手国の中で、まだ自由貿易協定を締結していない中国については、2016 年に FTA 締結に向けた協議の開始で一致していたが、2018 年 12 月のファーウェイ (華為技術) CFO のカナダでの逮捕と、それに続く中国でのカナダ人 2 人の拘束を受けて、外交関係が悪化し、FTA 交渉は中断された²⁹。2021 年 9 月にファーウェイ CFO 及びカナダ人 2 人はそれぞれ解放され帰国したが、交渉再開には時間がかかると思われる³⁰。また、この問題の解決と前後して、中国、台湾が相次いで CPTPP への加盟申請を行ったが、カナダでは両国の加盟への支持は現状では難しいとみられている³¹。

第 3 節 カナダのイノベーション政策

カナダ政府は、トルドー政権発足より前から、イノベーション (特に人工知能分野) の促進と、スタートアップエコシステムの確立による起業の支援に力を入れてきた。

2017 年 3 月、カナダ政府は、「汎カナダ人工知能戦略」を発表し、AI 産業発展のため、モントリオール、トロント・ウォータールー、エドモントンの 4 地域への 1 億 2,500 万 Cドルの予算配分を決定。研究資金の助成を受けたベクター研究所 (トロント) とモントリ

オール学習アルゴリズム研究所 (Mila、モントリオール)、アルバータ・マシン・インテリジェンス研究所 (Amii、エドモントン) が AI エコシステムのハブとなっている³²。

また、カナダ政府は 2017 年 5 月、カナダ国内における雇用創出及び経済成長加速に向け、「イノベーション・スーパークラスター・イニシアティブ」を発表した。これは政府による合計 9 億 5,000 万 C ドルに及ぶ大規模資金支援計画で、5 つのスーパークラスター領域に対して戦略的資金支援を行う計画である。

対象となるスーパークラスター領域は、① デジタル技術、② プロテイン産業、③ 先進製造プロセス、④ スケール AI (AI 技術を活用した産業イノベーション支援)、⑤ 海洋技術の 5 つである。

それぞれのスーパークラスターは企業などのコンソーシアムとして構成され、プロジェクトへの資金支援、人材育成・発掘に関連した活動が実施される。支援対象プロジェクトは、各領域のテーマに合わせて広範なスタートアップからの提案を募集し、成長資金の有効活用だけでなく、カナダ国内の新産業分野での人材創出、各企業の新規分野への進出を促すものとして利用されている³³。

トルドー首相は、2019 年 5 月にトロントで行われたテックカンファレンス「コリジョン」の開会式の基調講演で、カナダのテック部門の成長について、カナダがこれまで積極的に移民を受け入れてきたことで、高等教育を受け、創造力を持った、働く意欲の旺盛な人材が多数集まっていることと、連邦政府が各地にエコシステムを確立してきたことなどの結果であると述べている³⁴。

第 4 節 カナダの環境・エネルギー政策³⁵

2021 年 4 月に米国主催で開催された気候サミットで、トルドー首相は、2030 年の温室効果ガス (GHG) 排出量を 2005 年比で 40~45%削減するという目標を表明した。従来の 30%削減に比べてさらに踏み込んだ目標となる。

2021 年 6 月にはカナダ・ネットゼロ排出説明責任法が施行され、2050 年 GHG 排出実質ゼロ (カーボンニュートラル) が法定目標となっている。

カナダではすでに、2018 年に可決した GHG 汚染価格法に基づいて全ての州・準州で炭素汚染価格制度が導入されている。具体的には、2019 年に CO₂ 換算 1 トン当たり 20C ドルに設定した連邦炭素価格が、毎年 10C ドルずつ上昇して 2022 年に 50C ドルに達した後、

2030年に170Cドルになるまで毎年15Cドルずつ上昇する。州や準州が連邦の炭素価格を上回る独自制度もしくはキャップ・アンド・トレードシステム（排出量取引制度）を有していない場合、連邦政府の最低価格が適用される。

これに加え、ネット・ゼロ・アクセラレーター基金を通じたGHG排出量削減事業支援や、2030年までの石炭火力発電の段階的廃止、2025年までの石油・ガス部門のメタン排出量40～45%削減（2012年比）に向けた各種支援策も打ち出されている。

2020年12月には連邦政府が「カナダ水素戦略」を発表³⁶。水素を用いた低炭素・ゼロエミッション燃料技術を重要な要素と位置づけ、カナダを水素の主要輸出国かつ水素技術の世界的リーダーとする野心的な目標が打ち出された。自動車分野でも、2021年7月、新車販売のZEV化義務付けを2040年から2035年に前倒しした³⁷。

2021年11月1日には、トルドー首相が、英国グラスゴーでの国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）において、遅くとも2030年までに火力発電用石炭の輸出停止を目指すとともに、石油・ガス部門からの温室効果ガス（GHG）排出量の上限設定と削減を進めることを発表した³⁸。

第5節 日系企業の事業活動への影響

2021年9月8日から同月28日にかけて、在カナダ日系企業181社を対象にジェトロが行った『2021年度カナダ進出日系企業実態調査』では、回答企業のうち、2020年に黒字を見込む企業の割合は7割近くとなり、前年から増加、リーマン・ショック直後の2010年を超える水準に回復したものの、新型コロナウイルスの感染拡大前である2019年の水準は下回った³⁹。

今後1～2年の事業拡大を検討する企業は38.6%となり、「新型コロナ禍」前の2019年（35.6%）の水準を上回った。

カナダ進出日系企業は、新型コロナ感染拡大による影響に加え、サプライチェーンの混乱・輸送手段のひっ迫による物流コストの高騰・海運輸送納期の長期化、人件費の高騰や労働力不足など、さまざまな問題を抱えているものの、上述の通り7割近くの企業が黒字を見込むなど、堅調な経営を続けている企業も多い。

また、カナダの経済政策の中心である自由貿易協定を軸とした貿易投資促進政策、特定分野のイノベーションへの集中的投資とスタートアップエコシステムの整備等による科学

技術政策、2050年カーボンニュートラルを見据えた環境エネルギー政策などは、日本の経済政策と整合性を有する部分が多く、日本企業にビジネスの機会がある分野でもある。

日本企業にとって、ビジネスパートナーとしてのカナダを改めて見直す時ではないだろうか。

- 1 自由党がほぼ10年ぶりに政権を奪還、保守党は惨敗（『ジェトロビジネス短信』2015年10月26日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2015/10/6928efbbca5bd6fc.html>
- 2 環境に配慮した成長や中間層向け支援を重視ー2016年度は財政赤字前提の予算案ー（『ジェトロビジネス短信』2016年4月18日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/04/029618c11eea52d5.html>
- 3 中間層の拡大・強化に引き続き主眼ー連邦政府が2017年度予算案を発表ー（『ジェトロビジネス短信』2017年4月21日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/04/54d5bb6e6b7e4245.html>
- 4 2018年度連邦政府予算案、3,385億Cドルの歳出見込む（『ジェトロビジネス短信』2018年4月13日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/04/658b7bee5255c8fd.html>
- 5 2019年度連邦政府予算案、中間層への投資に主眼（『ジェトロビジネス短信』2019年3月26日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/03/ede212da462d6123.html>
- 6 カナダ下院選挙戦始まる、10月21日に投開票（『ジェトロビジネス短信』2019年9月13日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/09/7902ad0852bf7380.html>
- 7 カナダ総選挙で与党・自由党は過半数に至らずも、トルドー政権維持の見通し（『ジェトロビジネス短信』2019年10月23日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/10/b5980830b98658a7.html>
- 8 カナダのトルドー第2期内閣、副首相にフリーランド前外相を起用（『ジェトロビジネス短信』2019年11月27日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/11/2f6fa54f18c6b6ae.html>
- 9 カナダでの感染者は4人、政府は在湖北省カナダ人帰国のチャーター機を用意（『ジェトロビジネス短信』2020年2月4日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/02/ef28b44f412a89bb.html>
- 10 トルドー・カナダ首相、米国民以外の外国人の入国制限措置を発表（『ジェトロビジネス短信』2020年3月18日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/bc9d1cbd4214ca31.html>
- 11 カナダ・オンタリオ州が非常事態宣言、連邦政府は緊急事態法の発動を検討（『ジェトロビジネス短信』2020年3月19日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/8c2c05b834d19090.html>
- 12 カナダ連邦政府、820億カナダ・ドルに及ぶ財政支援策を発表、新型コロナ対応として（『ジェトロビジネス短信』2020年3月19日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/165c041f5a2a296a.html>
- 13 カナダ連邦議会、1,070億Cドルの新型コロナウイルス対策財政支援措置法案を可決（『ジェトロビジネス短信』2020年3月30日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/1519671237530ce8.html>
- 14 カナダ連邦政府、新型コロナウイルス感染拡大対策として、中小企業向け財政支援の拡充を発表（『ジェトロビジネス短信』2020年3月30日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/8737b18ea66c27d8.html>
- 15 カナダ連邦議会が新型コロナウイルス緊急対応第2号法案を可決、賃金助成制度実施へ（『ジェトロビジネス短信』2020年4月14日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/04/a66a89831f273370.html>
- 16 2021年度連邦予算案、今後3年間で1,014億カナダ・ドルの景気刺激策（『ジェトロビジネス短信』2021年4月26日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/2912dda650f4d12.html>
- 17 カナダ・トルドー首相が下院解散・総選挙へ、投開票は9月20日（『ジェトロビジネス短信』2021年8月18日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/08/8034cec8c76106e1.html>
- 18 カナダ議会ウェブサイト。<https://www.ourcommons.ca/en>
- 19 カナダ連邦政府ウェブサイト。<https://www.canada.ca/en/privy-council/campaigns/speech-throne/2021/speech-from-the-throne.html>

-
- 20 カナダでは、議会開会時の施政方針演説は、通常、国王（女王）の代理である総督（Governor General）が行うが、原稿は内閣が作成することから、実質的に内閣の施政方針を示すものである。
- 21 在日カナダ大使館ウェブサイト <https://www.canadainternational.gc.ca/japan-japon/highlights-faits/2019/2019-01-19-cptpp-ptpgp.aspx?lang=ja>
- 22 TPP 交渉が大筋合意－高度で包括的な自由化や貿易ルールを取り決め－（『ジェトロビジネス短信』2015年10月5日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2015/10/f1432e515d7ffe7e.html>
- 23 欧州委が譲歩、加盟国に批准求める－EU カナダ包括的経済・貿易協定－（『ジェトロビジネス短信』2016年7月25日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/07/5be2e7068445cfca.html>
- 24 EU カナダ首脳会議で CETA に調印（『ジェトロビジネス短信』2016年10月31日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/10/2e80bf478b22b59a.html>
- 25 CETA 調印、農業団体などから歓迎の声（『ジェトロビジネス短信』2016年11月1日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/11/0e54f200ed08cec7.html>
- 26 『NAFTA から USMCA へ－USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）ガイドブック』ジェトロ編（2021年07月29日）<https://www.jetro.go.jp/publications/jetro/cff5d57ffaa627a9.html>
- 27 トルドー・カナダ首相、バイデン米大統領と電話会談（『ジェトロビジネス短信』2021年1月26日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/bbb9f03f6d790b80.html>
- 28 大統領選挙で勝利を確実にしたバイデン氏と初めて電話会談を行った外国首脳もトルドー首相である（『ジェトロビジネス短信』2020年11月10日）。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/11/b347f371169981f8.html>
ちなみに、バイデン大統領と直接会って会談をした初めての外国首脳は、日本の菅首相である（『ジェトロビジネス短信』2021年4月19日）。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/cb92940c50d73f61.html>
- 29 カナダ、中国との FTA 交渉中止 「威圧外交」受け（『日本経済新聞』2020年9月22日）
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO64111640S0A920C2000000/>
- 30 中国で拘束のカナダ人 2 人帰国も、加中関係回復には疑問視（『ジェトロビジネス短信』2021年9月28日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/09/aabb713ae0a446ab.html>
- 31 カナダ政府、中国・台湾の CPTPP 加入申請への支持は見送り（『ジェトロビジネス短信』2019年9月28日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/09/6288381746867559.html>
- 32 カナダのイノベーションエコシステム、AI に世界が注目（『ジェトロ地域・分析レポート』2019年11月22日）<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2019/1102/d09acd3d1ba5daed.html>
- 33 『いまこそ活用すべきカナダのイノベーションエコシステム』（ジェトロ、2021年5月）
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/b7c1b215e3dc712f.html>
- 34 トルドー首相、テック部門の成長は移民の受け入れによるものと指摘（『ジェトロビジネス短信』2019年5月28日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/05/552dd571e3b821a2.html>
- 35 自由党の政権続投で産油地域でのグリーン経済移行となるか（『ジェトロ地域・分析レポート』2021年10月15日）<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2021/0801/d71b7e5525e31881.html>
- 36 ・カナダ水素戦略（“The Hydrogen Strategy for Canada” Natural Resources Canada, 2020年12月）
https://www.nrcan.gc.ca/sites/www.nrcan.gc.ca/files/environment/hydrogen/NRCan_Hydrogen-Strategy-Canada-na-en-v3.pdf
- 37 カナダ、2035年までにゼロエミッション車の販売を義務付け（『ジェトロビジネス短信』2021年7月8日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/f14dae5326c048da.html>
- 38 トルドー・カナダ首相、ネットゼロへ石油・ガス部門の GHG 排出量上限設定と削減発表（『ジェトロビジネス短信』2021年11月2日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/c8d069aed6f7f954.html>
- 39 2021年度 海外進出日系企業実態調査（北米編）（ジェトロ、2021年12月）
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/6dfda3b48b48cd1f.html>

第2章 現代カナダ産業の特質

立命館大学 経済学部

特任教授 中本 悟

要約

どの国の産業も、それぞれの国の自然的条件や歴史的条件、そして国際環境を基礎に展開し、その特質を形成する。本稿は、かかる視点から現代カナダ産業の特質を分析する。

第1にカナダは天然ガス、石油、その他鉱物資源、海産物、農産物などステープル（一次産品）に恵まれており、現在もそれらの生産はGDPの10%、輸出の4割を占める。第2に、カナダは隣国アメリカの10分の1規模の経済であり、工業ではアメリカ多国籍企業による企業内国際分業が進んでいる。したがって現代カナダ産業は、絶対的な競争優位をもち高付加価値産業である一次産品産業、アメリカ企業をはじめとする外資系企業がカナダとアメリカとの間で企業内国際分業を展開している工業およびその他産業、カナダの地場企業を生産者とする産業、といった3類型から構成される。

また投資の特徴から言えば、ステープル産業は拡張投資、工業はイノベーションを体化する機械・設備投資及び知的財産投資に重点がある。しかし近年、この後者の投資の伸びが停滞しており、アメリカやOECD諸国と比べるとギャップが拡大している。イノベーションには創造性の向上が不可欠であるが、カナダ社会には創造性を育む異なる価値観の受容を進めてきたという強みがある。

はじめに

本章では、まず第1節で現代カナダ産業の歴史的背景をみたうえで、第2節では現代カナダ産業の分析視点を定める。続いて第3節では現代カナダ産業の構成、第4節では国際分業と国際貿易におけるカナダ産業の位置をみる。すなわち2節と3節では、対内的側面と対外的側面からカナダ産業の特質を検討する¹。そして、第5節で現代カナダ産業においてイノベーションが課題となっていることを明らかにしたい。

第 1 節 現代カナダ産業発展の歴史的背景

カナダは林業、鉱業、農業、漁業において豊かな天然資源に恵まれており、それがカナダの産業構成や対外経済関係を規定している。このため、従来からカナダ経済を特徴づける経済発展論としてステープル (staple:一次産品) 理論がある。その代表的な論者はハロルド・イニス (Harold Innis) ²であり、この理論によれば毛皮、鱈、木材、小麦などの一次産品の輸出が継続的に生じることによってカナダの経済成長が実現するというものであり、カナダ経済の特質、すなわち天然資源の豊富さと輸出依存度の高さを理論化している。一方で、この理論には資本主義的な工業化の発展を理論化していないという弱点がある。

その工業化では、第 2 次大戦後はアメリカ企業のカナダ進出により、アメリカ企業の分工場 (branch plant) や子会社 (subsidiaries) が多くなり、それらによるカナダ経済支配が問題とされた。そこで外国企業の支配を規制しようとするナショナリスティックな流れと外国企業の進出のメリットを高唱する流れのなかで、1968 年には連邦議会上院の諮問委員会報告として『ワトキンス報告』³が、続いて 1972 年には『グレー報告』⁴が出された。これらは何れも対カナダ直接投資のメリットとデメリットもしくは懸念を調査したが、その結果、1975 年には外国資本のカナダへの直接投資を審査する外国投資審査庁が、さらに 1985 年には Investment Canada Act 1985 によりカナダ投資庁が設置され、外国人による重要な投資をカナダの経済成長、投資、雇用に資するかどうか、国家安全保障を危うくしないかどうかの観点から外国人の対カナダ投資を審査する。安全保障上の問題がない限りは、カナダ経済に資する外国資本は積極的に受け入れるというのが現在のカナダの外資政策である。

1980 年代以降はカナダとアメリカとの市場統合がいっそう進んだ。そのマイルストーンは 1989 年加米自由貿易協定 (Canada-US Free Trade Agreement of 1989) および 1994 年北米自由貿易協定 (NAFTA:North American Free Trade Agreement of 1994) である。いずれも名称は自由貿易協定 (FTA) であるが、実質的にはアメリカ企業 (在アメリカ日系企業をはじめとする外資系企業を含む) による北米規模のサプライチェーンの構築と関税撤廃による貿易自由化の実現であった。北米 3 か国内の貿易自由化とともに、関税を免ぜられる条件として北米現地生産比率を高めたからである。この結果、カナダ産業はアメリカとの市場統合ならびに生産分業とサプライチェーンをさらに強めた。こんにち北米 3 か国のいずれかで最終組み立てされる自動車は、それまでに平均 8 回北米 3 か国の国境を

行き来するのである⁵。

さらに 1990 年代には世界経済のグローバル化に伴い、カナダにおいてもグローバル・サプライチェーン（GSC）が発展した。たとえば 1982 年に日本の自動車メーカーでいち早く在米生産を始めた本田は、それ以前ではアメリカにおける自動車販売の 100%は日本からの輸入車であった。しかし 35 年後の 2017 年ではアメリカ産が 66%、カナダ産が 20%、メキシコ産が 7%、イギリス産が 4%、そしてわずか 3%が日本からの輸入である⁶。在米生産が対米輸出の代替となるとともに、それ自体がグローバル生産の一部であり、カナダもその GSC に連なっている。

第 2 節 現代カナダ産業をみる眼

以上から明らかなように、現代カナダ産業はステープル理論が主張するようなステープル経済の特徴を色濃く残ししつつも、他の先進国と同じように工業化からサービス経済化への道を辿っている。したがって、この点を確認しつつカナダの特徴を明らかにすることが、カナダ産業分析の第 1 の観点である。

第 2 に、カナダ産業を分工場経済（branch plant economy）の観点から捉えたい。カナダは人口及び GDP の規模でアメリカのほぼ 10 分の 1 であり、それゆえ one-tenth economy とも言われる。したがって隣国アメリカとの関係は、かつてピエール・トルドー首相（1980 年 3 月～1984 年 6 月の在任）が言ったように「象の隣で寝ているような」のものであり、両国の経済関係は非対称的な相互依存関係である。カナダの対アメリカ経済依存度は、アメリカの対カナダ依存度と比べて非対称的に高いからである。本章では、この分工場経済の視点からカナダ産業を捉える。

第 3 に、カナダ産業の現代的な課題であるイノベーションに焦点を絞り、その問題状況を検討する。イノベーション指数の最近の調査では、カナダは先進国のなかではそのランクは高いとは言えない。たとえば、2021 年の WIPO（World Intellectual Property Organization）のグローバル・イノベーション指数では 16 位、Bloomberg Innovation Index では 21 位、2018 年の World Economic Forum Competitiveness Index では 14 位である。そしていくつかの研究は、カナダ企業がアメリカをはじめとする OECD 加盟諸国と比べて投資が遅れていることに懸念を示している⁷。カナダのイノベーションの現状は、それが将来のカナダ産業の生産性や所得の停滞になるのではないかというのである。この

ような懸念が生じる背景を検討したい。

第3節 現代カナダ産業の構成

表 2-1 と表 2-2 から以下の諸点があきらかとなる。第 1 に付加価値および就業者ベースで、財生産部門のシェアの低下の反面でサービス生産部門シェアの上昇、すなわちサービス経済化が進んでいる。注目すべきは就業者シェアで最大の職種はヘルスケア・社会福祉であり、高齢化社会のなかでこれらの職種へのニーズが大きくなるが、これらは典型的な対人サービス業であり生産性上昇が困難な職種である（もし 1 人の看護師がかつては 10 人の患者を担当していたのが 30 人になったら生産性は 3 倍に高まるであろうが、看護サービスの質は確実に劣化するだろう）。したがってヘルスケア・社会福祉へのニーズが高まるとともに、就業者も多くなるのである。その結果、2000 年～2020 年の間にこの職種の就業者シェアは 10%から 14%に増加した。しかし表 2-2 に明らかなように、付加価値ベースではこの業種のシェアは同期間に 7%で変わらない。このことはこの業種の低付加価値生産性を示している。小売り、宿泊・飲食も同じケースである⁸。ただし、サービス職種のなかでは、専門・科学・技術サービスは就業者及び付加価値に占めるシェアは上昇している。これらの業種はそれ自体としては労働集約的なサービス業種であるが、製造業を始め他業種に対する企業向けサービスとして生産性上昇や高付加価値化に寄与する技術集約的あるいは知識集約的なビジネスサービスである。

第 2 の特徴は、製造業の雇用及び付加価値シェアが傾向的に低下していることである（図 2-1）。これは何も製造業の衰退を示すものではない。技術導入による生産性向上が製造業では比較的容易であり、その結果、就業者及び付加価値に占めるシェア低下の傾向を示すのである。かつてアメリカの社会学者ダニエル・ベルは、このような傾向を社会発展段階として工業化の後に続く豊かなサービス社会の到来として捉えた⁹。また先進国の製造業にとって重要なのは、低付加価値に帰結する価格競争力というよりも高付加価値商品の開発によって高付加価値を獲得することである。

以上のことは先進国に一般的にいえることであるが、製造業の GDP および雇用シェアの低下はカナダでは顕著である。とはいえ、これはカナダのサービス経済化が特に進んでいるというわけではない。

表 2-1 カナダの業種別の就業構成

(単位: %)

	1980	1990	2000	2010	2020
ヘルスケア・社会福祉	8.3	9.8	10.3	12.0	13.5
小売り		12.6	11.9	12.1	11.5
製造業	18.9	15.7	15.2	10.2	9.3
専門的・科学的・技術的サービス	3.2	4.4	6.3	7.2	8.5
建設業	6.1	6.2	5.5	7.3	7.6
教育サービス	6.3	6.4	6.6	6.9	7.4
金融・保険・不動産・賃貸・リース	6.0	6.5	5.8	6.4	6.9
行政	6.3	6.4	5.2	5.4	5.5
運輸・倉庫	5.7	4.9	5.2	4.8	5.3
宿泊・飲食	5.4	5.9	6.4	6.4	5.2
その他サービス	4.4	4.6	4.6	4.5	4.1
経営管理・ビル管理サポート	1.8	2.4	3.6	4.1	3.9
情報・文化・リクレーション	3.7	3.9	4.5	4.5	3.8
卸売り		3.3	3.7	3.7	3.4
農業	4.0	3.4	2.5	1.8	1.6
鉱業・採石業・石油・ガス採取業		1.5	1.1	1.5	1.3
公益事業	1.1	1.1	0.8	0.8	0.8
森林業		0.6	0.6	0.3	0.3
漁業・狩猟		0.3	0.2	0.1	0.1
財生産部門	33.1	28.6	25.8	22.0	20.9
サービス生産部門	66.9	71.4	74.2	78.0	79.1
総計(千人)	10,984	13,086	14,760	16,907	17,999

出所 : Statistics Canada, *Labour force characteristics by industry*

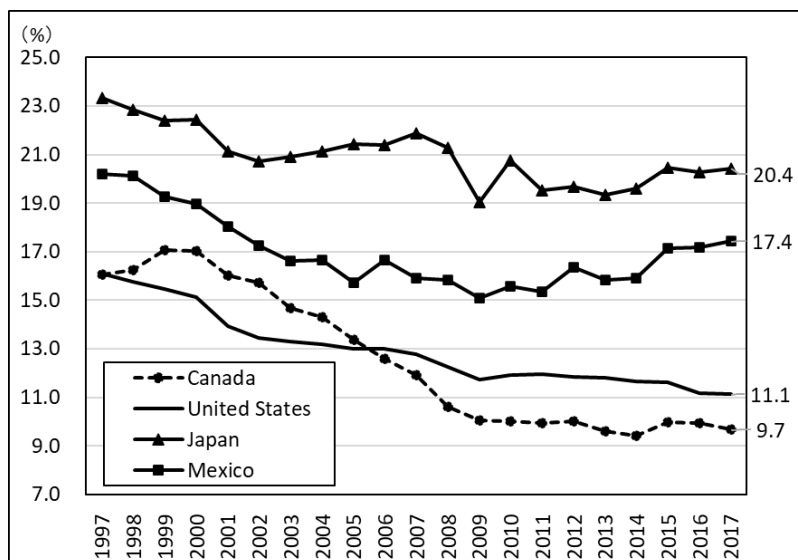
表 2-2 産業別 GDP 構成比

(単位: %)

	2000	2010	2020
財生産部門	34.8	29.7	29.0
サービス生産部門	65.2	70.3	71.0
不動産・賃貸・リース業	10.7	12.2	13.7
製造業	15.7	10.8	9.5
鉱業・採石・石油・ガス採取	8.1	7.3	7.6
金融・保険	5.6	6.2	7.6
建設	6.1	7.4	7.5
ヘルスケア・社会福祉	7.1	7.3	7.1
行政	6.6	7.5	7.0
専門・科学・技術的サービス	5.4	5.5	6.3
卸売り	4.6	5.1	5.4
教育サービス	5.3	5.6	5.3
小売り	4.5	5.2	5.1
運輸・倉庫	4.4	4.2	3.8
情報・文化業	2.9	3.3	3.5
経営管理支援	2.5	2.8	2.4
農業	2.1	1.9	2.3
公益事業	2.4	2.3	2.2
その他サービス	2.1	2.1	1.8
宿泊・飲食	2.3	2.1	1.5
芸術・娯楽	1.0	0.8	0.5
企業管理	0.0	0.7	0.2

出所 : Statistics Canada, *GDP at basic prices, by industry*.

図 2-1 製造業の GDP シェア



出所：World Bank, World Economic Development Indicators.

そうではなく、それは他の先進工業国とは異なり、カナダは豊かな天然資源保有国ゆえ鉱業・採石・石油・ガス採取業や電力などのエネルギー部門の付加価値シェアが極めて高いからである。これらの産業は装置・設備集約的産業であり、したがってその雇用シェアは低い。そしてまた絶対的な優位をもつこれらの産出物は高付加価値であり、したがってその付加価値シェアは高くなるのである（表 2-2）。

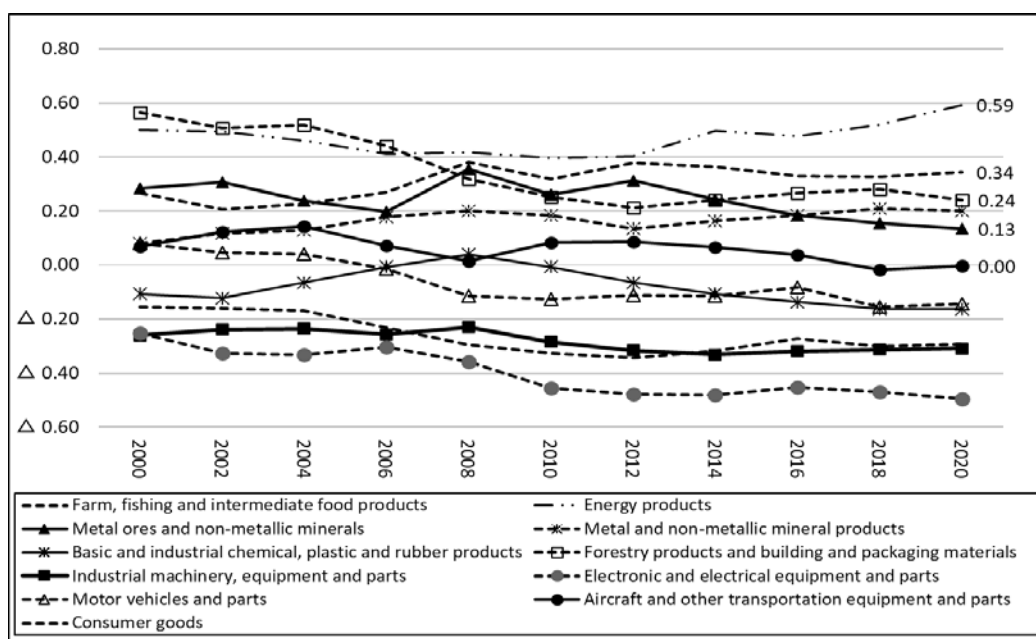
とはいえ、もとおりに工業化が経済成長に必要な理由は明確である。工業は第一次産業やサービス産業部門とは異なりイノベーション（技術革新）を体化した機械・設備の導入が比較的容易であり、その結果、生産性の向上を実現し経済成長をもたらすからである。

工業とは対照的にサービス産業、とくに対人サービス業は工業と比べてイノベーションの導入が難しい。対人サービスの多くは技術革新の導入は難しく生産性の上昇は遅れるが社会を豊かにするという業種である。また農業はその生産高が天候に大きく左右され不作でも豊作でも価格と利益は安定しない。漁業や狩猟は獲得量が不安定であり、鉱業品価格は国際市況に大きく左右される。これらの一次産品産業は技術導入による生産性向上や高付加価値化が難しいのであり、鉱業・採石・石油・ガス採取業や電力などのエネルギー部門は構築物増設による拡張投資が中心である。

第4節 国際分業・貿易のなかのカナダ産業

次にカナダ産業の対外的側面をみる。図 2-2 は対世界輸出超過係数であり輸出競争力の指標の一つである。この 20 年間では輸出競争力が高い業種はエネルギー、農業・漁業・中間食料品、金属・非金属鉱物、林産物・建築・包装原料、航空機・その他輸送機器・同部品であり、いまなお一次産品の輸出競争力は高くカナダの外貨獲得の主要部門である。一方、自動車・同部品、基礎的化学品・プラスチック、消費財、工業用の原料・機械・同部品、電子・電気機器・同部品は貿易赤字で輸出競争力は劣位である。これらの事実からカナダ産業は一次産品に輸出競争力があり、いまなおカナダ経済はステープル・エコノミーの特徴を色濃く示しているといえよう。

図 2-2 カナダの輸出超過係数（対世界）



注. 輸出超過係数 = (輸出 - 輸入) / (輸出 + 輸入)

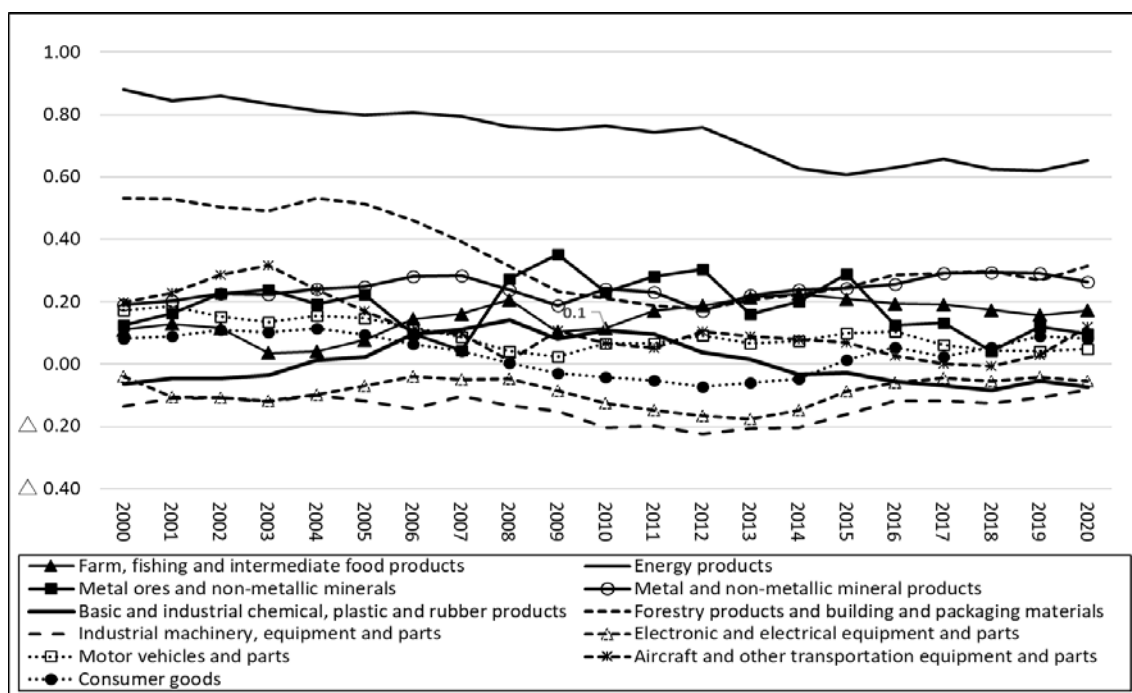
出所: Statistics Canada, *Canadian international merchandise trade by country and by product section*.

ただし、図 2-2 は輸出超過すなわち貿易収支を示しており、貿易の絶対的規模ではない。2020 年の輸出の絶対額でいえばトップはエネルギーが 888 億ドル、2 位が消費財の 690 億ドル、3 位が自動車・同部品の 657 億ドルであり、これらの 3 業種で同年の輸出の 43% を占める。輸入ではトップが消費財で 1259 億ドル、2 位が自動車・同部品の 879 億ドル、3 位が電子・電気機器・同部品の 682 億ドルで、これら 3 業種で 52% を占める。このように一次産品においては、カナダは絶対的な優位をもっているが工業では輸出と輸入双方で

貿易額が大きく産業内国際分業が進んでいる。

国際分業と貿易の担い手として外資系企業の役割が大きいこともカナダ経済の特徴である。カナダ経済自体が外国からの移民と資本輸入によって発展してきたからである。現代カナダ経済における外資系企業のポジションをみると、2018年時点でカナダの法人企業数のわずか0.6%の外資系法人企業がカナダのGDPの24%、雇用の19%、輸出の61%、輸入の68%、機械・設備資産の27%、知的財産の26%を占めており、外資系法人企業の規模が極めて大きく、またカナダ経済への寄与も大きい（Statistics Canada, Table: 36-10-0356-01による）。

図 2-3 カナダの輸出超過係数（対米国）



注. 輸出超過係数 = (輸出 - 輸入) / (輸出 + 輸入)

出所: Statistics Canada, *Canadian international merchandise trade by country and by product section*

ここで、さらにカナダの輸出の73%（2020年）を占める対アメリカ輸出競争力に焦点を絞ってみよう（図 2-3）。対世界輸出と同じように一次産品で輸出競争力は強いが、加えて自動車・同部品、消費財、航空機・その他輸送機器でも競争優位にある。これらの工業品輸出のなかでも自動車・同部品業種におけるアメリカ企業の役割は圧倒的である。そもそも2020年ではカナダの最大の工業品輸出は606億ドルの自動車・同部品であり、そ

のうちアメリカ向け輸出シェアは 92%に及ぶ。両国間の自動車の国際分業は、「1965 加米自動車協定」を契機として発展してきた。すでに当時からアメリカの Big4（現在の Big3 とアメリカンモーターズ）が両国境を跨いで分業生産を行なう企業内国際分業（intra-firm international division of labor）であった¹⁰。現在ではカナダとアメリカとの自動車生産の企業内国際分業は、両国に組み立て工場をもつ日系企業や韓国系企業を含む自動車メーカーによるカナダとアメリカ間の企業内国際分業が展開している。2020 年では自動車・同部品の対アメリカ輸出の 77%が企業内輸出であり、対アメリカ輸入の 65%が企業内輸入である（表 2-3）。企業内国際分業はほかの工業品でも高い。

表 2-3 カナダとアメリカとの企業内国際貿易

(単位: 100万ドル)

自動車・部品 (NAICS 3361-3363)												
	2005年			2010年			2015年			2020年		
	輸入	輸出	貿易収支	輸入	輸出	貿易収支	輸入	輸出	貿易収支	輸入	輸出	貿易収支
総額	45,767	66,129	20,362	42,623	49,169	6,547	48,530	58,672	10,142	39,291	42,419	3,128
企業内貿易	28,159	51,887	23,728	26,875	40,616	13,741	30,559	47,079	16,519	25,610	32,600	6,990
企業内貿易 シェア(%)	61.5	78.5		63.1	82.6		63.0	80.2		65.2	76.9	
航空機・その他輸送機器・同部品 (NAICS 3364-3369)												
	輸入	輸出	貿易収支	輸入	輸出	貿易収支	輸入	輸出	貿易収支	輸入	輸出	貿易収支
総額	5,466	8,587	3,121	6,246	7,395	1,149	9,174	11,681	2,508	7,601	10,005	2,404
企業内貿易	817	1,596	779	1,304	2,759	1,456	1,773	4,438	2,666	1,685	4,370	2,686
企業内貿易 シェア(%)	14.9	18.6		20.9	37.3		19.3	38.0		22.2	43.7	
電気機械を除く機械 (NAICS 3331-3339)												
	輸入	輸出	貿易収支	輸入	輸出	貿易収支	輸入	輸出	貿易収支	輸入	輸出	貿易収支
総額	20,129	12,564	△7,565	22,257	11,192	△11,065	23,471	13,914	△9,557	19,154	14,577	△4,578
企業内貿易	6,042	3,803	△2,239	8,044	2,723	△5,321	8,830	2,613	△6,216	6,142	3,036	△3,106
企業内貿易 シェア(%)	30.0	30.3		36.1	24.3		37.6	18.8		32.1	20.8	
コンピュータ・電子製品 (NAICS 3341-3346)												
	輸入	輸出	貿易収支	輸入	輸出	貿易収支	輸入	輸出	貿易収支	輸入	輸出	貿易収支
総額	14,198	10,237	△3,961	11,635	7,279	△4,357	10,974	6,658	△4,316	9,675	5,687	△3,988
企業内貿易	6,188	4,573	△1,616	4,543	2,698	△1,846	3,188	2,191	△997	2,305	1,411	△893
企業内貿易 シェア(%)	43.6	44.7		39.0	37.1		29.0	32.9		23.8	24.8	

出所: U.S. Dept. of Commerce, Bureau of Census, *Related-party trade*.

以上から国際分業=貿易のなかでカナダ産業を捉えると、以下のような 3 類型になる。絶対的な競争優位をもち高付加価値産業である一次産品産業、アメリカ企業をはじめとする外資系企業がカナダとアメリカとの間で企業内国際分業を展開している工業ならびにその他産業、カナダの地場企業を生産者とするその他の産業、といった 3 類型から構成される。

第5節 カナダ産業のイノベーション

かつてイノベーションには設備投資が重要であった。工場やオフィスなどの構築物投資の大きさは規模の拡張を示すものであっても、それ自体は効率性や生産性上昇を示すものではないからである。設備・機械こそが新しい技術を体化している。こんにちのイノベーションにとってもそのことは変わらないが、こんにちではソフトウェアや特許使用などの知的財産投資がさらに重要となっている。知的財産は無形資産であるが、財やサービスの生産において生産性や高付加価値化の条件となっているのである。

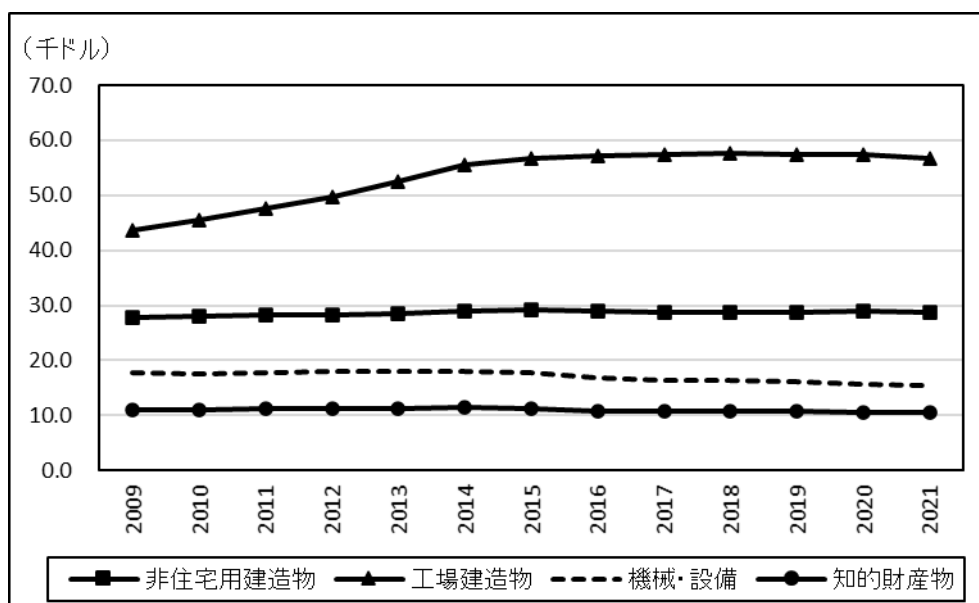
ここで業種ごとの非住宅資産（非住宅用ビル、工場、機械・設備、知的財産から構成）を見ると、その最大の保有者は政府である。2020年では政府は762億ドルの資産を保有し、次いで運輸・倉庫業（393億ドル）、鉱業・砕石・石油・ガス採取業（307億ドル）、公益事業（220億ドル）、製造業（217億ドル）が続く。ここで重要なのは非住宅資産の構成である。政府保有資産の60%は非住宅用ビルと工場である。同じように運輸・倉庫、鉱業・砕石・石油・ガス採取業、公益事業はいずれも工場などの構築物資産のシェアが70%を超える。これらの業種は大規模な構築物投資による拡張投資を行っている。これに対して製造業では機械・設備保有シェアが44%、知的財産が33%を占め、構築物資産シェア23%に過ぎない。製造業がイノベーションの中心的な推進部門になっているのである。とくに輸送機械製造では、機械・設備が32%、知的財産が60%、合わせて92%を占める。このシェアは、1980年では44%と19%で合わせて63%だったので、知的財産投資の増加率の高さを示している（Statistics Canada, Table 36-10-0096-01）。

以上からイノベーションの成果を広く経済に普及するうえで製造業が重要であることが再確認できる。そして前述のように、カナダの製造業は自動車製造業に見られるように外資系企業の役割が大きく、研究開発でも一定の役割を果たしている。カナダ企業の国内の2019年における自社内の研究開発投資は217億ドル、そのうち170億ドルが工学・ソフトウェア工学分野への研究開発であり、このうち外資系企業による投資額は38%を占める（Statistics Canada, Table 27-10-0343-01）。外資系企業がカナダのイノベーションに一定の役割を果たしている。

前述のようにイノベーションにとって重要なのは、機械・設備と知的財産への投資であるが、それはイノベーションの客観的な条件の一つであり、いま一つは言うまでもなく人的資本である。この両者の組み合わせを労働力人口一人当たりの非住宅資産（一種の資

本装備率。資本装備率は有形固定資産/従業員数) でみてみよう (図 2-4)。明らかに 2010 年代半ばから機械・設備の投資が逡減するとともに知的財産の増加率も停滞している。資本投資の内訳別で労働力一人当たりの投資動向を、アメリカのそれと比較した研究によれば、カナダがアメリカを凌ぐものは構築物 (structure) のみであり、機械・設備では 2010 年初頭から投資は停滞しておりアメリカとのギャップは拡大している。また知的財産では、カナダ企業の投資も逡増しているもののアメリカとのギャップは拡大する一方である¹¹。

図 2-4 労働力人口一人当たりの非住宅資産



(出所) Statistics Canada, Table 34-10-0163-01 and Table 14-10-0287-01 から作成。

カナダの研究開発のいま一つの特徴は、民間企業による支出割合が先進 7 か国 (G7) のなかでは最も低いことである。2016 年では日本の 79%、アメリカの 73%、ドイツの 68% に対してカナダは 54% である。一方、高等教育機関による研究開発支出のシェアは G7 のなかで最も高い (Statistics Canada, Table: 27-10-0360-01)。

以上から、イノベーションの観点から現代カナダ産業を捉えると、第 1 に設備投資および知的財産投資の増加率の停滞、第 2 に研究開発において外資系企業果たす大きな役割、第 3 に企業による研究開発支出が低く逆に高等教育機関による支出が大きい、といえよう。カナダにとって重要なのは、研究開発投資で大きな役割を果たしているアメリカ企業を含

め、イノベーション人材を惹きつけ、投資をしやすい場所にするイノベーション政策が必要であろう。イノベーションにとって重要なのは、異なった価値観を自由に交換できる環境である。それこそが創造性（creativity）を高めるからである。多文化主義を掲げるカナダにははそうした風土がある。

- 1 カナダ経済全般については、栗原武美子『現代カナダ経済研究』東京大学出版会、2011年、加勢田博『カナダの経済』昭和堂、2001年、日本カナダ学会『史料が語るカナダ』有斐閣、1997年などを参照。
- 2 *The Fur Trade in Canada: An Introduction to Canadian Economic History*, 1930 が代表作である。
- 3 Task Force on Foreign Ownership and the Structure of Canadian Investment, *Foreign Ownership and Structure of Canadian Industry*, 1968. 諮問委員会の委員長である Watkins, M.H. にちなんで『ワトキンス報告』と通称される。
- 4 Government of Canada, *Foreign Direct Investment in Canada*, 1972. 財務大臣ハーブ・グレーの下で作成された報告書は『グレー報告』と通称される。
- 5 Wilson, Christfer E., *Working Together: Economic Ties between the United States and Mexico*, Woodrow Wilson Center for Scholars, November 2011.
- 6 U.S. Senate Committee on Finance, *Hearings: Impact of Tariffs and Practices related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation under Section 301 of the Trade Act of 1974*, March 22.
- 7 たとえば、Rocson, William B.P., Robson, Jeremy Kronick and Jacob Kim, “Tooling Up: Canada Needs More Robust Capital Investment”, *Commentary* 520, C.D. Howe Institute, 2018; Rocson, William B.P., Robson and Miles Wu, “Declining Vital Signs: Canada’s Investment Crisis”, *Commentary* 606, C.D. Howe Institute, 2021 ; Schwanen, Daniel, “Innovation Policy in Canada: A Holistic Approach”, *Commentary* 497, C.D. Howe Institute, 2017 など。
- 8 このように低生産性のサービス生産部門が拡大することによって、サービス価格の上昇や経済成長の停滞が生じることを主張したのは William J. Baumol であり、Baumol, William J. “Macroeconomics of unbalanced growth : the anatomy of urban cities”, *The American Economic Review*, Vol. 57, June 1967 がその初期の論文である。ポーモルは最晩年にも *The Cost Disease: Why Computers Get Cheaper and Health Care Doesn't*, Yale University Press, 2012 を出している。サービス経済化に伴って生産性の停滞とサービス価格の上昇という「コスト病」が進行するというのである。
- 9 Bel, Daniel, *The Coming of Post-Industrial Society: A Venture in Social Forecasting*, Basic Books, 1973 (内田忠夫ほか訳 『脱工業社会の到来——社会予測の一つの試み』、ダイヤモンド社、1975年)。
- 10 詳しくは、中本 悟「加米経済関係の発展と一体化」加勢田編、前掲書、78—82 ページを参照。
- 11 Rocson, William B.P. and Miles Wu, *op. cit.*, pp. 8-9.

第3章 カナダの産業における国際競争力の現状

北海商科大学 商学部 商学科

教授 李 炯直

要約

本稿では、カナダの国際競争力に関する現状と今後の課題について、近年のカナダの経済動向や国別ランキング関連報告書を基に調査結果をまとめた。本稿における国際競争力 (International/Global/World Competitiveness) とは、国内で生産活動を行う企業の付加価値創造を維持させるための国・地域が提供する環境レベルのことを指す。主な参考資料として、IMD (International Institute for Management Development : 国際経営開発研究所) 発行の「世界競争力年報 2021」および WEF (World Economic Forum : 世界経済フォーラム) 発行の「国際競争力報告書 2019」を用いた。これらの報告書や各種最新統計データに基づき、カナダの国際競争力の現状を読み解くと、コロナ禍による国内経済の打撃と米中貿易摩擦による経済環境の悪化により、カナダの国際競争力も少なからず影響を受けていた。しかしながら、こうした苦境の中でもカナダの国際競争力は、世界的に見ても依然として高水準を維持している。カナダの国際競争力の今後さらなる向上にむけて、戦略的なアプローチがより重要であり、人工知能や先端製造技術など高成長分野への投資拡大と、関連分野における人材の育成や確保が重要であると言える。

はじめに

世界各国は、自国経済の現状把握や海外からの投資誘致、自国産業の PR など、あらゆる目的で国際競争力に関する報告内容や国別ランキングに強い関心を寄せている。こうした背景の中、本稿が取り上げるカナダにおいては、ニュースメディアである Narcity が 2020 年 6 月 25 日付の報道で、「カナダ経済の国際競争力が初めて米国を超えた」というタイトルの記事を載せた¹⁾。この報道の根拠となる資料は、1989 年から毎年 IMD (International Institute for Management Development : 国際経営開発研究所) によって発行されてきた世界競争力 (World Competitiveness) の年次報告書であり、各国における評価項目別競争力順位と総合順位を発表している。2020 年の報告書では、カナダの総合順位が初めて米国より高く評価された。こうした IMD のような国際研究機関によって

発表される国別競争力評価報告書は、世界各国が深く関心を寄せる資料である。

本稿では、こうした近年の報告書から読み取れるカナダの経済動向および国際競争力の現状と課題を把握する。様々な国際競争力に関する評価報告書のうち、本稿では IMD が最近発行した「世界競争力年報 2021 (World Competitiveness Yearbook 2021)」、および WEF (World Economic Forum : 世界経済フォーラム) が発行した「国際競争力報告書 2019 (The Global Competitiveness Report 2019)」を主な資料として用いた¹。

第 1 節 国際競争力の概念と評価機関

日本の経済辞書によると、国際競争力 (International/Global Competitiveness) もしくは世界競争力 (World Competitiveness) とは、「国際経済取引における競争力の強さをいい、狭義には輸出競争力のこと」と定義されている (有斐閣、2013)²。つまり、国際競争力の辞書的意味は、国際貿易における経済学の基礎概念である生産の優位性に近い。しかし、世界各国の政府やマスコミが毎年強い関心と期待を寄せているインデックスやランキング、およびこれらの測定基準から見えてくる国際競争力とは、経済学的視点での優位性とはかなり異なる概念である。

原 (2001) によると、国際競争力に対する明確な定義はないとしながらも、マスコミなどで通常使われている国際競争力の概念として、次の 2 つを説明している。1 つは、「ある産業あるいは業種全体の現時点での国際市場における競争上の強さの程度」であり、もう 1 つは、「産業の国際競争力を支える国の環境要件が持っている能力」としている³。さらに IMD によると、「ある国や地域が持つ経済競争力は、GDP や生産性だけでは測定できない。なぜなら、企業やビジネスもその国の社会的、文化的、政治的な面に適応しなければならないからである。したがって、各国・地域の政府は、企業の持続可能な価値創造を支える効率的な政策・制度やインフラによって特徴付けられる環境を提供すべきである」としている⁴。すなわち、IMD が扱う国際競争力の概念は、国内で生産活動を行う企業の付加価値創造を維持させるための国・地域が提供する環境レベルのことを意味する。

世界各国に対する国際競争力評価を実施している研究機関は、IMD の他にも数多くある。WEF は、「国際競争力報告書 (The Global Competitiveness Report、以下、GCR)」で国別の競争力ランキングを毎年公開している。さらに OECD (経済協力開発機構)、UNDP

¹ WEF の年次報告書である GCR の中でも最新の 2020 年版では、国別競争力ランキングの報告が含まれていない特別版であるため、その前年に発行された 2019 年版の評価結果を用いて分析した。

(国連開発計画)、IMF(国際通貨基金)などの国際機関に加え、イギリスの Fitch Ratings、アメリカの Moody's や S&P などの主要格付機関も、定期的に各国の経済統計や事業環境に関する様々なデータを分析し、その結果に基づいて国別ランキングや等級などを発表している。こうした様々な国際機関や格付会社などによる国際競争力の分析結果は、対象国の企業や産業を含む経済全体の将来的な成長可能性までも示す資料であるため、グローバル企業の経営戦略や投資計画に関わる貴重な参考資料にもなる。

第2節 データから読み解くカナダ産業の今

カナダにおける国際競争力の現状を把握する前に、近年のカナダの経済や産業について概観する。OECD(2021)が提供する2019年のカナダ経済に関する主な統計データを表3-1にまとめた⁵⁾。注目すべき点としては、まず1つ目に、カナダの15歳未満人口の割合(15.8%)はOECD平均(17.9%)と比べて低いが、65歳以上人口の割合(17.6%)はOECD平均(17.1%)より高く、カナダ社会の高齢化が進んでいる。2つ目に、カナダの15歳以上の失業率(5.7%)はOECD平均(5.4%)よりやや高いが、若年層(15~24歳)の失業率(11.0%)や1年以上の長期失業率(0.5%)はOECD平均(各11.7%、1.4%)より低い。3つ目に、カナダの高等教育修了者(25~64歳対象)の割合(59.4%)がOECD平均(38.0%)を大きく上回っている。こうした教育水準の高さは、一人当たりGDPの高さ(PPP基準、51,500米ドル)と、労働生産性の高さ(年間平均労働時間:カナダ1,670時間、OECD平均1,726時間)にもつながっていると言える。

表3-1 カナダの主な統計データ

2019年	Canada	OECD平均
人口(100万)	37.6	-
15歳未満人口(%)	15.8	17.9
65歳以上人口(%)	17.6	17.1
GDP(単位:米ドル、億)	17414	-
最近5年間の平均実質成長率(%)	1.8	2.5
一人当たりGDP(PPP)(単位:米ドル、千)	51.5	49.3
失業率(15歳以上、%)	5.7	5.4
若者失業率(15-24歳、%)	11	11.7
長期失業率(1年以上、%)	0.5	1.4
高等教育修了者(25-64歳、%)	59.4	38
年間平均労働時間	1,670	1,726

注. データはOECDが提供するカナダの基本統計を元に筆者作成
資料: OECD(2021); Economic Surveys: Canada 2021

表 3-2 は、2016 年から 2020 年までの 5 年間におけるカナダの産業別 GDP を、規模（2020 年基準）に応じて順位を付け、高い産業から順に整理したものである⁶。表 3-2 で確認できるように、近年順調に成長を続けてきたカナダ経済であったが、2020 年新型コロナウイルスによるパンデミックの影響で、3 つの産業（1 位の不動産、4 位の金融・保険、14 位の農林漁狩）を除く全ての産業がマイナス影響を受けた。その結果、2020 年の GDP 総額は 2019 年と比べて 5%のマイナスで、とりわけ最も大きな影響を受けた 2 つの産業は、19 位の芸術・娯楽（前年比 43%減）と 18 位の宿泊・飲食業（前年比 34%減）であった。

表 3-2 カナダの産業別 GDP、2016-2020

(2012年価格、単位:100万加ドル)

Year	2016	2017	2018	2019	2020
総額	1,838,742	1,895,902	1,945,015	1,980,087	1,875,974
1. 不動産	234,251	240,876	245,603	252,323	256,114
2. 製造業	188,962	192,637	198,289	197,822	178,071
3. 鉱業・採石・石油やガスの採掘	136,007	148,951	157,950	156,791	143,506
4. 金融・保険	121,385	130,081	132,614	136,602	143,328
5. 建設	134,398	139,395	142,242	141,998	137,287
6. 行政	124,195	126,567	129,984	133,244	131,180
7. 医療・社会的支援	128,970	130,536	134,547	138,907	130,779
8. 専門科学技術サービス	106,553	110,087	113,867	118,968	115,782
9. 卸売業	94,253	97,529	100,636	102,253	99,641
10. 教育サービス	98,244	99,762	102,587	104,834	99,122
11. 小売業	94,633	97,142	98,852	99,515	96,234
12. 輸送・倉庫	80,983	85,903	88,860	89,805	72,006
13. 情報・文化	59,473	61,607	62,809	65,069	63,826
14. 農林漁狩	39,298	40,201	40,965	43,350	45,769
15. 各種日常業務管理・支援サービス	50,970	50,403	51,198	51,913	45,345
16. 公共	41,427	41,917	42,645	42,997	41,971
17. その他のサービス（行政を除く）	36,672	38,017	38,489	38,961	32,861
18. 宿泊・飲食業	41,069	41,582	42,527	43,515	28,890
19. 芸術・娯楽	14,322	15,056	15,342	15,728	9,010
20. 企業経営	10,110	8,984	7,941	7,079	6,083

資料: Statistics Canada

表 3-3 は、世界各国・地域からの対カナダ海外直接投資（Foreign Direct Investment、以下、FDI）残高を示している⁷。FDI 残高の総額は年々増えてはいるが、2019 年の対前年比増加率 9.2%に比べ、2020 年の対前年比増加率は 2.7%に留まっており、これもまた新型コロナウイルスによるパンデミックの影響と思われる。2020 年の対カナダ FDI の国

別残高を見ると、1位の米国および2位のオランダの両国だけで総額の半分以上（57.8%）を占めている。日本に関しては328億加ドル、総額に対する割合は3.1%で、6位にランクインしている。ちなみに2020年対前年比で最高増加率を示した国はアイルランドで、170.8%増であった。

表 3-3 世界の対カナダ FDI 残高：国・地域別、2018-2020

(単位:10億加ドル)

国・地域	2018	2019	2020
総額	932.6	1018.3	1046.3
1. 米国	419.6	446.8	456.8
2. オランダ	137.7	140.8	147.9
3. 英国	61.6	65.7	69.6
4. ルクセンブルク	52.5	62.2	57.4
5. スイス	40.6	49.4	50.5
6. 日本	33.3	32.4	32.8
7. 中国	21.5	24.2	24.3
8. 香港	24.9	24.3	22.2
9. バミューダ	20.4	21.6	21
10. ドイツ	16.4	17.5	18.2
11. オーストラリア	11.8	17.8	17.7
12. フランス	12.7	16.8	17.7
13. アイルランド	6.5	6.5	17.6
14. ブラジル	14.4	13.5	15.3
15. スペイン	5.3	13.1	13.2
他の国や地域	53.5	65.6	64.1

資料:Statistics Canada

UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development : 国連貿易開発会議) の世界投資報告書 2021 年版 (World Investment Report 2021) によると、カナダは 2019 年に世界で 10 番目に高い 480 億米ドルの FDI を受けたが、2020 年には半減し (240 億米ドル)、順位も 13 位に下がった (表 3-4) 8。

表 3-4 世界の対内 FDI：上位 20 か国・地域（2020 年基準）、2019-2020

(単位:10億 米ドル)

ランキング	2019	2020
1. 米国(1)	261	156
2. 中国(2)	141	149
3. 香港(5)	74	119
4. シンガポール(3)	114	91
5. インド(8)	51	64
6. ルクセンブルク(25)	15	62
7. ドイツ(7)	54	36
8. アイルランド(4)	81	33
9. メキシコ(14)	34	29
10. スウェーデン(32)	10	26
11. ブラジル(6)	65	25
12. イスラエル(20)	19	25
13. カナダ(10)	48	24
14. オーストラリア(12)	39	20
15. アラブ首長国連邦(22)	18	20
16. 英国(11)	45	20
17. インドネシア(19)	24	19
18. フランス(15)	34	18
19. ベトナム(24)	16	16
20. 日本(26)	15	10

注. 国名の横には2019年のランキングを括弧の中に記入

資料:UNCTAD (2021); World Investment Report 2021

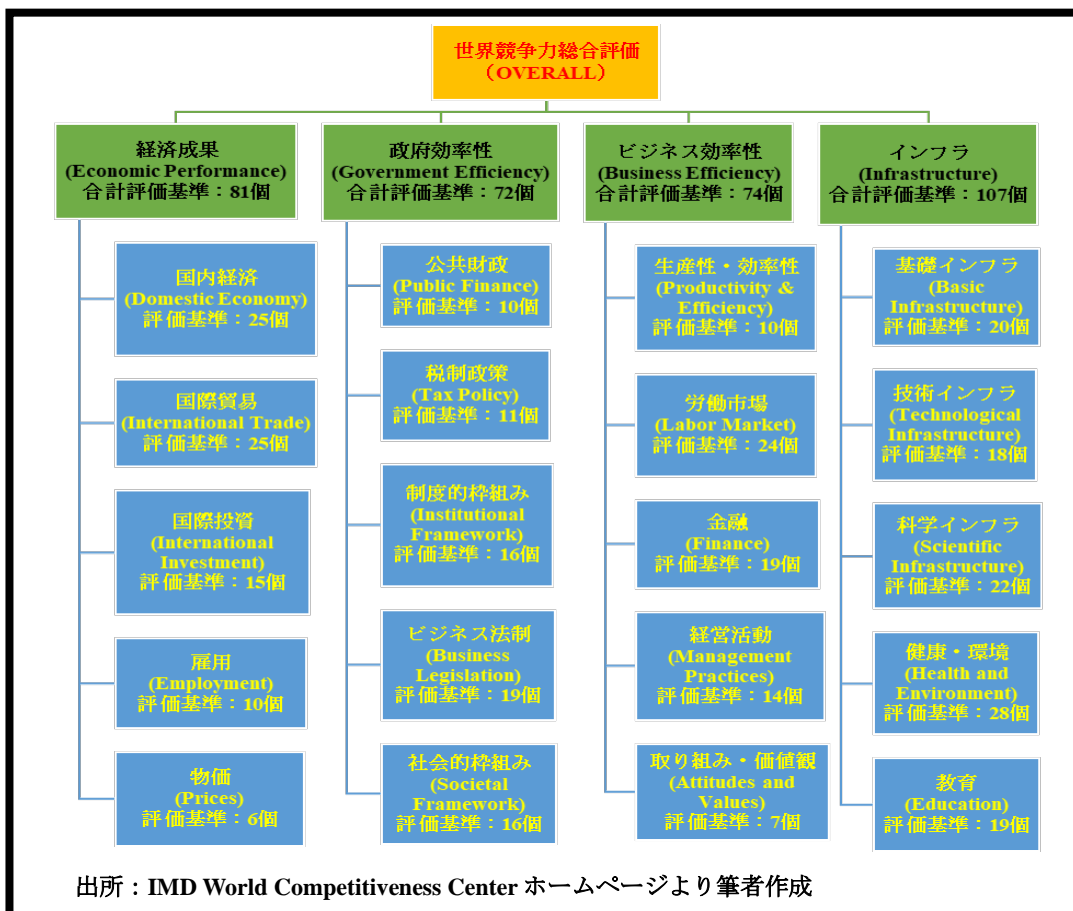
第 3 節 カナダにおける国際競争力の現状

1. カナダにおける IMD 世界競争力評価

IMD が毎年 6 月に公表している世界競争力年報（World Competitiveness Yearbook、以下、WCY）では、調査対象国（2020 年時点で OECD 加盟国を含む 64 か国）の世界競争力ランキング結果が確認できる。IMD は WCY 発行の意義を、企業と政府のそれぞれに分けて説明している⁹。まず、企業に対しては、長期的観点で、企業が創出する商品やサービスの価値が投資先国で安定的かつ効率的に管理できるのか、その可能性を提示する。政府に対しては、国内で生産活動を行う企業のために、政策やインフラ整備などを通じてどれだけ充実したビジネス環境を備えているのか、他の国や地域と比較できる資料を提供する。図 3-1 は、IMD の世界競争力に対する評価指標を示しており、「経済成果」、「政府効率性」、「ビジネス効率性」、「インフラ」という 4 つの大分類指標で構成されている。大

分類指標のそれぞれには 5 つの小分類指標が設けられており、さらに各小分類指標にはより細かい評価基準（Criteria）が多数属している。大分類指標ごとの合計評価基準の数は、「経済成果」81 個、「政府効率性」72 個、「ビジネス効率性」74 個、「インフラ」104 個にも及ぶ。

図 3-1 IMD 世界競争力評価指標



2021 年版 WCY で評価されたカナダの国際競争力は、64 か国中 14 位であった。この順位は 2020 年の結果（64 か国中 8 位）よりも 6 ランク低いが、2019 年（63 か国中 13 位）とはほぼ同じ水準である。2020 年の結果については、先述したように IMD が WCY の発行開始以降初めて米国を抜き、調査対象の北米・中南米 9 か国の中ではトップであった。しかし、その結果は新型コロナウイルスによる影響をより強く受けた米国の順位が、2019 年 3 位から 2020 年 10 位まで落ちたのが原因でもあるだろう¹⁰。

表 3-5 は、2021 年版 WCY の報告内容から各指標別カナダのランキングをまとめたもの

である¹¹。大分類指標の中では、「インフラ」が 8 位と一番高く、「経済成果」は 14 位、「政府効率性」は 15 位、そして一番ランクが低かったのが 16 位の「ビジネス効率性」であった。小分類指標の中では、土地や水資源等の評価基準から測定された「基礎インフラ」が 4 位と最も高く評価された。これに続く「国際投資」も 8 位、「物価」および「教育」も 9 位と高く評価された。一方で、貿易収支、輸出・輸入額等の評価基準から測定された「国際貿易」が 47 位で最も低く、次に低い評価を受けたのが「雇用」(44 位)であった。

表 3-5 カナダの IMD 国際競争力ランキング (2021 年版 WCY)

2021年カナダの国際競争力総合順位: 14位								
	4つの大分類指標: 指標別順位							
	経済成果: 14位		政府効率性: 15位		ビジネス効率性: 16位		インフラ: 8位	
5つの小分類指標	国内経済	13位	公共財政	28位	生産性・効率性	19位	基礎インフラ	4位
	国際貿易	47位	税制政策	23位	労働市場	22位	技術インフラ	16位
	国際投資	8位	制度的枠組み	12位	金融	12位	科学インフラ	19位
	雇用	44位	ビジネス法制	16位	経営活動	16位	健康・環境	10位
	物価	9位	社会的枠組み	16位	取り組み・価値観	15位	教育	9位

資料: IMD; World Competitiveness Online

2. カナダにおける WEF 国際競争力評価

第 1 節で紹介したように、WEF も報告書 GCR を通じて国際競争力指標 (Global Competitiveness Index、以下、GCI) と国別競争力ランキングを毎年発表している。2019 年版 GCR は、2018 年に導入された GCI の 4.0 バージョン (GCI 4.0) に基づき、世界 141 か国を対象に行われた評価結果を載せている¹²。GCI 4.0 の構成は図 3-2 で示されているように、4 つの大分類指標 (「基本的環境」、「市場」、「人的資本」、「イノベーション生態系」) の下には計 12 の柱部門 (Pillar) があり、これらの柱部門に計 103 個の評価項目が配置されている¹³。

図 3-2 WEF 国際競争力指標バージョン 4.0 (GCI 4.0) の構成

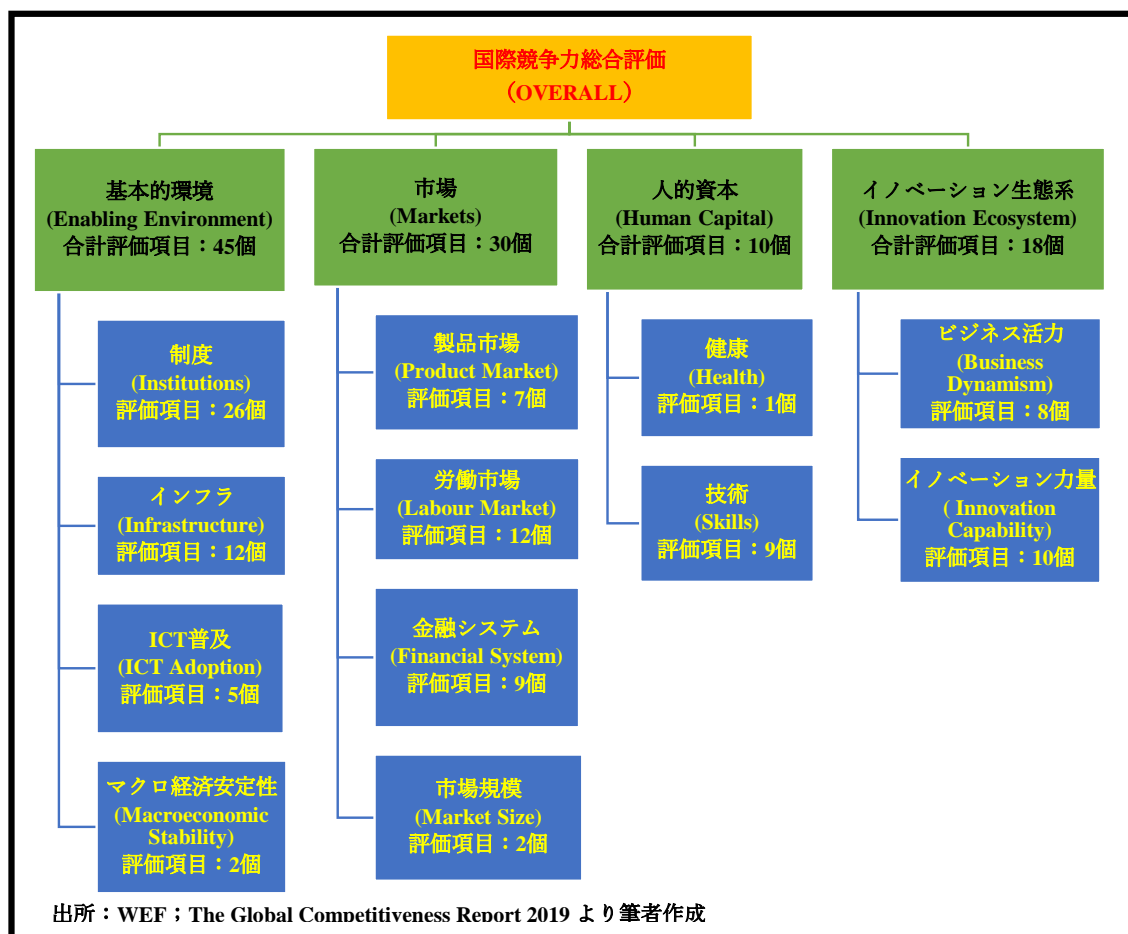


表 3-6 は、カナダの国際競争力に対する評価結果を GCR 2018 および GCR 2019 の指標からまとめたものである¹⁴。2019 年の総合ランキングは、2018 年と比べて 2 段階下がり 14 位であった。柱部門別結果では、順位が上昇したのは「金融システム」(2018 年 11 位→2019 年 9 位) と「ビジネス活力」(2018 年 13 位→2019 年 12 位) の 2 部門のみであるが、「マクロ経済安定性」は、2018 年に引き続き 2019 年もトップであった。他の柱部門は全て順位を落とし、一番大きく下落した部門は「製品市場」で、2019 年には前年より 4 ランク下がり 24 位であった。特に「ICT 普及」に関しては、前年に続いて 2019 年も 12 の柱部門のうち最も低い評価を受けており、順位も 34 位 (2018 年) から 35 位 (2019 年) に落ちた。

表 3-6 カナダの WEF 国際競争力ランキング (GCR 2018、GCR 2019)

カナダの WEF 国際競争力指標 (Global Competitiveness Index)						
2018年総合順位: 12位、2019年総合順位: 14位						
大分類 指標	基本的環境 (Enabling Environment)				人的資本 (Human Capital)	
項目	制度 (Institutions)	インフラ (Infra-structure)	ICT普及 (ICT Adoption)	マクロ経済 安定性 (Macro- economic stability)	健康 (Health)	技術 (Skills)
2018	11	25	34	1	12	11
2019	13	26	35	1	14	12
順位変化	↓ 2	↓ 1	↓ 1	0	↓ 2	↓ 1
大分類 指標	市場 (Markets)				イノベーション生態系 (Innovation Ecosystem)	
項目	製品市場 (Product Market)	労働市場 (Labour Market)	金融システム (Financial system)	市場規模 (Market size)	ビジネス活力 (Business dynamism)	イノベーション 力量 (Innovation capability)
2018	20	6	11	15	13	13
2019	24	8	9	16	12	16
順位変化	↓ 4	↓ 2	↑ 2	↓ 1	↑ 1	↓ 3

資料: WEF (2018); The Global Competitiveness Report 2018

WEF (2019); The Global Competitiveness Report 2019

第 4 節 結び—カナダにおける国際競争力のさらなる向上にむけて

近年カナダが持つ国際競争力は、IMD の評価でも WEF の評価でも高水準の世界順位を維持しているⁱⁱ。しかし、カナダのみならず世界各国は、常に自国の経済や産業発展のためにその競争力を向上させようと努力する上で、自国が直面する様々な問題を把握し、一つ一つ克服していかななくてはならない。こうした観点から、IMD の WCY 2021 および WEF の GCR 2019 それぞれの報告書でまとめられているカナダの国際競争力向上に関連する課題をいくつか紹介する。

WCY 2021 で IMD が提示したカナダの経済における課題は、まず 1 点目に、人工知能 (AI) や先端製造技術 (Advanced Manufacturing Technology) 等の高成長分野に必要な熟練した人材の不足である。2 点目は、これらの高成長分野に対する海外直接投資の誘致

ⁱⁱ カナダの国際競争力ランキングは、WEF の GCR 2018 では 12 位 (140 か国中)、GCR 2019 では 14 位 (141 か国中)、IMD の WCY 2020 では 8 位 (64 か国中)、WCY 2021 では 14 位 (64 か国中) であった。

努力である。3 点目は、中小企業の規模拡大（商品化や輸出促進等のため）である。4 点目は、郊外や地方のコミュニティに対する十分なデジタルインフラの整備である。そして 5 点目は、国内サプライチェーンの強化および貿易協定を有効活用する国際サプライチェーンの構築である¹⁵。

一方、GCR 2019 で WEF が指摘した内容は、第一に、カナダの経済は米中対立が主な原因である世界貿易摩擦のマイナス影響を受けている。第二に、その外部ショック（世界貿易摩擦）による経済環境の悪化は、ビジネスリーダーたちに否定的見解を持たれている。またこうした彼らの否定的見解は、GCI 評価の柱部門である「製品市場」と「労働市場」両方の順位を下落させ、その結果カナダの総合順位も落ちたとしている。そして第三に、国際競争力の向上に向けて、カナダはテクノロジーとイノベーション分野をより強化すべきである。具体的には、無線通信のブロードバンドインフラ（Mobile Broadband Infrastructure）の改善と研究開発（R&D）への投資拡大、企業・大学・研究センター間の協力促進などである¹⁶。

以上、本稿では、カナダの国際競争力に関する現状と今後の課題について、近年のカナダの経済動向や国別ランキング関連報告書を基に調査結果をまとめた。主な参考資料として、IMD 発行の「世界競争力年報 2021」および WEF 発行の「国際競争力報告書 2019」を用いた。これらの報告書や各種最新統計データに基づき、カナダの国際競争力の現状を読み解くと、コロナ禍による国内経済の打撃と米中貿易摩擦による経済環境の悪化により、カナダの国際競争力も少なからず影響を受けていた。しかしながら、こうした苦境の中でもカナダの国際競争力は、世界的に見ても依然として高水準を維持している。カナダの国際競争力の今後さらなる向上にむけて、戦略的なアプローチがより重要であり、人工知能や先端製造技術など高成長分野への投資拡大と、関連分野における人材の育成や確保が重要であると言える。

注（参考文献）

¹ Leggett, C. (2020, June 25). Canada's economy beats the US in a worldwide ranking for the first time ever. *Narcity*. Retrieved January 3, 2022, from <https://www.narcity.com/ottawa/canada-economy-2020-ranking-beats-the-us-for-the-first-time-ever>

² 金森久雄 荒憲治郎 森口親司編『経済辞典 第5版』有斐閣 2013 p.386

³ 原陽一郎「国際競争力とは何か」『長岡大学紀要創刊号』2001年 P.4

⁴ IMD. Home page. *World competitiveness ranking*. Retrieved January 5, 2022, from

<https://www.imd.org/centers/world-competitiveness-center/rankings/world-competitiveness/>

- ⁵ OECD (2021, March), OECD Economic Surveys: Canada 2021, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/16e4abc0-en>.
- ⁶ Statistics Canada (2021, December 23). Table 36-10-0434-03. *Gross domestic product (GDP) at basic prices, by industry, annual average*. Retrieved November 24, 2021, from <https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=3610043403>
- ⁷ Statistics Canada (2021, April 27). Table 36-10-0008-01. *International investment position, Canadian direct investment abroad and foreign direct investment in Canada, by country, annual*. Retrieved November 25, 2021, from <https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=3610000801>
- ⁸ UNCTAD (2021). *World Investment Report 2021: Investing in Sustainable Recovery (United Nations publication, Sales No. E.21.II.D.13)*. (P. 5). Retrieved January 5, 2022, Report posted to <https://unctad.org/webflyer/world-investment-report-2021>
- ⁹ IMD. Home page. *Who can benefit?* Retrieved January 5, 2022, Message posted to <https://www.imd.org/centers/world-competitiveness-center/rankings/>
- ¹⁰ Sharpe, A. (2021). The World Bank Doing Business Index for Canada: An Assessment, *CSSLS Research Report 2021-02*. (p. 60). Ottawa: Centre for the Study of Living Standards. Retrieved January 5, 2022, Report posted to http://www.csls.ca/res_reports.asp
- ¹¹ IMD. Home page. *Competitiveness Ranking Canada (Competitiveness Landscape for 2021)*. Retrieved January 5, 2022, from <https://worldcompetitiveness.imd.org/countryprofile/CA/wcy>
- ¹² Schwab, K. (Ed.) (2019). *The Global Competitiveness Report 2019*. Geneva: World Economic Forum. (p. vii). Retrieved January 5, 2022, Report posted to https://www3.weforum.org/docs/WEF_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf
- ¹³ Schwab, K. (Ed.) (2019). *The Global Competitiveness Report 2019*. Geneva: World Economic Forum. (pp. 614-625). Retrieved January 5, 2022, Report posted to https://www3.weforum.org/docs/WEF_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf
- ¹⁴ Schwab, K. (Ed.) (2018). *The Global Competitiveness Report 2018*. Geneva: World Economic Forum. (pp. 143-145). Retrieved January 5, 2022, Report posted to <https://www3.weforum.org/docs/GCR2018/05FullReport/TheGlobalCompetitivenessReport2018.pdf>
- Schwab, K. (Ed.) (2019). *The Global Competitiveness Report 2019*. Geneva: World Economic Forum. (pp. 138-142). Retrieved January 5, 2022, Report posted to https://www3.weforum.org/docs/WEF_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf
- ¹⁵ IMD. Home page. *Competitiveness Ranking Canada (Challenges in 2021)*. Retrieved January 5, 2022, from <https://worldcompetitiveness.imd.org/countryprofile/CA/wcy>
- ¹⁶ Schwab, K. (Ed.) (2019). *The Global Competitiveness Report 2019*. Geneva: World Economic Forum. (p. 14). Retrieved January 5, 2022, Report posted to https://www3.weforum.org/docs/WEF_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf

第4章 カナダにおけるクリティカルミネラル戦略について

立教大学 経済学部 経済政策学科

教授 アンドリュー・デウィット

要約

銅やレアアースなどのクリティカルミネラル（重要鉱物）は、カナダの連邦政府や州政府の戦略的産業政策の焦点になっている。カナダにおける展開とともに、他の国でも政策が進められ、世界銀行や国際エネルギー機関などの国際機関による分析も行われている。このセクションでは、クリティカルミネラルの戦略的な重要性が高まっている理由、カナダのクリティカルミネラルが特に注目されている理由、そして日本やその他のパートナーと協力してカナダのチャンスを高めるために何をすべきかを探る。

はじめに

クリティカルミネラルは、現代の先端技術、特に脱炭素技術には欠かせないものである。世界的な脱炭素化の野心的なシナリオで予測される需要を満たすために、クリティカルミネラルの十分な供給があるかどうかについて、専門家はここ数年間議論してきた。しかし、脱炭素化の材料需要に関する懸念は、2021年に膨れ上がった。2021年5月に、国際エネルギー機関（IEA）は、クリーンエネルギー移行を達成するために必要な技術である電気自動車、再生可能エネルギーや電力ネットワークのクリティカルミネラルの供給制約、ライフサイクルコスト、環境正義などに関する初めての包括的かつグローバルな調査結果を発表した。同報告書は次のように警告する。「クリティカルミネラルの需要が、ほとんどの場合、過去に経験したことがないほど急激に増加するという見通しは、供給の可能性と信頼性に大きな疑問を投げかけている。過去には、さまざまな鉱物の需給バランスが逼迫すると、追加投資や需要の緩和・代替措置を促した。しかし、これらの対応にはタイムラグがあり、価格の変動も大きかった。今後も同様の現象が発生した場合、クリーンエネルギー移行が遅れ、コストが上昇する可能性がある」¹。

わずか数か月後の2021年10月にIEAは「World Energy Outlook 2021」を発表した。この見通しによれば、銅、アルミニウムやシリコンといったクリティカルミネラルの2021

年に起きた価格上昇により、再生可能エネルギーやバッテリーのコストがすでに上がっている。また、ネットゼロシナリオでは、クリティカルミネラルや水素燃料の価値が、2030年には石炭、石油、天然ガスとほぼ同等になり、2050年にはそれらを大きく上回ることが示唆されている²。さらに、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）でも、2022年1月に発行した「Geopolitics of the Energy Transformation: The Hydrogen Factor」の中で、電解槽に使用する白金族のクリティカルミネラル制約要因になると次のように警告している。「ほとんどの鉱物や金属は現在、地質学的には十分な供給量があるにも関わらず、需要が急速に増加し、採掘や精製プロジェクトのリードタイムが長くなっているため、市場は逼迫すると考えられる³。」

その上、Rystad Energy社、Wood Mackenzie社、S&P Global Market Intelligence社、および学術研究者による最近の分析では、銅、リチウム、アルミニウムなどのクリティカルミネラルの価格が、需要の増加と新規供給への不十分な投資に直面して上昇していると警告している。

また、既存のプロジェクトで鉱石の品位が低下しているため、採掘・加工コストが上昇しているとともに、リチウムをはじめとするクリティカルミネラルの新規のプロジェクトに対して地元の抵抗が強まる傾向もある。また、一部の生産国では、規制強化やロイヤリティ増加などの政策転換が懸念されており、現地での付加価値向上を目指す動きもある。例えば、インドネシアの政策立案者は、ニッケルや銅などのクリティカルミネラルを活用して、国内の精製・製造業を発展させることを目指している⁴。

つまり、多くのクリティカルミネラルの入手コストが上昇しているとともに生産現場等におけるビジネスリスクが悪化しているのである。また、価格の上昇は一過性のものではなく、構造的なものであると考えられる。そして、ESG（環境、社会、企業統治）基準への対応が、これらのコストを増加させることはほぼ確実である。

第1節 カナダにおける戦略

1. 全体像

上記の背景には、カナダのサプライチェーンにおける可能性は注目されている。カナダ

は様々なクリティカルミネラルの主要な生産国であるし、十分な確認埋蔵量や推定埋蔵量を有しており、特に比較的未開発の北部地域に多くの鉱床があると思われる。カナダは安定した民主主義国家であり、強固な鉱業部門を持ちながら ESG 目標への取組も行っている。カナダのクリティカルミネラルに関する政策は、日本、米国、EU、その他の伝統的な同盟国や貿易相手国との協力関係を重視している。

IEA は、2022 年のカナダにおけるエネルギー政策に関する報告書の中で、「クリーンエネルギー移行がエネルギー安全保障の観点から新たな脆弱性をもたらす中、カナダは国内消費と輸出の両方に向けてクリティカルミネラルの生産とサプライチェーンを拡大する計画を策定した」と述べている⁵。同報告書に、「カナダは、先進的な電池の生産に必要なすべての鉱物や金属を有する西洋で数少ない国の一つとして、ユニークな位置を占めている。また、電気自動車（EV）のモーターや風力タービンに使用される永久磁石に不可欠な構成成分である希土類元素の埋蔵量は 4 番目に多い」とも付け加われている⁶。

2. 戦略的なアプローチ

実際に、カナダ連邦政府は「鉱山から製造へ」というアプローチを重視しており、カナダの資源保有量や鉱業の専門知識を活用して、世界的なクリーンエネルギー移行を支援するために必要なクリティカルミネラルのサプライチェーンを構築している⁷。重要な枠組みは、2019年3月の「カナダ鉱物・金属計画（Canadian Minerals and Metals Plan）」である。この政策フレームワークは、州・準州政府、先住民族のグループ、産業界、その他のステークホルダーとの協力により策定された。その後、連邦政府は 2021 年 3 月にカナダ国内史上初の正式なクリティカルミネラルリストを作成し、この図にある 31 のマテリアルを特定した。銅、ガリウム、ゲルマニウム、スズなど、脱炭素技術やデジタル技術に欠かせない材料がクリティカルミネラルとして追加されたことは特に注目された。

図 4-1 カナダにおけるクリティカルミネラルリスト

• Aluminum	• Helium	• Scandium
• Antimony	• Indium	• Tantalum
• Bismuth	• Lithium	• Tellurium
• Cesium	• Magnesium	• Tin
• Chromium	• Manganese	• Titanium
• Cobalt	• Molybdenum	• Tungsten
• Copper	• Nickel	• Uranium
• Fluorspar	• Niobium	• Vanadium
• Gallium	• Platinum group metals	• Zinc
• Germanium	• Potash	
• Graphite	• Rare earth elements	

資料：カナダ天然資源省（Natural Resources Canada）⁸

カナダの鉱物を「クリティカル」として判断する基準は次の3つである。

- (1) カナダの経済安全保障に不可欠であること。
- (2) カナダの低炭素経済への移行に不可欠であること。
- (3) カナダのパートナー国にとってクリティカルミネラルの持続可能な供給源であること。

このように、カナダのクリティカルミネラルリストは、貿易相手国のニーズに明確に対応しようとしている点が主な特徴の一つである。カナダ天然資源省は、次のように強調している。「このリストは、産業界、投資家、州・準州政府、およびカナダの国際的なパートナーに、カナダの鉱物の優先順位について、より確実性と予測可能性をもたらし、政策立案者がサプライチェーンのキーポイントに的を絞って対処することも可能になる」と説明している⁹。また、カナダ天然資源省は、カナダの電力の82%が水力、原子力、風力その他の低炭素電源によって発電されていることも主張している。この比較的に底炭素型の電力のおかげで、カナダ製のアルミニウムやその他のクリティカルミネラルは、一般的に「世界の他の大規模生産者の中で最も二酸化炭素排出量が少ない」と指摘している¹⁰。

この評価は、ロンドンを拠点とする ESG コンサルタント会社である Skarn Associates 社の分析によって裏付けられている。Skarn の比較評価によると、カナダにおけるクリティカルミネラルの生産で排出された温室効果ガスが他の国よりも少ないことがわかっている。例えば、Skarn のデータによると、カナダのニッケルは、他国で生産されるニッケル

に比べて、平均して 8~15 倍も炭素集約量が少ないとされている¹¹。

ESG ルールが進化する時代においては上記のポイントはかなり重大であると思われる。クリティカルミネラルの炭素集約量が、単に採掘・加工企業だけの問題ではない状況になっていくかもしれない。むしろ、風力発電の部品や電気自動車のバッテリーなどの製造に精製されたクリティカルミネラルを使用する企業も、これらの材料の ESG 対応に関するデューディリジェンスを実施しなければならない責任を負うことになるだろう。その上に人権尊重責任や紛争鉱物対応などの ESG 評価が展開している¹²。これらの ESG 基準に合わないクリティカルミネラルの利用が製造業のビジネスリスクになる可能性もある¹³。

3. サブナショナル政府の活動

カナダでは、サブナショナル政府（州・準州）も鉱物資源に対して重要な権限を持っている。連邦レベルでのこうしたクリティカルミネラルに関する政策形成は、州や準州レベルでの取り組みと並行して行われていることは特に大事と思われる。2020 年 10 月には、ケベック州政府が 9,000 万カナダドルの投資を含む「重要・戦略的鉱物の開発のための計画 2020-2025（Plan for the Development of Critical and Strategic Minerals 2020-2025）」を発表した。ケベック州政府の計画は、加速するクリティカルミネラルの需要と、環境的に持続可能な供給のマッチングを目指している点が注目されている¹⁴。2021 年 3 月、オンタリオ州政府は、初の試みとなる「クリティカルミネラル戦略（Critical Minerals Strategy）」を策定中であることを発表した¹⁵。ブリティッシュ・コロンビア州政府やその他の州・準州では、独自のクリティカルミネラル戦略をまとめているか、イノベーション関連の資料でクリティカルミネラルの役割を認識している。これらの計画はすべて、ステークホルダーの関与や採掘・加工用の低炭素電力など、ESG 関連の懸念事項に対応している。

例えば、ブリティッシュ・コロンビア州政府とブリティッシュ・コロンビア州鉱業協会（Mining Association of British Columbia）が共同で作成し、同州「鉱業の日」である 2021 年 3 月 15 日に発表した「イノベーション・ロードマップ（BC Mining Innovation Roadmap）」の中には、「州内の鉱物探査活動は活発で、将来の鉱山候補の強力なパイプラインを確立している。現在、ブリティッシュ・コロンビア州は、電気自動車や再生可能エ

エネルギーのインフラなど、低炭素経済への移行に必要な種類の製品を作るために不可欠な金属や鉱物の世界有数の供給地となっている。(中略)ブリティッシュ・コロンビア州の鉱業会社は、環境、社会、ガバナンスのパフォーマンスにおいて最高水準を満たしている」と述べている¹⁶。

4. 公共投資等の支援

カナダでは、クリティカルミネラルに対する公共部門の投資やその他の支援策が増えている。こうした支援には、直接投資、投資インセンティブ、人材やイノベーションの育成、国際的なパートナーとの協力などが含まれる。このような支援の拡大は、この分野が戦略的に重要であることを示す新たな兆しといえる。以下にいくつかの事例を挙げる。

- (1) カナダ連邦政府の 2021 年度の予算には、カナダ天然資源省 (Natural Resources Canada) に Critical Minerals Centre of Excellence を設立するための 3 年間に渡る 960 万カナダドルの投資と、クリティカルバッテリー 鉱物処理・精製のノウハウを高めるため同期間で 3,680 万カナダドルの R&D 投資が含まれている¹⁷。
- (2) 2021 年 3 月 15 日、カナダ連邦政府とケベック州政府は、モンリオール地区のライオン・エレクトリック社に 1 億ドル (各 5,000 万ドル) の電気自動車用バッテリー工場への投資を発表した¹⁸。
- (3) 2020 年 8 月、サスカチュワン州政府は、サスカチュワン州のレアアース分離・加工施設に 3,100 万カナダドルの資金提供を発表した。このプロジェクトは、カナダでは初の試みである。カナダには世界のレアアース資源の 7%が存在し、埋蔵量は世界 10 位であることから、今後も拡大される可能性がある¹⁹。
- (4) 2020 年 4 月、ケベック州政府は約 500 万カナダドルを投じて、Nouveau Monde Graphite 社の ESG 対応グラファイト生産の取り組みを支援した (連邦政府も支援しているプロジェクトである)。同社のプロジェクトは 2023 年に操業を開始し、北米とヨーロッパで最大のグラファイト鉱山となる予定である²⁰。
- (5) 2020 年 11 月に、ケベック州政府が 14 億カナダドルを投じて、鉱石の採掘から電池の生産、リサイクルまでを行うリチウム電池産業を育成することをアナウンスした²¹。

5. 国際的な協力

カナダ連邦政府はまた、米国や欧州の国際的なパートナーとの戦略的パートナーシップにおいても緊密に連携している。2011 年から開催していた日米欧三極クリティカルマテリア

アル・ミネラル会合にカナダが 2019 年からオブザーバーとして参加しており、2020 年から正式なメンバーとなっている。2021 年 12 月の 6 日及び 8 日に議長国である日本でこのイニシアチブの 12 回目の会議が行われた²²。そして具体的な協力関係として、2021 年 7 月 19 日にカナダの天然資源大臣と欧州委員会域内市場担当委員は、EU-カナダ包括的経済貿易協定 (EU-Canada Comprehensive Economic and Trade Agreement) の権限の下に、原材料に関するカナダ-EU 戦略的パートナーシップ (Canada-EU Strategic Partnership on Raw Materials) の枠組みを発表した。両者は、「カーボンニュートラルでデジタル化された経済への移行に不可欠な鉱物や金属のサプライチェーンの安全性を確保することは、カナダと欧州連合の双方にとって優先事項である」と宣言した²³。このパートナーシップの狙いは以下の通りである。

- (1) カナダと EU でクリティカルミネラルプロジェクトを展開する。
- (2) クリティカルミネラルプロジェクトに対する欧州とカナダの財政支援を調整し、民間投資を活用してリスクを回避する。
- (3) 廃棄物からクリティカルミネラルを採掘するための賞金付きイノベーションチャレンジの機会を探る。
- (4) 廃棄物からのクリティカルミネラル開発可能性のマッピングを含む、資源の分類とマッピングのためのベスト・プラクティスの推進。
- (5) 研究とイノベーションを支援するために、「ネット・ゼロ・バッテリー・ミネラルの追跡 (Tracing Net-Zero Battery Minerals)」という共同イベントを開催する。

6. クリティカルミネラルと社会的ライセンス

前述のように、カナダ以外の国では、世論の反対により、新たなクリティカルミネラル採掘のプロジェクト開発がますます困難である。しかし、カナダ国民はクリティカルミネラルプロジェクトをかなり支持しているようである。これについて、カナダ鉱業協会 (Mining Association of Canada) が 2,600 人のカナダ人を対象に行った 2020 年 3 月 3 日から 11 日までのオンライン世論調査では、次のような結果が出ている。

- (1) 88%は、世界市場向けのクリティカルミネラルを生産するカナダの役割が高まることを望んでいる。
- (2) 86%が、サステナビリティ・リーダーであるカナダのクリティカルミネラル・金属企業

への国際的な投資を促進することは望ましいと思っている。

- (3) 83%は、カナダが中国と競争できるように、クリティカルミネラルの生産を奨励すべきであると考えている。
- (4) 81%が、カナダの持続可能性の高い基準に注目することで、カナダのクリティカルミネラルへの関心を高めたいと考えている。

要するに、調査の対象者の約 9 割はカナダがクリティカルミネラルの優先的な調達先になるという考えに賛同し、政府部門がこのアプローチをサポートするためのさまざまな措置を講じることを望んでいる²⁴。

7. カナダの鉱業

カナダは、先進的な技術、強固な資本市場、広範な国際活動により、世界の鉱業において重要な役割を果たしている。カナダの国内鉱業は、2019 年には 200 以上の活発な鉱山があり、60 以上の鉱物や金属を生産している。クリティカルミネラルの生産に関して、カナダはカリウムで 1 位、ウランとニオブで 2 位、ニッケル、アルミニウム、白金族元素 (PGE) で 3 位、コバルトで 4 位となっている。

カナダの鉱業部門全体 (クリティカルミネラルだけではない) は、2019 年に 1090 億カナダドル (カナダの名目 GDP の 5%) を生み出し、1060 億カナダドル (カナダの総輸出の 19%) を世界市場に輸出した。また、鉱業は 71 万 9000 人の雇用を支えた (直接雇用 392,000 人、間接雇用 327,000 人)。この雇用は、今後 10 年間に鉱業プロジェクトのために確保される推定 820 億カナダドルによって、さらに増加することが期待される²⁵。

8. ハイレベル調査の助言

上記にクリティカルミネラルに関するカナダの戦略が拡大していることを説明した。野心的な面がある一方で、カナダ国内および国際的な取組を更に強化する必要がある。IEA のデータを見ると、世界的な脱炭素化の圧力が強まる中、カナダ産の化石燃料の需要が減少する可能性があるため、カナダのクリティカルミネラルでその削減を代替できる可能性が高いと考えられる。

これらの課題について、連邦議会下院の天然資源常任委員会 (Standing Committee on

Natural Resources) が検討し、2021年6月17日に、同委員会は「From Mineral Exploration to Advanced Manufacturing : Developing Value Chains for Critical Minerals in Canada」と題した報告書を発表した²⁶。(今現在、この連邦議会下院の天然資源常任委員会が行なったクリティカルミネラルに関する調査が連邦議会下院の産業と技術常任委員会 (Standing Committee on Industry and Technology) で継続中である²⁷。) このカナダにおけるクリティカルミネラルのバリューチェーン開発についての調査報告書にある最も関連性の高い提言の中で、委員会は、連邦政府が以下の方法でカナダのクリティカルミネラル部門の責任ある、持続可能な、包括的な開発を促進するよう助言した。主な施策は次の五つである。

- (1) 研究インフラと技術革新プラットフォームの開発を含む、クリティカルミネラルに関する研究の支援。
- (2) 廃棄物の回収や鉱物のリサイクルなど、環境への影響を低減する鉱山・鉱物加工活動の開発に向けた取り組みを奨励し、それを可能にする規制の枠組みを確保する。
- (3) 信頼性とコストを考慮した上で、遠隔地や北部地域のオフグリッド鉱山エネルギーシステムに再生可能エネルギーや低炭素のエネルギーを統合するためのロードマップを立ち上げる。
- (4) 鉱山の電気化のためのベスト・プラクティスの実施を促進する。
- (5) クリティカルミネラルのトレーニングプログラムを提供し、鉱業部門の労働力の多様化に向けた取り組みを支援する。

この委員会はまた、クリティカルミネラルの国内市場の数を増やし、国内産業と国内の専門知識を構築するために、連邦政府がカナダ国内での付加価値加工の開発を支援するよう助言した。主な施策は次の二つである。

- (1) 有望な付加価値製品の製造のための実証施設の設立を支援し、州政府等の施設との重複を避ける。
- (2) 付加価値の高いクリティカルミネラル処理の開発を支援するために、鉱物探査に係る税控除制度やフロースルー株式制度などの金融・税制措置の範囲拡大の可能性を調べる。

第2節 むすび

カナダにおけるクリティカルミネラルの機会を最大限に活用するには、カナダで生産され、ESG に準拠したクリティカルミネラルの需要をより確実なものにするための協力的なパートナーシップが必要である。日本や米国などの国際的な協力強化等により例えばケベック州における鉱石からリサイクルまでのバリューチェーンの実現の可能性を最大化できると思われる。カナダにおけるクリティカルミネラル戦略の強みのうち、安定した民主主義、政策の動員、豊富な資源埋蔵量、低炭素電力、強力なステークホルダーとの関わりや社会的なライセンスなどは明らかである。このような国内の強みを生かし、パートナーとの緊密な関係を育みながら、革新的な「鉱山から製造へ」という形の産業構造を創出することは十分に可能があると思われる。

- 1 [The Role of Critical Minerals in Clean Energy Transitions](#), International Energy Agency, Paris, May 2021, p.11.
- 2 [World Energy Outlook 2021](#), International Energy Agency, Paris, October 2021, p.21.
- 3 [Geopolitics of the Energy Transformation: The Hydrogen Factor](#), International Renewable Energy Agency, Abu Dhabi, January, 2022, p.89.
- 4 [“Indonesian resource nationalism could spell tough times for metals sector: ANZ,”](#) S&P Global, January 20, 2022.
- 5 [Canada 2022: Energy Policy Review](#), International Energy Agency, Paris, January 2022, p.12.
- 6 Ibid., p.40.
- 7 [「カナダのクリティカルミネラル戦略」](#) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）、2021年5月4日を参照。
- 8 [Critical Minerals](#), Natural Resources Canada, March 19, 2021.
- 9 Ibid.
- 10 [Aluminum facts](#), Natural Resources Canada, January 24, 2022.
- 11 [“Canada Nickel Announces Industry Leading Low Carbon Footprint,”](#) *Bloomberg News*, June 1, 2021.
- 12 [「『責任ある鉱物調達』対応の背景と調査実務」](#) 電子情報技術産業協会（JEITA）責任ある鉱物調達検討会、2021年6月。
- 13 [“The Pushes and Pulls of ESG,”](#) Benchmark Mineral Intelligence, October 15, 2021.
- 14 [“Québec Plan for the Development of Critical and Strategic Minerals,”](#) Government of Quebec, January 26, 2022.
- 15 [“Ontario Developing First-Ever Critical Minerals Strategy,”](#) Energy, Northern Development and Mines, Province of Ontario, March 10, 2021.
- 16 [BC Mining Innovation Roadmap](#), Mining Association of British Columbia, March 15, 2021, p.9.
- 17 [Part 2: Creating Jobs and Growth](#), Budget 2021, Department of Finance, Canada, April 19, 2021.

-
- 18 [“Ottawa and Quebec sending \\$100M to Laurentians' Lion Electric for battery plant,”](#) CTV News, March 15, 2021.
- 19 [“Could rare earth minerals give coal country a second life?”](#) Corporate Knights, January 25, 2022.
- 20 Mehanaz Yakub, [“Nouveau Monde to start graphite mine construction,”](#) CIM Magazine, February 11, 2021
- 21 Karim Zaghib, [“Quebec on its way to homegrown battery industry,”](#) Propulsion Quebec, January 29, 2021.
- 22 [『第12回クリティカルマテリアル・ミネラル会合』を開催しました](#) 経済産業省、2021年12月9日。
- 23 [“Joint Statement by Canada’s Minister of Natural Resources and the European Commissioner for Internal Market,”](#) Natural Resources Canada, July 19, 2021.
- 24 [“Canadians want to seize Opportunity in Critical Minerals,”](#) Mining Association of Canada, May 13, 2020.
- 25 Jacob Ambrose Wilson, [“Canada: The Centre of the Mining Universe,”](#) Resource Global Network, Volume 8, Issue 5, 2021, p. 18.および「カナダのクリティカルミネラル戦略」, p.3.
- 26 [From Mineral Exploration to Advanced Manufacturing : Developing Value Chains for Critical Minerals in Canada. Report of the Standing Committee on Natural Resources.](#) (Chair: James Maloney), House of Commons, Canada, June 17, 2021.
- 27 [“Committees: INDU Standing Committee on Industry and Technology,”](#) Parliament of Canada site, from November 22, 2021 – Present.

第5章 カナダにおけるイノベーション政策の現状

麗澤大学 外国語学部 教授

日本カナダ学会 副会長

田中 俊弘

要約

2015 年秋に誕生したジャスティン・トルドー自由党政権は、積極的なイノベーション政策に乗り出した。産官学の協働を進め、投資を呼び込んでイノベーターや起業家を育てて、雇用を創出し、ミドルクラス層を厚くしながら国際的な経済競争力を向上させるのがカナダのイノベーション政策の目指すところであるが、「イノベーション及び技能計画」では、アグリフードやクリーンテクノロジーなど 6 つの戦略的重点産業を定め、成長拡大や雇用促進に焦点を当てている。また、イノベーション・科学経済開発省にイノベーション・カナダが新設されて、投資の一元窓口となり、イノベーター支援の窓口の役割も果たす。その他、ブリティッシュ・コロンビア州をデジタル産業のスーパークラスター（産業集積地）にするなど、国内各地をクラスター認定して大規模支援を行う他、各種基金を統廃合して簡素化・重点化を進めながら、カナダ経済の発展に貢献する事業を後押しする選択と集中の施策を行っている。2021 年度の世界知的所有権機関（WIPO）の指標で、カナダはイノベーション世界ランキングで 16 位であるが、イノベーションへのインプットに限れば 8 位と高位にある。イノベーション大国アメリカ合衆国への移動が容易な環境にあって、頭脳流出などの問題も抱えているとはいえ、カナダの環境は国内の人種・民族的多様性や海外市場へのアクセスなどイノベーション産業の発展とグローバル展開に有利な面も多く、今後が期待される。

はじめに

近年、世界各国は、科学技術とイノベーションの重要性を再認識して、関連領域への投資を拡大するなどして、それらの強化に努めている¹。カナダでも、2015 年秋にジャスティン・トルドー（Justin Trudeau）自由党政権が誕生して以降、2021 年末までの 6 年強の間に、同分野の発展に政府が積極的に関与してきた。本稿では、カナダのイノベーション政策の歴史背景を概観した後、現トルドー政権の取り組みを検証していく。

具体的には、2017年度とそれ以降の連邦予算書で提示され、イノベーション・科学経済開発省（Innovation, Science, and Economic Development、以下、ISED）の『イノベーション国家の構築（Building a Nation of Innovation）』（2019年）に詳細が示された「イノベーション及び技能計画（The Innovation and Skills Plan）」など、政権の特徴的施策を取り扱う²。また、国際連合の専門機関である世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization、以下、WIPO）によるランキングと評価も参照しながら、カナダのイノベーション政策の強みと弱みの両面に焦点を当てる。

なお、本稿の作成にあたっては、主にカナダ連邦政府の予算書などの政府情報に依拠したが、邦語では、日本貿易振興機構（JETRO）の各種資料の他、国立研究開発法人科学技術振興機構の研究開発戦略センターによる詳細な報告書も参考にした³。

第1節 イノベーション政策の定義と背景

そもそもイノベーションとは、「新しく改良された製品、サービス、生産技術を開発し、市場に導入するプロセス」であり、「新しい生産技術とは、新しい加工、組み立て、在庫、流通、管理、組織などの方法を意味する」というのが、カナダ下院の産業・科学技術常設委員会による2001年の説明である⁴。

それを支援するイノベーション政策という語が示す具体的な内容は、当然ながら時代や国によって異なるが、本稿では、知識ベース経済の重要性が高まった現代における政府のイノベーション支援や、それを土台とした経済発展のための施策を指すこととする。日本では、2021年4月に施行された「科学技術・イノベーション基本法」が、「我が国における科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献する」のを主たる目的と謳っているが⁵、世界各国、そしてカナダのイノベーション政策も、目指すところは基本的に同じである。そして当然ながらどの国でも、世界全体や人類社会への貢献以上に、自国の経済競争力の向上が重視されているに相違あるまい。

現在のカナダにおいてイノベーション・科学経済開発のポートフォリオを持つのは、同名の省（ISED）を筆頭とする18の政府官庁・機関であるが、ISEDはその協働の目的が、(1) 科学とテクノロジーによるイノベーション、(2) 貿易と投資、(3) 中小企業の成長、

(4) カナダ人コミュニティの経済的成長の4つに集約されると説明している⁶。研究支援と産官学の協働を進め、新規事業に投資を呼び込んでイノベーターや起業家を育て、雇用を創出し、ミドルクラスを厚くしながら、国際的な経済競争力を向上させていくのが、カナダのイノベーション政策が目指すところだと言えよう。

カナダ政府が知識ベース経済の重要性を強く認識して、イノベーション政策に真剣に取り組むようになったのは、20世紀末のことであった。アメリカ合衆国との差が広がっていく中、基礎研究への資金不足がイノベーション政策において質・量の両面に打撃的影響を及ぼすとの強い危機感を抱いた複数の研究グループが作成した提言書（Sustaining Canada as an Innovative Society: An Action Agenda）に応える形で、1997年下院の産業常任委員会でイノベーション政策に関する長期的な検討に着手したのをその出発点と見なすことができる⁷。同年には、この国のイノベーション政策において非政府組織（財団法人）ながら重要な役割を果たし続けるカナダ・イノベーション基金（The Canada Foundation for Innovation、以下、CFI）も設立された。その2年後の1999年には、カナダの研究活動の計画性、効果、効率を改善するための16の提案が行われた常任委員会報告書（Research Funding: Strengthening the Sources of Innovation）では、R&Dが成果を上げつつある中、生産性や競争性が次なるテーマとされるべきだと主張された。また、翌2000年4月には次なる報告書（Productivity and Innovation: A Competitive and Prosperous Canada）が作成され、そこでは、カナダの生産性を上げて生活水準を向上させ、カナダを世界トップレベルの競争力を誇っていた1960年代の水準に引き上げ、知識ベース経済に備えられるようにと36の提言がなされた。これらの提言を取り込む形で、カナダ連邦政府は1999年度と2000年度の予算で、R&Dの増加や民間部門への投資を増やすべく減税を盛り込み、知識ベース経済に向けてギアを入れたのである。こうして20世紀の末の数年間に制度や機構が急速に整備されて、イノベーション政策の土台が整った。

しかし2006年に政権が交代するとスティーヴン・ハーパー（Steven Harper）保守党下で、政策にブレーキがかかった。国家科学顧問（National Science Advisor）を廃して、科学技術イノベーション評議会（Science, Technology and Innovation Council, STIC）を新設するなど、ハーパーは自由党政権とは異なる独自の路線を打ち出したが、総じて、科学分野へのファンディングを減らし、研究者の政策への影響を限定的なものにしたとの否定的な評価が多く見られる⁸。その後2015年に政権に就いたトルドー自由党は、前政権の「レッセフェール」的な姿勢を批判して、積極的な支援政策に転じたのである⁹。

第2節 ジャスティン・トルドー自由党政権のイノベーション政策

1. 概要

2015年の選挙を「真の変化を—強い中流階層のための計画 (Real Change: A Plan for Strong Middle Class)」と題した政策綱領で戦ったトルドー自由党は、地滑り的大勝利で政権に就いたが、その公約の中で、経済を再び成長軌道に乗せて中流階層の仕事を創出するために、イノベーションへの投資に着手する旨を表明した¹⁰。そして2016年度予算でも、大学等研究機関のインフラ整備に20億カナダドルを、クリーンテクノロジー支援に10億カナダドル強を、そしてイノベーション関連ネットワークやスーパークラスターの強化に4年間で8億カナダドルを計上するなど¹¹、公約の実現に向けて動き出したが、本稿冒頭でも述べた通り、この政策をより具体的な形で示したのが、2017年度の連邦予算書である。イノベーションこそがこの予算書のまさにキーワードであり、第1章には「技術、イノベーション、そして中流階層の仕事 (Skills, Innovation, and Middle Class Jobs)」という表題が付けられているし、それ以外の章も含め、多くの紙幅がイノベーション関連の施策に割かれている¹²。

この予算書では、カナダはOECD加盟国の中でも最も高学歴の労働力を有しており、ビジネスコスト競争力はG7で1位であるなど、すでにイノベーション推進の素地が十分に整っていることを示した上で、投資や人材を呼び込むことやイノベーション主導型経済に必要な技術をカナダ人が身につけるステップを整える重要性が述べられている¹³。この予算書に見出せるカナダのイノベーション政策の大きな特徴として、その成果を全ての国民に行き渡らせる目標を強調している点があげられ、そこには「公平」、「機会」、「包摂的」などの表現が並んでいる。イノベーション政策は、国民の生涯教育までも視野に入れた包括的政策なのだ。

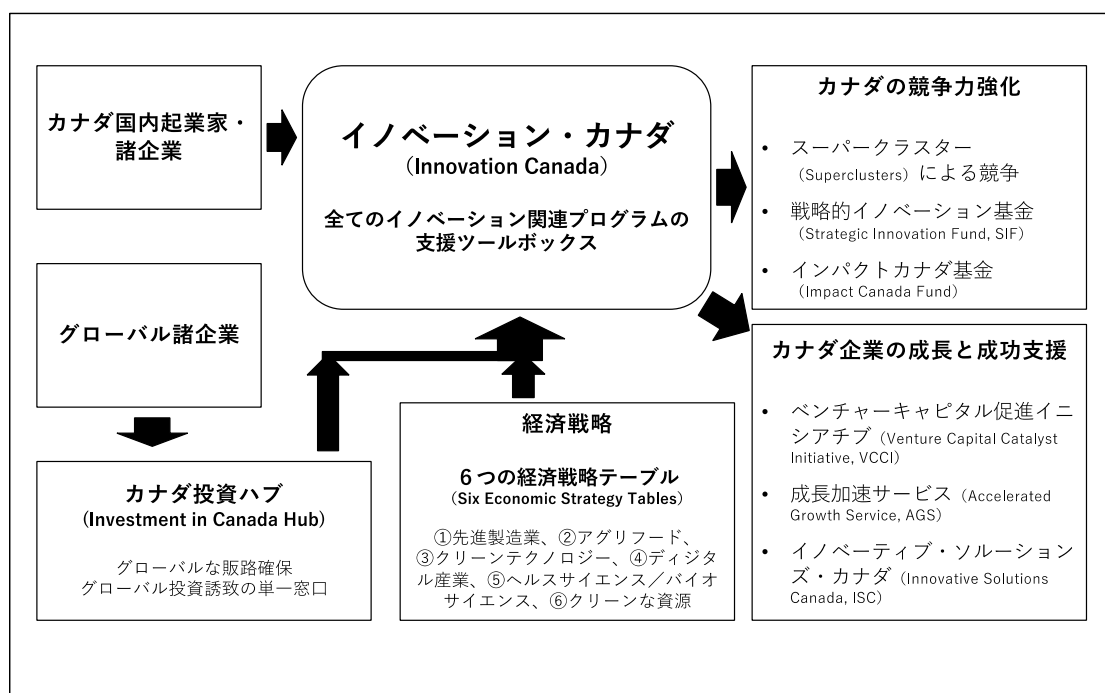
政権の具体的な施策の1つが「イノベーション及び技能計画」である。そこでは、先進製造業 (advanced manufacturing)、アグリフード、クリーンテクノロジー、デジタル産業、ヘルスサイエンス/バイオサイエンス、そしてクリーンな資源を重点分野 (6つの経済的戦略テーブル Six Economic Strategy Tables) として、成長の拡大と雇用の創出に焦点を当てている¹⁴。そして具体的な数値目標として、カナダの製品とサービスの輸出を2025年までに30%増加させること、特にデジタル、クリーンテクノロジー、ヘルステクノロジーなどの分野で、急成長企業の数を14,000社から2025年までに倍の28,000社

に増やすことなどを掲げている¹⁵。この計画が掲げる野心的な目標の根幹は、世界で最も技能に優れ、才能があり、創造的で多様な労働力を国内に育てつつ、世界を主導する発見とイノベーションの力を手に入れることにある¹⁶。

ここで ISED の下に新たに設置されたイノベーション・カナダについて少し説明しておきたい。

下の図に見られるように、イノベーション・カナダの役割は、カナダの競争力を高め、国内企業の発展と成功を支援することにあるが、特徴的なのは、イノベーターが政府主導の投資に申し込む際の手続きを簡素化した点、国内外の投資の一元化された受け入れ窓口の役割を果たしている点、そしてセクター毎の発展の障壁や障害を見出して成長戦略を提示しようとしている点である¹⁷。こうした取り組みによって、2018年にはカナダのベンチャーキャピタル市場が調達額で43～46億カナダドルに達する最高額を記録するなど¹⁸、状況は少しずつであれ好転している。

図 5-1 イノベーション・カナダの役割



資料：Budget 2017, p.79などを元に筆者作成

なお、この図にはトルドー政権のイノベーション政策の鍵を握る取り組みが数多く含まれている。図の右側に並ぶ2つのコラムは、実際のイノベーション産業強化の支援策であ

るが、たとえば、「カナダの競争力強化」の最初の項目にあるスーパークラスターとは、産官学そして投資家や NPO が協働する産業集積地を指す¹⁹。これは各戦略的産業拠点をアメリカ合衆国のシリコンバレーのようなクラスターに発展させようという目論みである。政府は、デジタル産業についてはブリティッシュ・コロンビア州、プロテイン産業は平原諸州（アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州）、先進的製造プロセスについてはオンタリオ州、スケール AI はケベック州、そして海洋産業については大西洋岸諸州（ノヴァスコシア州、ニューブランズウィック州、ニューファンドランド・ラブラドール州、プリンス・エドワード・アイランド州）をスーパークラスターと認定し、大規模な資金支援を行って、経済競争力強化と雇用の創出を目指している²⁰。基金については、いくつもの小規模基金を統廃合する形で、より大きなプロジェクトに資金援助を行おうとしている点特徴的である。たとえば戦略的イノベーション基金は、戦略的航空宇宙・防衛イニシアチブ（Strategic Aerospace and Defence Initiative）、技術実証プログラム（Technology Demonstration Program）、自動車イノベーション基金（Automotive Innovation Fund）、自動車サプライヤー・イノベーション・プログラム（Automotive Supplier Innovation Program）などを統合し、5年間で総額 12 億 6,000 万カナダドルの大規模基金を新設している²¹。このようにカナダは、選択と集中によって競争力を持った産業を創出しようとしているのだ。

2. カナダのイノベーション政策—長所と短所—

約 10 年間続いた保守党政権の後で積極的な取り組みに転じたトルドー自由党政権のイノベーション政策を評価するのはまだ難しい段階だが、ここで、カナダのイノベーション事業の国際的な位置づけを、ISED の認識と WIPO の 2021 年報告書に基づいて説明したい。

ISED の 2019 年の報告書は、「人材とスキル」「基礎研究」「R&D の実践とパートナーシップ」「商業化とスタートアップ」「スケールアップとグローバル化」「ビジネスのしやすさ」の 6 項目について、それぞれカナダの強みと弱点を列記する形で説明している²²。ここではそのいくつかを取り上げるが、たとえば人材については、労働者のスキル格差があり、たとえばデジタル産業では必要な人材を満たせていないとの指摘が見られる。また、トロント、バンクーバー、モントリオールなど、世界的なビジネス・ハブを抱えていながら、ビジネス分野での R&D は減少傾向にある。起業家精神は旺盛だが、新製品や新

サービスの提供という意味では、国際社会で十分に競合できていない。ベンチャーキャピタル投資は増えているが、企業の ICT 設備投資では他国に遅れをとっている。そしてビジネスを始めやすい環境が整っているものの、政府との関わりが希薄で、様々な規制が発展の障害になっているというのである。トルドー政権の施策は、これらの弱点解消を目指して取られているわけだが、その成果が実を結ぶのはこれからであろう。

国際連合の専門機関である WIPO²³の指標（グローバル・イノベーション指標）にも、ISED の「自己分析」と重なる部分があるように見える。WIPO の 2021 年の報告書によれば、同指標におけるカナダのランクは、世界第 16 位で、前年、前々年の 17 位からは 1 つだけ順位を上げた状況である²⁴。13 位の日本も同様であるが、国力を考えれば、決して高い評価とは言えない。この種の数値化（特に複数の指標を統合した順位づけ）には常に限界や問題が付きまとうが、現状では、カナダはまだイノベーション大国になり切れていない点を認識する必要がある。

WIPO の指標は、イノベーションへのインプットとアウトプットを分けて評価しているが、カナダの場合はインプットにおいて世界 8 位であり、「イノベティブ・リーダー」の一角を担っている一方で、アウトプットは 23 位と、やや厳しい評価になっている²⁵。長所については、特にジョイントベンチャーやベンチャーキャピタル関連の評価が高く、ビジネスの始めやすさ、ビジネス環境、投資、ソフトウェア支出などでも優れていると判断されている。「制度」「人材と研究」「インフラ」「市場の洗練」「ビジネスの洗練」「知識と技術のアウトプット」「創造的アウトプット」という大項目では、政治環境やビジネス環境が整っているが故に「制度」が 5 位、投資が進んでいるおかげで「市場の洗練」が 1 位にランク付されているが、他方、政府による教育基金の少なさや科学や工学で学位を取る人材の少なさ故に（PISA の評価では 7 位ながら）「人材と研究」は 18 位、そしてエコロジック的持続性の低い評価（66 位）も影響して、「インフラ」は 30 位であった。順位自体にどれほどの本質的な意味があるかはともかく、少なくとも改善の余地がどこにあるのかを知る手がかりになるだろう。

2021 年 9 月に連邦下院の任期を 2 年前倒しした選挙が実施されたが、結果としてトルドー政権は、選挙前とほぼ同じ議席数を確保して少数派与党の座に留まった。そのカナダ自由党に対抗する野党第一党のカナダ保守党がトルドー政権のイノベーション政策を批判して、政策綱領の中に「イノベーションの解放（Unleashing Innovation）」としたセクションを設けている。そこでは、イノベーション関連事業者への大規模減税や特許数を増や

すための支援などを掲げ、合わせて政府補助金の申請手続きの簡素化によってイノベーター達に利することができる」と主張している²⁶。エリン・オトゥール（Erin O'Toole）党首は、優秀な人材がアメリカ合衆国に流出していく状況を嘆き、保守党政権が実現した暁には、自由党が行ってきた辻褃の合わない様々な補助金制度を打ち切って、より効率的なイノベーション政策を実現できると主張したのである²⁷。実現可能性はともかく、効率化と重点化と減税の組み合わせが問題への1番の解決策になるのは間違いない。

日本と同様にカナダも、これまでのところいわゆる GAFAM のようなビッグ・テックが生まれにくい環境であった。アメリカ合衆国との競合を考えた場合、税制や研究補助の増加など、打つべき施策は多い。イノベーション産業を支える優秀な人材がアメリカ合衆国に流出する問題は深刻であり、コロナ禍にあってその状況はさらに悪化しているという²⁸。日本と異なるのは、言語や文化の違いがアメリカ合衆国移住の足枷とならないカナダ人の場合、そこがイノベーターにとって恵まれた環境であれば、より容易に国境を超えていく点である。これはカナダ経済が常に抱え続けてきた課題である。

しかし他方で、アメリカ合衆国と北米市場を共有し、イギリスを含めたコモンウェルス諸国とも繋がっている、そしてフランス語圏との強い絆を保っているカナダの強みにも注目すべきであろう。多民族共生社会であるカナダは、国内に多種多様な人材を抱えている点も重要である。多くの言語や文化に通じている点はカナダの大きな長所である。また、上に述べた通り、一部の産業における知的人材の不足という問題を抱えているものの、トルドー政権はそれを解消する取り組みを進めているし、たとえばグローバル・スキル戦略（Global Skills Strategy, GSS）の下で、海外の高度スキルを有する人材に対して最短 2 週間で労働査証を発行する体制を整えている²⁹。カナダ社会は、日本よりも遥かにグローバル化に適しており、アメリカや諸外国との国境の壁の低さは、イノベーターや投資家達にとっても有利に働くと考えられるのである。

第3節 むすび

本稿は、カナダのイノベーション政策を 20 世紀末の出発点から振り返った後、2015 年以降のジャスティン・トルドー政権の取り組み、とりわけ 2017 年から実施されている「イノベーション及び技能計画」やイノベーション・カナダの役割などを中心に説明し、合わせて現在のカナダのイノベーション環境が WIPO などにどう評価されているかを紹介

しながら、その長所と短所について述べてきた。カナダのイノベーション政策は、その果実を国民に公平に分け合うことまでを含めた包括的な取り組みである。コロナ禍の影響もあり、まだ新しい政策を正当に評価できる段階ではないが、それがカナダのイノベーション環境を変えつつあることは間違いない。もちろん、他の多くの政策と同様に、政権交代が起きると、それまでの方針が大きく転換する可能性がある点にも留意する必要がある。とはいえ、野党保守党も更なるイノベーション政策を提案しているように、カナダ政府がイノベーション強化への支援を減じる可能性は低い。もはやイノベーション政策の成否は、国家の経済発展に直結する重要性を持っているのである。

- ¹ 文部科学省科学技術・学術審議会が平成 28 年 1 月にまとめた「[総合政策特別委員会中間取りまとめ\(案\)](#)」で諸外国の動向がまとめられている。アメリカ合衆国では、2004 年パルミサーノ報告 (Palmisano Report) 以降、基礎研究支援が重視されている点、2007 年ブッシュ政権で成立した米国競争力法でイノベーション創生や人材育成への投資促進のための予算増が行われた点などが紹介されている。EU については、2013 年 Horizon 2020 が「卓越した科学」、「産業界のリーダーシップ確保」、「社会的課題への取組」を柱としており、それが今後の重点投資多少となる点を説明している。中国については、2006 年 2 月の 15 年計画「国家中長期科学発展計画綱要」に基づいて、政府研究開発投資の増額、そして基礎・基盤研究を重視している点について述べられている。なお、本稿作成に際して参照した全てのサイト情報には、2022 年 1 月 6 日に再アクセスして、その段階でリンク切れや更新がされていないことを確認済みである。
- ² *Budget 2017* 及び *Building a Nation of Innovators* (Department of Industry, Innovation, Science, and Economic Development Canada), Ottawa, 2019.
- ³ 『[科学技術・イノベーション動向報告 ~カナダ編~ \(2016 年度版\)](#)』国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター、2017 年 3 月。ただし、この報告書が作成されたのは「イノベーション及び技能計画」が示される直前であるし、トルドー政権はもちろん、スティーヴン・ハーパー政権の政策についてもあまり説明されていない。
- ⁴ [A Canadian Innovation Agenda for the 21st Century. Fifth Report of the Standing Committee on Industry, Science and Technology.](#) (Chair: Susan Whelan), House of Commons, Canada, June 2001, p.1.
- ⁵ 「[科学技術・イノベーション基本法](#)」e-GOV 法令検索。
- ⁶ "[Innovation, Science and Economic Development](#)," Government of Canada, Modified on Nov. 5, 2021.
- ⁷ *A Canadian Innovation Agenda for the 21st Century*, p.xi. 同資料によれば、1970 年代には加米の生産性ギャップは 10%程度であったが、21 世紀初めの段階では約 30%に広がった。
- ⁸ たとえば、Nicola Jones, "[Science Vies for Notice in Canadian Election](#)," *Nature*, vol.525, Sept. 24, 2015. 実際、2006 年から 2011 年の間にカナダの R&D 支出は世界の 42 の国と地域の中で 16 位から 23 位へと順位を下げ、2006 年から 2010 年の科学分野での PhD 取得者は半分に減った。Paul Wells, "[Stephen Harper and the Knowledge Economy: Perfect strangers](#)," *Macleans*, May 21, 2013. 同様の政策への指向はその後の保守党にも見られ、アンドリュー・シーア (Andrew Sheer) が党首になった時にも、そのイノベーション政策を不安視された。Elia Ramsky, "[A Conservative Government Would Weaken Canadian Innovation Policy](#)," *Conversation*, Oct. 14, 2019.
- ⁹ "[Is Canada Innovative Enough or Are We Falling Behind?](#)" *Financial Post*, Feb. 9, 2019.
- ¹⁰ "[Real Change: A Plan for Strong Middle Class](#)," Liberal Party of Canada, 2015, p.15 など。
- ¹¹ "[Innovation for A Better Canada—What We Heard](#)," Innovation, Science, and Economic Development Canada, Dec. 2016, p.2.

-
- ¹² *Budget 2017*.
- ¹³ Ibid., p.19 など。
- ¹⁴ Ibid., p.44 など。
- ¹⁵ Ibid.
- ¹⁶ Ibid., p.46.
- ¹⁷ Ibid., pp.76-80.
- ¹⁸ *Building a Nation of Innovators*, p.9.
- ¹⁹ “[Canada’s Superclusters](#),” Government of Canada site, Modified on June 22, 2021.
- ²⁰ Ibid. および「[いまこそ活用すべきカナダのイノベーションエコシステム](#)」日本貿易振興機構（ジェトロ）トロント事務所、2021年5月、特に pp.27-31 を参照。
- ²¹ *Budget 2017*, p.82 および *Budget 2018*, p.103.
- ²² *Building a Nation of Innovators*, pp.10-14.
- ²³ WIPO は 1970 年に設立され、1974 年に国際連合の専門機関となった。現在 191 か国が加盟している。
- ²⁴ [Global Innovation Index 2021: Tracking Innovation through the COVID-19 Crisis](#), Geneva: World Intellectual Property Organization, 2021. 1位から15位までを列記すると、スイス、スウェーデン、アメリカ合衆国、イギリス、韓国、オランダ、フィンランド、シンガポール、デンマーク、ドイツ、フランス、中国、日本、香港、イスラエルの順。なお、カナダだけの情報をより詳細に説明した資料は、“[Global Innovation Index 2021: Canada](#)” 参照。
- ²⁵ "Global Innovation Index 2021: Canada," p.2.
- ²⁶ "[Canada's Recovery Plan](#)," Conservative Party of Canada, Summer 2021, pp.28-29.
- ²⁷ “[Conservatives Unveil Innovation Policy ahead of Potential Election Call, marking departure from Liberals](#),” *National Post*, Aug. 21, 2021. ただしこのような方針は、上に述べた通り、トルドー政権の予算書にも示されている (*Budget 2017*, p.38)。また、「イノベーションの解放」という表現は 2021 年度予算書でも使用されている (*Budget 2021*, p.58)。省庁間の連携に基づく効率の良い政策を模索しているのは自由党政権も同じである。
- ²⁸ “[New Threats to an Old Problem: The pandemic has made ‘brain drain’ even worse](#),” *Financial Post*, May 4, 2021.
- ²⁹ “[Global Skills Strategy](#),” Invest in Canada. ただしコロナ禍にあって、査証発効には少し時間がかかっているのが現状である。

第 6 章 新時代の日加経済関係への TPP のインパクト

(一財) 国際貿易投資研究所

研究主幹 高橋 俊樹

要約

<日本にとって CPTPP は実質的にカナダとニュージーランドとの貿易協定>

日本は CPTPP の発効により、初めてカナダとニュージーランドとの間で FTA を結ぶことになった。日本は「カナダとニュージーランド以外の CPTPP8 か国」との間では、既に 2 国・地域間 EPA/FTA を締結している。

日本のカナダとニュージーランドとの輸出入依存度は、他の主要 CPTPP メンバー国との依存度に比べて低い。このため、日本とカナダ・ニュージーランドとの貿易における CPTPP の効果は、他の主要 CPTPP メンバー国との貿易と比べて大きい方ではないように思える。

ところが、日本と「カナダとニュージーランド以外の CPTPP8 か国」との貿易では、どちらかといえばオーストラリアを除いて CPTPP よりも既存の日本との 2 国・地域間 EPA/FTA を優先的に利用する傾向が強い。

つまり、現時点では日本とカナダ・ニュージーランドとの間で利用できる FTA は CPTPP のみであるため、日本の貿易で CPTPP 利用が進展しているのは、むしろ貿易依存度が相対的に低いカナダとニュージーランドとの貿易ということになる。

例えば、日本のカナダへの乗用車の輸出は、CPTPP を利用すれば関税は発効から 5 年目の 2022 年には 0% (発効前は 6.1%) になるし、電気自動車用蓄電池やギアボックス、駆動軸などの自動車部品の多くは即時撤廃となっている。

<中国・台湾の TPP 加盟申請で求められる日本とカナダとの連携>

カナダとメキシコは、中国の非市場的な貿易慣行や他国への経済的強制力の行使を懸念している。ただし、両国とも中国との FTA を締結しておらず、中国が CPTPP に加盟すれば対中貿易の拡大が期待できる。米国は新 NAFTA (CUSMA) の「非市場経済国との FTA 交渉の開始に関する条項」に基づき、カナダやメキシコから中国の CPTPP 加盟に関する情報を入手することが可能である。

日本は中国の TPP 加盟申請にあたって、TPP 委員会の議長国 (2021 年) として公平で

公正な対応を図らざるを得ない。中国の CPTPP 加盟は、短期的には経済的なメリットを享受できるものの、長期的には米国の危惧と同様に、中国がグローバルスタンダードを確立することにより日本に相対的な競争力の低下をもたらす。英国の加盟交渉や中国及び台湾などの加盟申請の調整がスムーズにいき、さらなるメンバー国の拡大につながるかどうかは、日本の CPTPP におけるリーダーシップ維持のための試金石になる。そのためには、日本はカナダとの綿密なすり合わせや情報共有が不可欠である。

＜一段の CPTPP 利用の促進が求められる日加貿易＞

CPTPP が発効したことにより、まず関税が削減され、締結国間の貿易を促進する効果が生まれる。日本市場では、牛肉の関税は発効前の 38.5%から 16 年目には 9%になる。豚肉の場合は、高価格品には発効から 10 年後に関税が掛からなくなり、低価格品には関税は現在のキログラム当たり最大で 482 円から 50 円に削減される。また、10%以上に達するトマト加工品、オレンジ、パイナップル、りんごなどの関税は段階的に削減され、最終的には遅くとも 11 年目には撤廃される。

CPTPP 発効前の 2018 年の日本の豚肉の輸入額においては、米国が 1 位でカナダが 2 位であった。CPTPP 発効後の 2019 年からはカナダからの輸入が増加し一時は肩を並べたが、2020 年からの日米貿易協定の発効で米国が盛り返し、その後は一進一退の動きが見られる。

一方、日本の CPTPP 発効から 2 年目（2019 年）の輸出で増加した品目を列挙すると、カナダ向けではスパナ・レンチ、ニッケル・水素電池、自動車部品、鉄道用車軸・車輪、ニュージーランド向けでは、軽質油、乗用車、貨物車（5 トン以下）、などが挙げられる。これらの品目の輸出が増加したのは、CPTPP 活用で関税が即時撤廃されたためと考えられる。

日本の輸出においては、ジェトロ 2019 年度調査では、CPTPP しか利用できないカナダとニュージーランド向けでは、発効から間もないこともあり共に 10%台後半と利用率は低かった。しかしながら、CPTPP の段階的な関税削減が年々進展するにつれて、両国の利用率は上がっていくものと思われる。

2020 年の日本のカナダからの輸入における CPTPP の利用率は 24%、ニュージーランドからの輸入では 57.4%であった。日本のカナダからの輸入での CPTPP の利用額は 2,770 億円、ニュージーランドからは 1,530 億円と大きかった。オーストラリアからは 2,350 億円とニュージーランドを上回ったが、メキシコからは 840 億円、ベトナムからは

480 億円にとどまった。

CPTPP に限らず、EPA/FTA を利用しない理由として、輸出先からの要請がないことや、FTA の制度や手続きを知らない、原産地証明の事務手続きが負担、などが挙げられる。CPTPP などの EPA/FTA の利用促進には、官民挙げてのセミナー・シンポジウムなどによる基礎情報の普及、EPA/FTA 制度情報の整備、個別相談・コンサルティング体制の強化、輸出先での説明会開催等の啓蒙活動、などが考えられる。

第 1 節 CPTPP の発効とインパクト

1. 合意までの道のり

(1) 米国離脱後の TPP の動き

米国も参加した環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定は、2015 年 10 月に米国アトランタで開催された TPP 閣僚会合において大筋合意に至り、2016 年 2 月には、12 か国 (日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム) により署名が行われた。

ところが、TPP は 2017 年初めにおける米国の離脱により一旦は岐路に立たされた。しかしながら、日本を始めとしてカナダやオーストラリア、ニュージーランドなどの 11 か国は、米国抜きの TPP の設立を目指した。TPP11 か国は何度かの会合を経て、同年 11 月 10 日 (金)、ベトナムのダナンにおいて米国の離脱に伴って凍結する項目の話し合いを終了し、新たな自由貿易協定に大筋で合意した。この TPP11 か国による新協定は、カナダの提案によって、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP, the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)」と名付けられた。

TPP11 か国は CPTPP に大筋で合意したものの、それまでの交渉においては幾つかの大きな懸案材料を抱えていた。例えば、カナダは固有の問題である文化財保護を始めとして、知的財産権などの分野での TPP 交渉の進め方に対して不満を抱いていた。また、カナダは米国の離脱で米国製の自動車部品を域内原産比率の計算に組込めなくなったこと、さらには、カナダのミルク・バターや鶏肉などの供給管理政策を維持するために、米国の要求に応じて無税での鶏肉・乳製品の関税割当枠 (輸入枠) を広げたことに関して、米国の離脱を機に見直したいと考えるようになっていた、ことなども挙げることができる。

こうした不満を解消するために、ベトナムのダナンでの会合において TPP11 各国が凍結することに合意した 20 項目を見てみると、その中にはバイオ医薬品のデータ保護期間（8 年）や死後 70 年の特許期間を含む知的財産権、ISDS 条項（投資家が相手国政府を契約違反で訴えることを可能にする規定）、政府調達に参加条件として労働者の権利保護の確保を要求していること、などが含まれている。また、継続協議が決まったのは、マレーシアの国有企業への優遇措置を段階的に制限する手続き、ブルネイの石炭産業への投資規制を見直す手続き、ベトナムの労働紛争解決手続き、カナダの文化財保護の例外措置、の 4 項目であった。

その後、2018 年 1 月 23 日、東京にて TPP11 各国は首席交渉官会合を開き、マレーシアが適用開始時期の見直しを求めた「国有石油企業の優遇廃止」とブルネイの石炭産業への投資規制の 2 項目を凍結項目とすることを決定し、凍結項目は計 22 項目になった。カナダが強く主張したカナダの「文化例外」と、ベトナムが導入延期を求める「労働紛争解決ルール」は、元の協定の修正を避けるため、各国と結ぶサイドレター（協定付属文書）に反映させる方向で合意した。そして、TPP11 各国は 3 月 8 日にチリで署名式を行うことに合意した。これらの一連の動きの結果、TPP11 各国は発効に向けた国内審議・承認の手続きを進めることになった。

(2) 2018 年末に CPTPP が発効

CPTPP は、11 各国のうち過半数の 6 各国の国内承認手続きが完了してから 60 日後に発効するとの規定を設けている。メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアの 6 各国は、CPTPP の議会での批准を 2018 年 10 月末までに完了した。その結果、これら 6 各国においては、CPTPP は 12 月 30 日に発効した。ベトナムの議会は少し遅れて 7 各国目に批准したので、その発効日は 2019 年 1 月 14 日となった。

ペルーでは、CPTPP が 2021 年の 9 月 19 日に 8 各国目として発効した。ペルーは 2021 年 7 月 14 日に本会議で賛成 97、反対 0、棄権 9 で CPTPP を批准済みであった。それを受けて、ペルーの CPTPP は CPTPP 寄託者であるニュージーランド政府への報告の 60 日後に発効する予定であった。これら発効済みの 8 各国以外の CPTPP 加盟国であるマレーシア、ブルネイ、チリの 3 各国では、議会の批准が遅れており未だに発効していない。

なお、重要なことは、ベトナムもペルーの CPTPP も先行 6 各国から遅れて発効したが、譲許表（関税削減スケジュール）に基づく両国の他の加盟国間との関税削減は、ベトナム

とメキシコ間の貿易を除いて、2018年12月末に遡って実施（キャッチアップ）されることだ。これにより、ベトナムとペルーのCPTPPを利用した関税削減のスケジュールは、他の加盟国の進展のスピードに追い付くことになる。

米国が参加しないCPTPPはメンバー国にとって魅力が低下することは仕方がないが、それでも将来のアジア太平洋経済圏の経済統合の進展に向けて、その第1歩を踏み出したことは疑いない。

2. CPTPPのインパクトとは何か

(1) CPTPPで何が変わったか

CPTPPが発効したことにより、まず関税が削減され、締結国間の貿易を促進する効果が生まれる。日本市場では、牛肉の関税は発効前の38.5%から16年目には9%になる。豚肉の場合は、高価格品には発効から10年後に関税が掛からなくなり、低価格品には関税は現在のキログラム当たり最大で482円から50円に削減される。また、10%以上に達するトマト加工品、オレンジ、パイナップル、りんごなどの関税は段階的に削減され、最終的には遅くとも11年目には撤廃される。

日本のCPTPP発効から1年目（2019年）の輸出で増加した品目を列挙すると、カナダ向けではスパナ・レンチ、ニッケル・水素電池、自動車部品、鉄道用車軸・車輪、ニュージーランド向けでは、軽質油、乗用車、貨物車（5トン以下）、などが挙げられる。これらの品目の輸出が増加したのは、CPTPP活用で関税が即時撤廃されたためと考えられる。

また、CPTPPの発効により海外での携帯使用時に適用される国際ローミングでは使用料が軽減されるし、ベトナムへの小売り進出では、2店舗目以降に適用される経済需要テストが一定期間後には撤廃される。そして、日本や第3国に設置したサーバーからデータや通信販売が可能になる。つまり、データを保管するサーバーを必ずしも販売先の現地に置かなくてもよくなり、域内での電子商取引が活発化する。

したがって、CPTPPの出現により、アジア太平洋地域にこれまで以上に自由化が進んだ自由貿易圏や新たなサプライチェーンが創出されることになる。自由化の進展はモノの貿易だけでなく、サービスや直接投資の分野まで広がることになる。

さらに、CPTPPの一大特徴は、国有企業や電子商取引、及び環境・労働の章まで幅広く包括的な分野にまで自由化の対象が広がられていることである。米国の離脱により、い

くつかの分野が凍結されてはいるものの、今後の FTA 交渉のモデルとなる自由貿易協定と考えられる。

(2) 国有企業や政府調達などの分野で例外を認める

こうした CPTPP で達成した成果は、これまでの日本の「地域的な包括的経済連携 (RCEP)」の交渉における駆け引きの材料になった。RCEP は既にインド抜きで 15 か国間で 2020 年 11 月に署名され、2022 年 1 月から発効しているが、これからも続く一層の自由化を目指した継続的な会合でも CPTPP の成果は参考になる。そして、今後の日中韓 FTA (CJKFTA) や第 2 段階の日米貿易協定の交渉においても、CPTPP は日本の交渉カードになりうる。

しかしながら、日中韓 FTA 交渉や今後の RCEP の継続交渉において、中国が CPTPP における高い自由化率をそのまま受け入れることは難しい。例えば、中国は RCEP では完成車や一部の自動車部品の関税の自由化は認めておらず、同国にとって CPTPP の自動車分野で合意した自由化のハードルは現時点では高い。すなわち、CPTPP の市場アクセス章や国有企業章、あるいは労働・環境章はそのままでは素直には歓迎できない分野である。

そうはいつても、トランプ前政権からバイデン政権に移行しても、米中対立は当面の間は続くことは確実である。このため、中国の習近平国家主席は 2020 年 11 月、バイデン大統領の同盟国との協調による対中包圍網に対抗するため、あるいは今後の一帯一路の運営を円滑に進めるために、CPTPP への参加に関心があることを表明した。実際に、中国は 2021 年 9 月に TPP への加盟申請を行った。

中国が CPTPP への加盟申請を行った背景として、もしも中国が CPTPP に加入することになれば、CPTPP が中国を包圍するメガ FTA ではなく、中国の市場に依存する経済連携協定に変質する可能性があることを挙げることができる。同時に、中国は CPTPP への加盟を通じて、自由で開かれた貿易体制を目指していることをアピールすることができる。

それでは、中国はどのようにして、CPTPP の高いハードルを乗り越えようとしているのであろうか。マレーシアやベトナムは TPP 交渉において、国有企業や政府調達などの分野で米国などと激しい議論を重ねて最終的に合意に至っている。中国はその内容を詳細に分析し応用することで、CPTPP の高い自由化要求を乗り越えられると考えていると思われる。

マレーシアは、マレー人やその他の先住民への優遇策であるブミプトラ政策で知られて

いる。米国を含む 12 か国で合意した TPP 協定は、マレーシアのブミプトラ政策を投資・サービス、政府調達、国有企業分野で継続する権利を認めている¹。例えば、TPP は多くの政府系企業を抱えるマレーシアの国情を考慮して、国有企業の財・サービスの調達額の最大 4 割までをブミプトラ企業などに割り当てる優遇措置を承認している。さらに、ハイパーマーケットやスーパーマーケット、コンビニ、百貨店の株式資本の少なくとも 3 割をブミプトラが保有できることを容認している。

また、マレーシアは WTO の政府調達協定に参加していないにもかかわらず、TPP 加盟国には政府調達市場を開放することを約束したが、その対象となるのは連邦政府機関で地方（州）政府機関は対象外である。また、ある一定の基準額を超えた政府調達は TPP 加盟国にも適用されるが、建設工事の請負額の 3 割までをブミプトラ企業に割り当てることが認められた。

3. 日本にとって CPTPP はカナダ・ニュージーランドとの最初の FTA

(1) 実態は限りなく日加/日 NZ・EPA に近い CPTPP

日本は TPP11 か国の中で既に他の 2 国・地域間 EPA/FTA を締結しているのは、CPTPP を批准していないマレーシア、ブルネイ、チリの 3 か国とともに、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、ベトナム、ペルーの 5 か国を加えた計 8 か国に達する。すなわち、日本が CPTPP の発効により全く新たに EPA/FTA を締結した国はカナダとニュージーランドの 2 か国だけである。日本はカナダとニュージーランド以外の 8 か国とは必ずしも CPTPP を利用しなくても、他の EPA/FTA を活用することで FTA の効果を得ることができる。

2019 年の日本の輸出に占める TPP11 か国向けの割合は 10.3% で、その内カナダ向けの割合は 1.3%、ニュージーランド向けは 0.3% であった。輸入の場合は、TPP11 か国からの割合は 13.3% で、カナダからの割合は 1.6%、ニュージーランドからは 0.4% であった。ちなみに、日本の輸出でのオーストラリア向けの割合は 2.1%、ベトナム向けは 2.3%、輸入でのオーストラリアからの割合は 6.3%、ベトナムからは 3.1% であった。このため、日本のオーストラリア・ベトナムとの輸出入の割合は日本とカナダ・ニュージーランドとの割合よりも高い。

このように、日本にとってカナダとニュージーランドへの輸出入依存度は RCEP の他の

メンバーと比べて低い。ところが、日本は既にカナダとニュージーランド以外の TPP8 各国との間で 2 国・地域間 EPA/FTA を締結しているが、日本とそれらの国との貿易ではオーストラリアを除きどちらかといえば CPTPP よりも既存の EPA/FTA を優先的に利用する傾向が強い。つまり、日本との貿易において CPTPP 利用の効果が大きいのは、むしろ貿易依存度が相対的に低いカナダとニュージーランドということになる。

したがって、日本にとって CPTPP という自由貿易協定は、発効から間もないため既存の 2 国間 EPA/FTA からの利用の転換が進んでいないことに加え、未だに発効していない国が 3 か国もあるため、少なくとも当面は「実質的には日本とカナダ・ニュージーランドとの FTA」として機能することが多いと考えられる。ただし、オーストラリアとの貿易では CPTPP を利用する金額が大きいし、長期的には他の加盟国との貿易でも利用率は高まるものと思われる。

ジェトロの 2019 年度のアンケート調査によれば²、日本企業が輸出に際して CPTPP よりも既存の EPA/FTA を優先して利用する理由として、①輸出先からの要請（複数回答、回答率 34.5%）、②特惠減免の条件（関税率や原産地規則）が既存 EPA/FTA の方が有利（26.6%）、③既存の EPA/FTA を使い慣れているため（21.3%）、④CPTPP の自己証明制度より既存の EPA/FTA の第三者証明制度の方が確実で安心であるため（8.7%）、などの回答があった。

(2) CPTPP 等の利用の現状と課題

日本企業の輸出における EPA/FTA の利用率は、ジェトロの 2019 年度の上記調査によれば、CPTPP のみが利用できるカナダ向けでは 16.9%、ニュージーランド向けは 19.5% と比較的低かった。CPTPP 以外にも 2 国間 EPA/FTA を利用できるオーストラリア向けでは 29.7%、ベトナム向けでは 45.2%、メキシコ向けでは 36.6%であった。CPTPP が発効していないマレーシア向けでは 37.7%、チリ向けは 50.0%、ペルー向けは 29.4%であり、既存の 2 国間 EPA/FTA しか使わなくても高い利用率を示した。

一方、2020 年の日本企業の輸入における EPA/FTA の利用率を見てみると³、CPTPP が使えるカナダからの輸入では 24.0%、ニュージーランドからは 57.4%であった。CPTPP 以外にも 2 国間 EPA/FTA を利用できるオーストラリアからは 9.1%、ベトナムからは 36.6%、メキシコからは 23.5%であった。CPTPP が発効していないマレーシアから

は 14.3%、チリからは 25.2%、であった。

すなわち、日本の輸出においては、CPTPP しか利用できないカナダとニュージーランド向けでは、発効から間もないこともあり利用率は低かった。しかしながら、CPTPP の段階的な関税削減が年々進展するにつれて、両国の利用率は上がっていくものと思われる。これが日本の輸入においては、CPTPP の効果が比較的早い段階で機能する国もあれば、そうでない国もあるようだ。例えば、ニュージーランドからの輸入においては既に利用率が半分を超えているが、オーストラリアからの輸入では多くの品目で関税がかからない鉱物・燃料が主体であるため 10%以下となっている。

なお、CPTPP に限らず、EPA/FTA を利用しない理由として、輸出先からの要請がないことや、FTA の制度や手続きを知らない、原産地証明の事務手続きが負担、などが挙げられている。EPA/FTA の利用に関して政府機関に望むことは、セミナーや勉強会による基礎情報の普及、原産地証明書手続きの電子化、EPA/FTA 制度情報の整備、個別相談・コンサルティング体制の強化、相手国における説明会開催等の輸出先への啓蒙活動、などであった。

4. CPTPP は今後どう変質していくのか

(1) 欧州の英国が CPTPP に加入する意味

キャサリン・タイ米国通商代表部 (USTR) 代表は 2021 年 5 月中旬の議会証言において、TPP11 (CPTPP) への加入は優先事項ではないとし消極的な見解を示した。優先されない理由として、広範な超党派での賛成を得られにくいことを挙げた。同代表は、米議会全体の支持を得るには時期尚早と考えたようだ。

米国の腰の重い CPTPP への加入の動きに対して、英国は 2021 年 1 月 30 日に正式に CPTPP への参加を表明した。これを受けて、TPP11 か国は 6 月 2 日に閣僚級会合で英国の加入手続きの開始を決定した。英国の CPTPP 加盟の動きは、それまではアジア太平洋地域の FTA との印象が強かった CPTPP のイメージを変えるものである。

英国の CPTPP 参加は、同国の EU 離脱 (Brexit) に伴う自由貿易圏の穴を補う動きである。英国は 2021 年 1 月から日本との間で日英 EPA を発効させるなど CPTPP 加盟 7 か国との間で FTA を結んでいるし、EU とは通商・協力協定を暫定適用している。また、英国は米国、ニュージーランド、オーストラリア (2021 年 6 月に主要分野では合意済み) と

も FTA を交渉中である。

英国の CPTPP への関心は、アジア市場の成長性を取り込みたいと考えているためでもある。そして、CPTPP の加盟国の中でカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、ブルネイが英連邦の一員であることも大きい。つまり、英国の CPTPP 加入で、それまでのアジア色が濃かった FTA から英連邦色の色彩が強まることになり、地域的な広がりが大きくなる。ただし、将来的には中国、台湾、フィリピン、インドネシア、タイ、韓国、などが CPTPP に参加すれば、再びアジア色が濃くなることは否めない。

(2) 米国は中国の TPP11 参加にどう対応するか

中国は既に 2021 年 9 月に CPTPP 加入の申請を行ったが、もしも他の加盟国が中国の加入の作業委員会の設置を認め加入手続きの検討を始めようとするれば、米国はその動きに関心と警戒を抱かざるを得ない。

既に、米国は新 NAFTA であるカナダ・米国・メキシコ協定 (CUSMA) の中に、もしもメンバー国であるカナダやメキシコが非市場経済国である中国と自由貿易協定の交渉を開始する場合は少なくとも 3 か月前にその意向を他のメンバー国へ通知しなければならないし (条項 32.10)、中国との貿易協定に署名する 30 日前に他のメンバー国に協定の全文を提供しなければならない、との規定を盛り込んだ⁴。

こうした情報などを基に、米国は中国の CPTPP 加盟に影響を及ぼす可能性がある。それに、これから CPTPP に加盟するには全てのメンバーの賛成が必要であり、中国の加入のためのハードルは高い (TPP 協定: 第 30・4 条 加入)。

第 2 節 中国、台湾の CPTPP 加盟の動きと各国の対応

1. 中国と台湾の TPP 加盟申請の波紋

中国はファーウェイ副会長のカナダからの解放が行われる直前の 2021 年 9 月 16 日の夜、CPTPP への加盟申請を行ったことを発表した。また、時を経ずして台湾は 9 月 22 日の午後において、CPTPP への加盟申請を行った。

中国がこの時期に TPP への加盟申請を行った背景であるが、米国は国内外の問題が山積し CPTPP への復帰を検討するには時間がかかると見込んでいること、台湾よりも先行し

で加盟申請する狙いがあったこと、CPTPP の加盟 11 か国が閣僚級会合で英国の加入手続きの開始を決定したこと、などが影響しているものと思われる。

中国は「一つの中国」という考え方を主張するために、CPTPP の加盟申請において台湾よりも先行する必要がある。また、中国においては、英国の CPTPP 加入が正式に認められる前に、できるだけ加盟の手続きを進展させたいという思惑があった。なぜならば、英国も現時点では米国やオーストラリア、メキシコなどと同様に、中国が国有企業への補助金の問題、あるいは人権や労働・環境問題等で TPP が求めるルールの基準に達しておらず、CPTPP への加盟は時期尚早と考えている節があるからだ。

もしも、今後とも英国が中国の働きかけがあっても動ぜず、中国の CPTPP 加盟に消極的な姿勢を崩さないならば、カナダやオーストラリアなどの 6 か国の英連邦の国が参加する TPP への中国の加盟は少なからぬ影響を受けることは確実である。逆に、中国の説得が英国を動かすときは、中国の CPTPP やアジア太平洋地域での貿易投資の枠組みにおける存在感は重みを増す可能性がある。

中国が CPTPP に加入すれば、中国の狙い通り、日本を含めた他の加盟国の中国市場への依存度は一段と高まるものと思われる。日本は中国の国有企業への補助金や政府調達等の問題で一段の国際ルールの順守や市場開放を要求しているが、中でも中国が自動車関連の関税撤廃を認めるかどうか中国の CPTPP 加入を検討する材料の 1 つになると考えられる。中国は RCEP の合意内容において、完成車や一部の自動車部品の関税削減を対象外としており、日本の東アジアにおける自動車のサプライチェーン形成を妨げる要因になっている。日本は中国の CPTPP 加盟申請を検討するにあたって、その基本姿勢の変更を主張することが求められる。

また、日本は TPP 委員会の議長国（2021 年）として中国だけでなく台湾の加盟申請を検討しなければならないが、関係国との「一つの中国」を巡る政策の調整などに手間取る可能性があり、時間的には難しいものの、本来ならば米国を同じ土俵に迎え入れて審議することが望ましい。バイデン政権は国内投資を優先するとの立場を採っているため TPP への復帰には慎重であるが、日本としては CPTPP という冠には固執せずに、米国の復帰を求めるという戦略もありうる。

米国は新 NAFTA（CUSMA）を 2020 年の 7 月に発効させたが、その直前に米民主党の主導により、メキシコとの労働問題の紛争解決において、簡便で時間がかからないルールの導入を実現させた。つまり、CUSMA は FTA の従来国同士の紛争解決処理手続きに

加えて、事業所特定の迅速な労働問題対応の迅速メカニズム（RRLM：Rapid Response Labor Mechanism）を新設した。その特徴は、従来の紛争解決処理と比べて、制裁手段に罰金や輸入禁止が加わり、制裁適用までの期間が1～1.5年から6か月以内に短縮されていることだ。

実際に、CUSMA発効後、GMのメキシコ工場での労働権侵害に関して初めてのRRLMを活用した事例が発生しており、今後の日本企業の北米での事業活動において無視できない状況が生まれている。中国のCPTPP加盟申請を検討するにあたり、中国の労使慣行等はCPTPP加盟国とは異なると思われるが、CUSMAにおけるRRLMや労働・環境の監視強化のような機能的で有効なルールをCPTPPにも応用することが可能であれば、中国の国際ルールの順守に対する懸念の緩和につながるものと思われる。

2. 中国、韓国、米国などのTPP加入の経済的意味合い

表6-1は中国、台湾、韓国、英国などの国が、CPTPP加盟国との間で締結しているCPTPP以外のFTAをリストアップしたものである。中国はCPTPP加盟国との間で6つのFTAを発効させており、その対象となるCPTPP加盟国の国数の合計は8か国となる。すなわち、中国は8か国のCPTPP加盟国との間で既にCPTPP以外のFTAを発効させているので、現時点で11か国から成るCPTPPに無理をして加入する経済的な意味合いはそれほど大きくはない。

中国がCPTPP加盟国の中でFTAを発効させていない国は日本、カナダ、メキシコの3か国である。しかも、RCEPが発効したので、日本との間でFTAの利用を進めることが可能だ。したがって、中国のTPP加盟申請の動機は経済的な側面だけでなく、政治的な面によるところも大きい。韓国も米国も中国同様に多くのCPTPP加盟国との間でCPTPP以外のFTAを発効させており、CPTPPに直ちに加入しなければならない強い経済的な理由を見出しにくい。これに対して、台湾の場合はCPTPP加盟国との間でFTAを締結しているのはニュージーランドとシンガポールの2か国だけである。したがって、台湾はCPTPPに参加する経済的な意味合いが強く、CPTPPを利用した貿易投資の拡大に期待するところが大きい。

表 6-1 主要国の CPTPP 加盟国との FTA

	中国	台湾	韓国	英国
CPTPP加盟国との CPTPP以外の国・ 地域別FTA	1. ASEAN中国 FTA(2005.7)、2. 中国チリ FTA(2006.10)、3. 中国 ニュージーランド FTA(2008.10)、4. 中国シ ンガポールFTA(2009.1)、 5. 中国ペルーFTA(2010.3)、6. 中国オース トラリアFTA(2015.12)	1. 台湾ニュージーランド経 済協力協定(2013.12)、2. 台 湾シンガポール経済パート ナー協定(2014.4)	1. 途上国間貿易交渉関連プロ トコル(PTN、特惠貿易協定)：チ リ、メキシコ、ペルー、フィリ ピン(1973.2)、2. 韓国チリ FTA(2004.4)、3. 韓国シンガポ ールFTA(2006.3)、4. 韓国 ASEAN・FTA(2007.6)、5. 韓国 ペルーFTA(2011.8)、6. 韓国オ ーストラリアFTA(2014.12)、7. 韓 国カナダFTA(2015.1)、8. 韓国ベ トナムFTA(2015.12)、9. 韓国 ニュージーランドFTA(2015.12)	1. 日英EPA(2021.1)、2. 英 国チリ連合協定(2021.1)、3. 英国コロンビア・エクアド ル・ペルー貿易協定(2021.1)、 4. 英国シンガポール FTA(2021.1)、5. 英国ベトナ ムFTA(2021.1)、6. 英国カナ ダFTA(2021.1)、7. 英国メキ シコFTA(2021.1)、8. 英豪 FTA(2021.6に主要分野で合意)
CPTPP加盟国との CPTPP以外の国・ 地域別FTAの国数	8か国	2か国	10か国	7か国
	米国	フィリピン	日本	カナダ
CPTPP加盟国との CPTPP以外の国・ 地域別FTA	1. 米国チリFTA(2004.1)、 2. 米国シンガポール FTA(2004.1)、3. 米国オ ーストラリアFTA(2005.1)、 4. 米国ペルー FTA(2009.2)、5. 日米貿易 協定(2020.1)、6. 米国・カ ナダ・メキシコ FTA(USMCA：2020.7)	1. 途上国間貿易交渉関連ブ ロトコル(PTN、特惠貿易 協定)：チリ、メキシコ、ペ ルー(1973.2)、2. ASEAN物 品貿易協定(ATIGA：旧 AFTA)(1993.1)、3. 日フィ リピンEPA(2008.12)、4. 日 ASEAN・EPA(AJCEP)： 2008.12)、5. ASEANオ ーストラリア・ニュージーランド FTA(2010.1)	1. 日シンガポール EPA(2002.11)、2. 日メキシ コEPA(2005.4)、3. 日マレーシ アEPA(2006.7)、4. 日チリ EPA(2007.9)、5. 日ブルネ イEPA(2008.7)、6. 日ASEAN・ EPA(AJCEP)：2008.12)、7. 日ベ トナムEPA(2009.10)、8. 日ペ ルーEPA(2012.3)、9. 日オース トラリアEPA(2015.1)	1. カナダ・チリ FTA(1997.7)、2. カナダ・ペ ルーFTA(2009.8)、3. 米国・ カナダ・メキシコ FTA(USMCA：2020.7)
CPTPP加盟国との CPTPP以外の国・ 地域別FTAの国数	7か国	10か国	8か国	3か国

注：2021年9月末現在のCPTPP加盟国は、日本、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、ペルー、チリの11か国。()内の数字は発効年月。

資料：ジェトロ「世界のFTAデータベース」より作成

英国は表 6-1 のように、2021 年 1 月に CPTPP メンバー国を含む多くの国との間で FTA を発効させているので、一見すると CPTPP に加盟する経済的な意味合いは大きくないと思われる。しかしながら、同国の EU からの離脱による自由貿易圏の穴を埋めるといふ意味では、CPTPP に加入することは経済的にも政治的にも一定のインプリケーションがあるように思われる。

なお、表 6-1 のように、日本が CPTPP 加盟国の中で CPTPP 以外の他の FTA を締結しているのは、CPTPP の未発効のマレーシア、ブルネイ、チリの 3 か国とシンガポール、メキシコ、ベトナム、ペルー、オーストラリアの 5 か国を加えた計 8 か国である。つまり、日本はマレーシア、ブルネイ、チリの 3 か国の発効が遅れても、CPTPP 以外の他の FTA

の利用で関税削減を行うことができる。これに対して、同じ CPTPP メンバーであるカナダでは、チリ、ペルー、メキシコ以外の CPTPP メンバーとは CPTPP 以外の FTA を締結していないので、マレーシアとブルネイとの間では CPTPP が発効しない限り FTA を活用することができない。

3. 異なる各国の中国の加盟申請への対応

2013 年から交渉が始まった RCEP は、2020 年末にインドを除く 15 か国によって署名され、2022 年 1 月に日本を含む 10 か国の間で発効した。アジア太平洋地域には既に AFTA (ASEAN 自由貿易地域) とともに、ASEAN 中国 FTA や日 ASEAN・EPA のような「ASEAN+1」の FTA、CUSMA などの幾つかの FTA が存在している。これが、RCEP の登場により、初めて日本と中国・韓国との直接の 2 国間貿易に FTA を利用することが可能になり、アジア太平洋地域でのサプライチェーンに新たな動きが表れるものと思われる。

一方、CPTPP は米国が離脱したことで 2021 年末の時点では 11 か国の加盟にとどまっているが、これが英国、中国、台湾、エクアドル、フィリピン、韓国などの加入や米国の復帰が進めば、その高水準の自由化率や広域性という RCEP を超える特徴が一段と大きく浮かび上がることになる。さらには、CPTPP は協定文の中に RCEP には盛り込まれていない国有企業章や労働・環境章を備えており、より包括的で質の高い FTA として役割を果たすことが可能である。

高い自由化率を誇る CPTPP への中国の加盟申請に対する各国の 2021 年末時点の対応であるが、カナダとメキシコは明らかに中国の非市場的な貿易慣行や他国への経済的強制力の行使という面で懸念を抱いており、もろ手を挙げて歓迎してはいない。ただし、両国ともこれまで中国との FTA を締結しておらず、いずれも中国の CPTPP 加盟による貿易拡大を望んでおり、根底では中国の加盟に期待する部分があると思われる。

オーストラリアにおいては、カナダとメキシコと違い既に中国との間で FTA を発効させており、必ずしも中国の CPTPP 加盟による経済的なメリットが大きいわけではない。しかも、カナダにおけるファーウェイ問題は解決の方向にあるが、中国はオーストラリアに対して大麦とワイン等に追加関税を課しており、オーストラリアと中国の確執は続いている。

中国の CPTPP 加盟申請に対して、マレーシアやシンガポール、ベトナム、チリは歓迎

の意向を表明している。これは、中国の積極的な CPTPP 加入に関するロビー活動が功を奏しているものと思われる。中国はオーストラリアにも CPTPP への加盟申請の前からロビー活動を行い、中国の CPTPP 加入への支持を求めていると伝えられる。しかしながら、オーストラリアはカナダやメキシコと比べて、「互いの確執」と「経済的なメリット」という面で異なる立場にあることは否めない。

TPP 委員会が中国の加盟申請に基づき作業部会を発足させるとき、オーストラリアが同意を表明しなければ作業部会は設置されないが、同意しない場合でも作業部会の決定から 7 日以内に書面で反対をしなければ設置されるようであるから、オーストラリアの中国の加盟申請に対する戦術も含めて対応が注目される。なお、CPTPP は選択的離脱（加盟に反対する既加盟国と新規加盟国との間で貿易協定を発効させないことで新規加盟を実現）の採用を認めていないため、中国の加入を少しでも懸念する既加盟国が新規加盟の審議を拒否しがちである。

中国はオーストラリアだけでなく、CUSMA の「非市場経済国（中国）との FTA 交渉の開始に関する条項」を用いた米国からの圧力を受けることも想定される。すなわち、米国は同条項に基づき CUSMA から離脱する可能性を示唆することで、カナダやメキシコに中国の CPTPP 加盟への承認に関して影響を与えることが可能である。この意味において、中国の CPTPP 加入手続きの開始や作業部会の審議などを行う場合は、カナダとメキシコは米国が容認できる条件を常に念頭におかなければならない。

米国はこれまで中国の CPTPP の加盟申請に対して懸念を示す一方で、CPTPP への復帰は現段階では優先順位が高い案件ではないことを表明している。バイデン政権が CPTPP への復帰を検討するとすれば、TPP 委員会での中国の TPP 加盟の手続きが予想外に進展した場合、あるいはバイデン政権が中間選挙後に CPTPP 復帰に関して米国議회를説得する材料を用意できる場合、さらにはインド太平洋地域での新経済枠組みの創設が進まない場合、などが想定される。日本としては、緊密な対話を通して米国の復帰の可能性を探ることが必要である。

日本は TPP 委員会の議長国（2021 年）として、中国の国有企業への補助金や労働・人権などの問題で懸念材料はあるものの、中国の加盟に対して公平で公正な対応を図らざるを得ない。しかしながら、中国が CPTPP に加盟すれば、短期的には経済的なメリットを享受することができるものの、長期的には米国の危惧と同様に、中国がグローバルスタンダードを確立することにより日本に相対的な競争力の低下をもたらす可能性がある。それ

でも、日本は中国の加入問題では CPTPP 加盟国間の利害調整を優先せざるを得ないと思われる。

日本は TPP から米国が離脱した後、CPTPP の実現に主導的な役割を果たした。その大きな功績を背景に、日本は CPTPP の中でリーダーシップを発揮することが期待されている。英国の加盟交渉や中国及び台湾などの加盟申請がスムーズにいき、さらなるメンバー国の拡大につながるかどうかは、日本の CPTPP におけるリーダーシップ維持のための試金石になる。そのためにも、日本はカナダとの綿密なすり合わせや情報共有が不可欠であり、カナダを介した英連邦国家との意思疎通が求められる。

第 3 節 CPTPP の分野別の特徴と課題

1. CPTPP で市場アクセスは大きく改善

本節では、米国を含む TPP12 か国の交渉が合意に達した 2015 年の時点に軸足を置き、農産物や機械・繊維、乗用車の輸出可能性について分析する。実際には、米国が 2017 年初めて TPP を離脱したため、米国を除く 11 か国の間で CPTPP に大筋で合意したのは 2017 年 11 月で、日本やカナダなどの先行する 6 か国の間で発効したのは 2018 年末であった。

(1) CPTPP は日本の農産物輸出を変えるか

1) CPTPP のどの国にりんご・牛肉・米などを輸出しているか

2020 年の日本の農林水産物・食品の輸出額は 9,223 億円で前年比 1.1%増となり、8 年連続で過去最高額を更新した。その中で、輸出が多い生鮮品目を見てみると、2020 年には牛肉や牛乳・乳製品とともに、輸出振興の歴史が古いりんごや米（コメ）、あるいは鶏肉やながいもなどを挙げることができる。

米国を含む 12 か国が TPP 協定に合意した 2015 年時点においては、日本のりんごの対世界輸出は好調で前年から 42%も増加し 1 億 1,121 万ドル（134.6 億円）に達した。台湾向け輸出の割合が全体の 74%（2019 年は 68.3%）を占め、香港向けが 19%（25.3%）、中国向けが 5%、タイ向けが 1.5%（3.1%）であった。

残念ながら、日本の CPTPP 加盟国向けのりんごの輸出は少ないが、CPTPP 利用による関税削減で、シンガポール（2019 年 0.7%）とベトナム（1.5%）及びマレーシア（0.2%、

CPTPP は未発効) を中心に輸出拡大が見込まれる。カナダ向けの割合 (0.04%) は少ない。

一方、日本の 2019 年の牛肉 (くず肉を含む) の主な輸出先はカンボジア (輸出割合 29.2%)、香港 (17.1%)、台湾 (12.4%)、米国 (10.4%)、シンガポール (5.7%)、タイ (5.4%)、マカオ (2.6%)、オランダ (2.3%)、英国 (2.0%) であった。この他に CPTPP 加盟国向けで多いのは、ベトナム (1.6%)、マレーシア (1.0%)、カナダ (1.0%)、オーストラリア (0.9%) であった。

また、牛乳・乳製品の中でも 2019 年の粉乳の輸出先で割合が多い CPTPP 加盟国はベトナム (輸出割合 65.7%)、シンガポール (0.5%)。ながいもの輸出割合が多い CPTPP 加盟国は、米国 (離脱、39.9%)、シンガポール (9.4%)、カナダ (0.5%)、マレーシア (0.2%) であった。

日本の 2019 年の鶏肉の輸出割合が多い国は香港 (輸出割合 61.8%)、カンボジア (28.9%)、CPTPP 加盟国ではベトナム (9.3%)。さらに、日本の米 (コメ) の輸出割合が多い CPTPP 加盟国は、シンガポール (13.2%)、オーストラリア (3.8%)、ベトナム (1.1%)、マレーシア (1.0%)、カナダ (0.8%) であった。なお、TPP を離脱した米国向け米の輸出割合は 9.0% であった。

2) 高い日本の農産物の輸出価格

2015 年の日本のりんごの輸出単価を見てみると、世界平均はkg当たり 3.2 ドル、マレーシア・シンガポール向けは 3.5 ドル、ベトナム向けは 5.8 ドルであった。中国と米国のりんごの輸出単価は、世界平均では 1 ドル強であるので、日本との価格差は大きい。

同様に、2015 年の日本の牛肉 (生鮮及び冷蔵したもの) の輸出単価は、世界平均でkg当たり 58 ドル、香港向けは 45 ドル、米国向けは 69 ドル、シンガポール向けは 55 ドル、カナダ向けは 77 ドルであった。これが米国の牛肉の輸出単価になると世界平均で 9 ドル、オーストラリアでは 8 ドル、メキシコで 7 ドルとなり、日本産の高級牛肉との価格差はりんご以上に大きい。

米の場合はどうであろうか。日本の米の輸出単価は、世界平均でkg当たり 0.6 ドル、香港・シンガポール向けは 2.4 ドル、中国向け 4.2 ドル、台湾向けは 3.0 ドル、米国向け 2.6 ドルであった。タイの米の輸出単価は世界平均でkg当たり 0.5 ドル、米国 0.7 ドル、中国 0.8 ドルであった。したがって、米の世界平均の輸出価格は日本とタイ・米国などの主要

輸出国との格差はほとんどない。

しかし、日本の米の世界平均の輸出単価は援助米を含んでいるため、正確な比較にはならない。実際に、日本の商業ベースの米の輸出先である香港・シンガポール向けの輸出単価は世界平均の4倍であるし、中国向けは7倍である。中国向け輸出単価は10kg換算では42ドル（2015年の円の対ドルレート1ドル=121.0440円で換算すれば、5,084円）であるが、実際に中国市場で販売されるまでには、これに関税などの諸税と商業マージンが加わるので、2倍～3倍近い値段に跳ね上がる。日本の普通の家庭が購入する米の価格を10kg当たり3,000～4,000円とすれば、中国での日本米の販売価格はかなり高いと言える。

3) りんごの輸出でCPTPPを活用できる国はどこか

CPTPPなどを契機とした日本の農産物市場の自由化により、生鮮品目や食料・飲料品などの輸出の拡大は待ったなしの状況にある。CPTPPや既存のFTAを活用した農産物の輸出の増加が求められており、各国の関税削減スケジュールに対応した新たな輸出戦略が必要になっている。

2015年時点のTPPにおける各国のりんごの関税削減スケジュールを見てみると、表6-2のように、米国、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、ニュージーランド、シンガポールの6か国は2015年10月のTPPの合意以前からりんごの一般的な関税率（MFN税率）は無税（0%）であり、当然のことながら、CPTPP発効後も関税率はそのままである。

なお、米国は2017年にTPPを離脱したので、復帰するまでは日本は米国との貿易でTPPを利用できない。その代わりに、日本は2020年から発効した第1段階の日米貿易協定を利用し、りんごは無税品目であり関税削減の対象品目は241品目と限られるが、CPTPPと同等の条件で対米輸出が可能である。

また、チリとマレーシアの関税率（MFN税率）は、表6-2のように、2015年時点ではそれぞれ6%と5%であるが、両国とも2021年末の時点でCPTPPは発効しておらず、日本企業は両国との貿易においてはCPTPPを利用することができず、代わりに2国間EPAを使うことができる。

表 6-2 CPTPP における各国のりんごの関税削減スケジュール

	MFN税率	スケジュール	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
米国	0%	無税	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
オーストラリア	0%	無税	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
ブルネイ	0%	無税	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
カナダ	0%	無税	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
ニュージーランド	0%	無税	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
シンガポール	0%	無税	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
チリ	6%	即時撤廃	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
マレーシア	5%	即時撤廃	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
ベトナム	15%	3年目から撤廃	10%	5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
ペルー	9%	6年目から撤廃	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
日本	17%	11年目から撤廃	12.7%	11.4%	10.2%	8.9%	7.6%	6.3%	5.1%	3.8%	2.5%	1.2%	0%
メキシコ	20%	11年目から撤廃	16.0%	14.4%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	0%

注 1：りんごの HS コードは 8 桁で 0808.10.00。MFN 税率は FTA を利用しないときに支払う関税率で、2015 年時点の税率である。CPTPP は日本、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールの 6 か国においては 2018 年 12 月に発効しており、同年がこれらの国では発効から 1 年目となる。ベトナムでは 2019 年 2 月、ペルーでは 2021 年 9 月に発効。2021 年末の時点において、マレーシア、ブルネイ、チリの 3 か国では発効していない。

注 2：後から遅れて発効したベトナムとペルーに対して、日本が適用する関税撤廃のスケジュールは、日本は協定の発効日（2018 年 12 月 30 日）に発効したものとして適用する（キャッチアップすることになっている）。

資料：各国の CPTPP 譲許表より作成

CPTPP の発効日は先行 6 か国においては 2018 年 12 月 30 日であるが、ベトナムの発効日は 2019 年 1 月 14 日、ペルーは 2021 年の 9 月 19 日であった。それにもかかわらず、日本はベトナムとの貿易において、CPTPP 利用による関税削減の開始日を 2018 年 12 月 30 日までキャッチアップすることになっているし、ペルーとの CPTPP 利用による貿易においても、同様の対応を行うことになっている。

ベトナムのりんごの MFN 税率は 2015 年の時点で 15% であるが、CPTPP 発効後には FTA 税率が 1 年目には 10%（2018 年）、2 年目には 5%（2019 年）になり、3 年目（2020 年）には 0% になったので、2021 年現在では関税は撤廃されている。ペルーの 2015 年のりんごの MFN 税率は 9% であったが、譲許表に従えば TPP 発効から 1 年目（2018 年）には 7.5% に下がり、4 年目の 2021 年には 3% になり、最終的には 6 年目（2023 年）に 0% になる。また、メキシコの 2015 年のりんごの MFN 税率は 20% であるが、FTA 税率は CPTPP 発効から 11 年目（2028 年）に 0% になる。

したがって、表 6-2 のように、日本が CPTPP を利用して加盟国にりんごを輸出する場合、既に発効前から関税率（MFN 税率）が 0% である 6 か国向けでは（米国を含む）、CPTPP 利用のメリットは生じない。CPTPP のメリットは、残りのチリとマレーシア、ベ

トナム、ペルー、メキシコの 5 か国への輸出で発生する。

ところが、実際には、米国は TPP を離脱し、ブルネイ、チリ、マレーシアでは CPTPP は未発効のため CPTPP を利用したこれら 3 か国への輸出は現時点ではできない。すなわち、日本が CPTPP を利用したりんごの輸出で効力を発揮するのは、CPTPP の譲許表に従えば、2021 年末の時点ではベトナム、ペルー、メキシコ向け輸出ということになる。

4) りんご輸出は CPTPP か 2 国間 EPA か

日本は CPTPP 加盟国の多くと既に 2 国間 EPA（経済連携協定）を結んでいるので、それらの国との FTA の利用においては、一義的には CPTPP と 2 国間 EPA を比較して輸出時点の相手国における日本産りんごに対する関税の低い方を選ぶことになる。

日本とマレーシアにおいては、既に日マレーシア EPA が 2006 年に発効しており、マレーシアのりんごの対日関税は段階的削減により 2016 年以降は無税になっている。そのため、日本のマレーシアへのりんごの輸出では、マレーシアの CPTPP が発効するまでは日マレーシア EPA を活用することで関税を削減できる。マレーシアの CPTPP が発効したならば、原産地規則の申請などの実務的に使いやすい EPA/FTA の方を選ぶことになる。

日本とベトナムとの貿易においては、日ベトナム EPA は 2009 年 10 月に発効しており、ベトナムのその当時の日本産りんごに対する 20%の関税は 11 年目の 2019 年に撤廃された。一方、CPTPP でのベトナムのりんごの関税率も、発効から 3 年目の 2020 年に撤廃された。つまり、2020 年以降においては、CPTPP でも日ベトナム EPA でもりんごの関税は撤廃されているので、原産地証明手続などで実務的に使いやすい方を選択すればよいことになる。

2019 年の日本の輸出統計を見ると、日本のチリ、ペルー、メキシコ向けのりんごの輸出は、CPTPP を含む日本とこれら 3 か国との 2 国間 EPA/FTA を利用すれば関税を削減できるにもかかわらず、実績が見られない。これは、これら 3 か国が日本のりんごに対して植物検疫条件を設定していないためと考えられる。

したがって、日本のチリ、ペルー、メキシコ向けのりんごの輸出に関しては、もしも今これらの国で植物検疫条件が設定されたと仮定するならば、EPA/FTA をどう活用すれば有効に関税削減できるのかを検討することにしたい。

日チリ EPA は 2007 年 9 月に発効している。同 EPA を利用した日本のチリへのりんごの輸出においては、チリの 6%の対日関税は 16 年目の 2022 年に撤廃される。一方、

CPTPP の規定ではチリのりんごの関税は即時撤廃であるものの、チリでは 2021 年末の現時点において CPTPP が発効していないので、今後は CPTPP が発効するまでは日チリ EPA を利用することができる。チリの CPTPP が発効したならば、2022 年以降には CPTPP も日チリ EPA もりんごの関税は 0%になるので、どちらを利用するかを迷ったならば、原産地証明手続などで実務的に使いやすい方を選択すればよいということになる。

日本とペルーとの貿易においては、日ペルーEPA は 2012 年 3 月に発効し、9%のりんごの関税は 16 年目の 2027 年に撤廃されることになっている。CPTPP では 6 年目の 2023 年に 0%になる。したがって、日本のペルー向け輸出で EPA/FTA を使う場合、2023 年以降においては、実務的に使いやすい方を選択することになる。

日本のメキシコへのりんごの輸出においては、表 6-2 の CPTPP の関税削減スケジュールでは発効から 4 年目の 2021 年でも 11.2%の関税が賦課される。関税の撤廃は CPTPP 発効から 11 年目（2028 年）になる。2005 年に発効した日メキシコ EPA においては、日本のメキシコへのりんごの輸出は 2011 年から関税割当（10%、500 トン）を設けることになったようだ。したがって、少なくとも 2028 年以降は CPTPP の利用で対メキシコ輸出に課せられる関税は 0%になる。

5) 牛肉の輸出で CPTPP のメリットを得られる国

日本の輸出で CPTPP 活用の関税削減効果があるのはりんごだけではない。牛肉もそのメリットを受けることが可能だ。なぜならば、CPTPP における日本の牛肉の自由化に伴い、CPTPP 加盟国は牛肉の対日関税の削減や無税枠の拡大を行う方向にあるからだ。

ところが、表 6-3 のように、オーストラリア、ブルネイ、ニュージーランド、シンガポール、マレーシアの 5 か国では、CPTPP 発効前から牛肉の関税は既に無税（0%）となっており、CPTPP が発効しても関税削減の効果は表れない。

CPTPP の譲許表によれば、表 6-3 のように、カナダの 2010 年 1 月時点の牛肉の関税は 26.5%であるが、関税撤廃（0%）は発効から 6 年目の 2023 年である。チリは 2021 年末の時点で CPTPP を発効させていないが、発効すれば 6%の関税の即時撤廃を約束している。ベトナムは 2010 年 1 月時点の 15%～31%の関税を、CPTPP 発効から 3 年目の 2020 年に撤廃、メキシコは 20～25%の税率を CPTPP 発効から 10 年目の 2027 年に撤廃する。ペルーは 17%の関税を、CPTPP の発効から 11 年目の 2028 年に撤廃することを約束している。

表 6-3 CPTPP 各国の牛肉の対日関税

	現行	TPPの交渉結果
米国	・WTO枠内(日本向け):200トン、4.4セント/kg ・枠外:26.4%	・WTO枠内(日本向け):5~10年目撤廃 ・枠外:日本向け関税割り当て(無税、3,000トン(1年目)⇒6,250トン(14年目))、15年目撤廃
オーストラリア	無税	無税
ブルネイ	無税	無税
カナダ	26.5%	6年目撤廃
ニュージーランド	無税	無税
シンガポール	無税	無税
チリ	6%	即時撤廃
マレーシア	無税	無税
ベトナム	15~31% 【11.3%】	3年目撤廃
ペルー	17%	11年目撤廃(ロース薄切りは即時撤廃)
メキシコ	20~25% 【枠内(日本向け):2.0~2.5%、6,000トン】	10年目撤廃

注：現行での税率は 2010 年 1 月 1 日時点のもの、【 】内は 2015 年 4 月時点の日本との EPA 税率。

CPTPP 加盟国の中で、日本との 2 国間 EPA を結んでいないのは、カナダ、ニュージーランドの 2 か国である。

資料：「TPP における重要 5 品目等の交渉結果」、農林水産省より作成

カナダとニュージーランドにおいては、CPTPP が日本との初めての FTA であるので、日本が牛肉をカナダに輸出する時は、現時点では CPTPP が唯一の関税削減を達成する手段となる。ニュージーランド向けの輸出では CPTPP 発効前から牛肉の関税は 0% であるので、日本のニュージーランドへの牛肉の輸出の際に CPTPP を活用する必要はない。

CPTPP 加盟国の中で、日本が CPTPP 以外の 2 国間 EPA/FTA を結んでいる国はカナダとニュージーランド以外の 8 か国に達する。日本と 2 国間 EPA/FTA を結んでいる国の中で、表 6-3 において牛肉の 2010 年 1 月時点の関税が無税以外の国はチリ、ベトナム、ペルー、メキシコの 4 か国である。

日本がチリに牛肉を輸出する場合、2021 年末時点では同国の CPTPP が発効していないので、関税を削減するには日チリ EPA を利用せざるを得ない。日チリ EPA では、チリは日本に対して、生鮮のものや冷蔵した牛肉 (HS0201) を関税削減の対象から除外している。さらに、冷凍した牛肉 (HS0202) において、枝肉及び半丸枝肉以外の肉には関税割当を課している。チリは CPTPP では即時撤廃を約束しているので、チリの CPTPP が発効したならば CPTPP を活用して無税で輸出が可能になる。

日ベトナム EPA は 2009 年発効で、牛肉の 20% の関税を 16 年目の 2024 年に撤廃する。

ベトナムは CPTPP では 2020 年に撤廃済みなので、2024 年までは CPTPP を活用し、それ以降は実務的に使いやすい EPA/FTA を選択することになる。

日ペルー EPA では、ペルーは牛肉を関税削減の除外品目としている。このため、日本がペルーへ牛肉を輸出する時は、CPTPP を活用すれば関税の削減が可能となり、17%の関税が 2028 年に撤廃（0%）される。

日メキシコ EPA では、牛肉は除外品目で、一部は関税割当品目となる。日本がメキシコへ牛肉を輸出する場合は、ペルー向けと同様に、CPTPP を活用した方が関税削減の効果が有効である。したがって、日本の CPTPP 加盟国への牛肉の輸出では、元々牛肉の関税が無税の国やベトナムを除き、日本との 2 国間 EPA よりも CPTPP を利用した方が大きな関税削減効果を得られやすい場合が多い。

また、りんごの場合と同様に、日本は幾つかの相手国政府との間で、日本から輸出される牛肉の輸出解禁のための条件について協議中であることから、CPTPP 加盟国の中では、ブルネイ、チリ、ペルーには原則として牛肉の輸出はできない状況にある。すなわち、CPTPP を利用した牛肉の輸出の関税削減効果が効果的である国は、2021 年末の現時点では、カナダ、ベトナム、メキシコの 3 か国ということになる。

なお、参考までに、日本のカンボジア向けの牛肉の輸出規模が大きいのは、中国が 2001 年から牛海綿状脳症（BSE）への対策のため日本の牛肉の輸入を禁止した影響と考えられる。中国の税関は 2019 年 12 月に日本産の 30 か月以下の骨なし牛肉の輸入禁止を解除すると発表した。現時点でも、輸出解禁に向けての条件で日中間の協議が続いており、輸出はできないようだ。

(2) CPTPP は機械・繊維の輸出に追い風

1) 金属 casting 用鋳型枠、マシニングセンター、T シャツの新たな戦略を探る

表 6-4 のように、日本の金属 casting 用鋳型枠、マシニングセンター、T シャツの輸出において、CPTPP と EPA の関税削減効果を CPTPP のメンバー別に比較してみた。

表 6-4 CPTPP における工業製品の関税削減スケジュール（譲許表）

HSコード	品目	関税撤廃・最終税率等	米国	カナダ	ニュージーランド	オーストラリア	ブルネイ	チリ
848010	金属鑄造用鑄型枠	関税撤廃時期	即時撤廃	無税	即時撤廃	即時撤廃	無税	即時撤廃
		ベースレート(2010年MFN税率)	3.8%	0.0%	5.0%	5.0%	0.0%	6.0%
		最終税率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		日本との既存EPA				5%のベースレートを即時撤廃(2015年1月発効)	即時撤廃(2008年7月発効)	即時撤廃(2007年9月発効)
845710	マシニングセンター	関税撤廃時期	即時撤廃	無税	即時撤廃	無税	即時撤廃	即時撤廃
		ベースレート(2010年MFN税率)	4.2%	0.0%	5.0%	0.0%	20.0%	6.0%
		最終税率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		日本との既存EPA				無税	20%のベースレートを6年かけて均等に削減	即時撤廃
610910	Tシャツなどの肌着(綿製のもの)	関税撤廃時期	11年目撤廃	4年目撤廃	7年目撤廃	即時撤廃	無税	8年目撤廃
		ベースレート(2010年MFN税率)	16.5%	18.0%	10.0%	10.0%	0.0%	6.0%
		最終税率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		日本との既存EPA				ベースレート10%を発効日に8%まで、5年目(2019年)の4月1日に0%まで削減	即時撤廃	即時撤廃

HSコード	品目	関税撤廃・最終税率等	メキシコ	マレーシア	シンガポール	ペルー	ベトナム	日本
848010	金属鑄造用鑄型枠	関税撤廃時期	即時撤廃	無税	無税	無税	無税	無税
		ベースレート(2010年MFN税率)	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		最終税率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		日本との既存EPA	撤廃済(23%のベースレートを10年かけて均等撤廃)(2005年4月発効)	即時撤廃(2006年7月発効)	無税(2002年11月発効)	無税(2012年3月発効)	即時撤廃(2009年10月発効)	
845710	マシニングセンター	関税撤廃時期	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		ベースレート(2010年MFN税率)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		最終税率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		日本との既存EPA	即時撤廃	即時撤廃	無税	無税	即時撤廃	
610910	Tシャツなどの肌着(綿製のもの)	関税撤廃時期	16年目撤廃	即時撤廃	無税	16年目撤廃	即時撤廃	即時撤廃
		ベースレート(2010年MFN税率)	30.0%	20.0%	0.0%	17.0%	20.0%	7.4%、10.9%
		最終税率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		日本との既存EPA	即時撤廃	即時撤廃	無税	17%のベースレートを即時撤廃	20%のベースレートを11年かけて(2019年)均等に0%まで削減。	

注：MFN 税率は FTA を利用しないときに支払う一般的な関税率、日本との既存 EPA は、日本とそれぞれの国との 2 国間 EPA を指す

資料：各国の「CPTPP」や「日本との EPA」の譲許表より作成

金属鑄造用鑄型枠においては、表 6-4 のように、米国と CPTPP11 か国の中で、既にカナダ、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ペルー、ベトナム、日本では CPTPP 発効前から関税が無税（0%）になっている。したがって、日本を除くこれら 6 か国への輸出では、日本は CPTPP の利用による関税削減効果を得ることができない。

CPTPP の発効により、金属鑄造用鑄型枠のベースレート（2010 年 MFN 税率：一般的に適用される関税率）が即時撤廃されるのは、表 6-4 のようにチリ、ニュージーランド、オーストラリア、メキシコ、の 4 か国であるが、チリの CPTPP は 2021 年末の時点で発効していないため、実際にはチリを除く 3 か国となる。

この中で、ニュージーランドは日本との EPA を締結していないので、日本は同国への輸出では CPTPP を利用して関税を撤廃することになる。オーストラリア、チリ、メキシコの 3 か国においては、日本との EPA が発効しており、既に関税は撤廃済である。したがって、日本の金属鑄造用鑄型枠のチリ向けの輸出では現時点においては EPA を利用するしかないが、オーストラリア、メキシコ向け輸出では、EPA と CPTPP の原産地規則やその手続きなどの面を比較検討し、そのいずれかを選択すればよい。

一方、CPTPP メンバー国の中でマシニングセンターの関税が CPTPP 発効前から既に無税であるのは、カナダ、オーストラリア、メキシコ、マレーシア、シンガポール、ペルー、ベトナム、日本の 8 か国である。これらの中で日本を除く 7 か国への輸出では、日本は CPTPP を活用しても関税削減効果は得られない。

CPTPP の活用でマシニングセンターのベースレートが即時撤廃される国は、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、の 3 か国である。ニュージーランドは日本との EPA を締結していないので、CPTPP の利用により関税（ベースレート）を 0%にすることができる。ブルネイとチリでは CPTPP が発効していないので、日本は両国への輸出で EPA を利用すれば関税を撤廃できる。両国で CPTPP が発効すれば、日本は輸出において CPTPP と EPA の利便性を比較してどちらを利用するかを選択すればよい。

また、CPTPP メンバー国の中で、T シャツなどの肌着（綿製のもの）の通常の輸入における関税率（MFN 税率）が無税（0%）であるのは、ブルネイとシンガポールだけであり、各国とも非常に高い関税率を課している。

表 6-4 のように、CPTPP の利用でベースレートの即時撤廃を約束している国はオーストラリア、マレーシア、ベトナム、日本の 4 か国であるが、マレーシアでは 2021 年末の時点でも CPTPP が発効していない。CPTPP の関税が段階的に削減される国は、カナダ、

ニュージーランド、チリ、メキシコ、ペルーの 5 か国であるが、マレーシアと同様の理由でチリ向け輸出では CPTPP を利用できない。

カナダは金属鑄造用鑄型枠、マシニングセンターの輸入では、既に CPTPP の発効前から無税であったが、T シャツなどの肌着の輸入では 2010 年の MFN 税率は 18% の高率となっている。このため、日本はカナダへの T シャツなどの肌着の輸出で CPTPP を利用することで、効果的に関税を削減することが可能になる。

つまり、無税のブルネイとシンガポールを除いた CPTPP メンバー 9 か国の中で、CPTPP 利用による日本の輸出で関税削減効果のある国は、日本と CPTPP 未発効のチリ・マレーシア以外の 6 か国（カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、ベトナム、メキシコ、ペルー）となる。

その 6 か国の中で、表 6-4 のように、日本と EPA を結んでいないカナダ、ニュージーランド 2 か国への T シャツなどの肌着の輸出では、必然的に CPTPP を活用することになる。オーストラリアとベトナムへの輸出では、日本との EPA では関税は段階的に削減され 2019 年には既に 0% になった。CPTPP ではこの 2 か国の関税は即時撤廃されるので、CPTPP の発効が 2018 年末であることから、日本は 2019 年以降の両国への輸出においては、CPTPP か EPA かのいずれかの使い勝手の良い方を選ぶことになる。

日本のメキシコ、ペルーの 2 か国への T シャツの輸出では、EPA を利用した時の関税は既に撤廃されているが、CPTPP では発効から 16 年目（2033 年）に撤廃されるので、当面は EPA を利用することになる。また、CPTPP が発効していないチリ、マレーシア向けの日本の輸出では現時点では EPA を使うしかない。

2) 工作機械・繊維製品の輸出を後押し

CPTPP の発効により、金属鑄造用鑄型枠などの金型、マシニングセンター、衣類などの関税が削減され、域内の輸出は促進される。そして、CPTPP の活用は中堅・中小企業が多い日本の工作機械や金型及び繊維などの産業に対して、輸出に消極的な姿勢に変化をもたらし、海外志向を高めることに繋がると思われる。

また、繊維産業においては、化合繊維の糸・織物、毛織物、絨毯、衣類などの分野では即時撤廃される品目もあり、タオルの一部では関税は 5 年目に撤廃される。CPTPP では原産地規則で糸、織物、縫製品の 3 工程で域内生産を求めるヤーンフォワード・ルールが導入されたものの、供給不足が見込まれるショートサプライ・リストに掲載された域外産

の品目は、リストに盛り込まれた要件を満たせば域内産と認められる。

同リストは、5年で削除される一時的な8品目を含んでおり、その他の恒久的なものを合わせると187品目に及ぶ。中国などから材料を調達しているベトナムには、CPTPPを利用した繊維製品のCPTPP域内への輸出を拡大する道が開かれたと思われる。

したがって、日本企業はCPTPPを活用し日本からカナダやメキシコ、オーストラリア、ニュージーランド等に輸出を拡大するだけでなく、ベトナムを利用したCPTPP域内輸出の拡大を探ることが求められる。

(3) CPTPPは乗用車の輸出を促進するか

1) 幻のCPTPPでの米国との自動車交渉

トランプ前政権はTPPを離脱したが、日本が離脱前の米国とのTPP交渉で難航したのは、日本の農産物と米国の自動車・自動車部品の自由化の話し合いであった。最終的には、日本の農産物市場の自由化においては、米（コメ）を始めとして、麦、乳製品、砂糖、牛肉・豚肉の分野で日本の主張が反映されたが、その一方で、米国の日本に対する自動車や一部の自動車部品の自由化は遅れることになった。

米国の離脱前のTPP交渉では、日本からの乗用車に対する2.5%の関税は発効後14年間維持され、15年目から削減を開始し20年目で半減（1.25%）、22年目で0.5%まで削減の上、25年目で撤廃されることで合意した。トラックでは、25%の関税を29年間維持の上、30年後に撤廃されるし、バスの2.0%の関税は10年目に撤廃される。自動車部品では、ギアボックス、ワイパー、シートベルトなどの2.5%の関税が即時撤廃される一方で、タイヤが10年目、リチウムイオン電池が15年目に撤廃されるなど、関税の撤廃に時間がかかる品目も残されることになった。

2) 米国への依存度が高い日本とカナダの乗用車輸出

日本の2020年における乗用車の輸出総額は810億ドルであった。日本の主要な輸出先である米国向けの割合は39.7%と約4割を占めた。また、日本の中国向け輸出の割合は10.6%、オーストラリア向けは6.9%、カナダ向けは3.4%、英国向けは2.5%、ドイツ向けは2.3%、メキシコ向けは1.1%であった。

日本の米国向けの割合が圧倒的に大きいと、中国向けのシェアが大きく上昇している。

カナダ向けの割合は、近年では 3%~4%となっており、ドイツ・英国向けよりもシェアは高い。

一方、カナダの 2020 年における乗用車の輸出総額は 321 億ドルであった。カナダの主要な輸出先である米国向けの割合は 92.9%と圧倒的なシェアを占めた。また、カナダの中国向け輸出の割合は 2.1%、オーストラリア向けは 0.1%、日本向けは 0.1%、ドイツ向けは 0.5%、メキシコ向けは 0.2%であった。

カナダの米国向けの輸出割合の方が日本の対米輸出よりも圧倒的に大きいのは、カナダや米国、メキシコにおいては、新 NAFTA (CUSMA) を利用した北米域内間の乗用車や自動車部品の相互調達の割合が高いためである。実際に、カナダ、米国、メキシコの自動車産業は互いに国境を何度も越えた自動車関連部材の調達を実施している。

3) CPTPP の効果が大きいカナダ、ニュージーランドへの乗用車輸出

表 6-5 のように、CPTPP の加盟国の中で、乗用車 (1500 cc 超~3000 cc 以下) の関税が CPTPP の合意前から無税 (0%) であるのは、ブルネイとシンガポール、日本の 3 か国である。これら 3 か国は、CPTPP 発効による関税削減メリットが生じない国である。

したがって、CPTPP の発効で日本が輸出で関税削減効果を得られる国は他の 8 か国 (カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、チリ、メキシコ、マレーシア、ペルー、ベトナム) ということになる。ただし、この中でチリとマレーシアでは CPTPP が発効していないので、現時点では CPTPP を利用した関税削減効果を得ることができない。

表 6-5 CPTPP における乗用車の関税削減スケジュール（譲許表）

HSコード	品目	関税撤廃・最終税率等	米国	カナダ	ニュージーランド	オーストラリア	ブルネイ	チリ
870323	乗用自動車その他の自動車：シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの	関税撤廃時期	即時撤廃国：豪、カナダ、チリ、メキシコ、ペルー、シンガポール 10年目撤廃国：ブルネイ、マレーシア、NZ、ベトナム 25年目撤廃国：日本	5年目撤廃	即時撤廃	即時撤廃(中古車は×)	無税	即時撤廃
		ベースレート(2010年MFN税率)	2.5%	6.1%	0%~10%	5%(中古車：従価税5%、従量税\$12,000)	0.0%	6.0%
		最終税率	0.0%	0.0%	0.0%	0%(中古車：従価税は即時撤廃0%、従量税は\$12,000)	0.0%	0.0%
		日本との既存EPA				即時撤廃(中古車は段階的に3年目で関税を0%に削減、従量税はそのまま) (2015年1月発効)	ベースレート20%、4年目に撤廃済 (2008年7月発効)	即時撤廃 (2007年9月発効)

HSコード	品目	関税撤廃・最終税率等	メキシコ	マレーシア	シンガポール	ペルー	ベトナム	日本
870323	乗用自動車その他の自動車：シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの	関税撤廃時期	即時撤廃(中古車は×)	即時撤廃(救急車のみ)、3年目(霊柩車・護送車などのその他の乗用車・完全ノックダウン)・6年目(ワゴン・SUVを含む完全ノックダウンの乗用車、完全に組み立てられた乗用車2500cc~3000cc以下、キャンピングカー、その他の乗用車・完全に組み立てられたもの・4輪駆動車)・11年目(ワゴン・SUVを含む乗用車・完全に組み立てられたもの2000cc~2500cc以下、その他の乗用車・完全に組み立てられたもの・4輪駆動車以外)・13年目(乗用車・完全に組み立てられたもの1800cc以下、1800cc~2000cc以下)撤廃	無税	即時撤廃	8年目(霊柩車、護送車)・12年目(救急車)・13年目(キャンピングカー、乗用車：品目によって13年間の途中の関税率が異なる)撤廃	無税
		ベースレート(2010年MFN税率)	30%(中古車：50%)	5%(救急車)、30%(ワゴン・SUVを含む乗用車、その他の乗用車・完全に組み立てられたもの)、35%(キャンピングカー)、10%(ワゴン・SUVを含む乗用車・完全ノックダウン、霊柩車・護送車などのその他の乗用車・完全ノックダウン)	0.0%	9.0%	10%~70%+15,000US\$	0.0%
		最終税率	0%(中古車：47.5%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		日本との既存EPA	撤廃済(20%のベースレートを7年かけて均等撤廃) (2005年4月発効)	撤廃済⇒ ワゴン・SUVを含む乗用車及び4輪駆動車等：完全ノックダウンではベースレートを即時撤廃。完全に組み立てられた新車・中古車の1800cc以下と1800cc~2000cc以下は2015年1月1日にベースレート50%を0%まで撤廃。完全に組み立てられた新車・中古車の2000cc~3000cc以下は2010年1月1日にベースレート50%を0%まで撤廃。 救急車：6年目にベースレート5%を0%まで均等に削減。キャンピングカー：8年目にベースレート35%を0%まで均等に削減。 (2006年7月発効)	無税 (2002年11月発効)	4輪駆動車は10年かけて、救急車・霊柩車・護送車は11年、その他の組み立てられた乗用車は5年をかけて9%のベースレートを0%まで均等に削減。 (2012年3月発効)	除外。完全ノックダウン製品の開税は国内の対応する分類に応じて決まる。霊柩車・護送車10%のベースレートを11年かけて0%まで均等に削減。 (2009年10月発効)	

注：MFN 税率は FTA を利用しないときに支払う関税率、日本との既存 EPA は日本とそれぞれの国との 2 国間 EPA を指す

資料：各国の TPP ・ 日本との EPA 譲許表より作成

日本の乗用車輸出で関税削減効果を得られる 8 か国からチリとマレーシアを除いた 6 か国の中で、表 6-5 のように、関税を即時撤廃する国はニュージーランド、オーストラリア（中古車を除く）、メキシコ、ペルーの 4 か国である。

ニュージーランドのベースレート（MFN 税率）が 0~10%、ペルーは 9%であり、これが CPTPP の発効で直ちに 0%に削減された。オーストラリアにおいては、ベースレートの 5%が即時撤廃されたが、中古車に関しては、従価税は即時撤廃されたものの、従量税の 12,000 ドルは残った。メキシコにおいてはベースレートの 30%が即時撤廃されたが、中古車に関しては、50%のベースレートが 1 年目に 47.5%に削減されたが、2 年目以降はそれが維持される。

CPTPP の利用で日本の乗用車の輸出で関税削減効果を 2021 年末の現時点で得られる 6 か国の内、段階的に関税を削減する国は、カナダ、ベトナムの 2 か国である。カナダでは 6.1%のベースレートが 5 年目（2022 年）には撤廃されるので、この効果は比較的大きいと思われる。

日本はカナダとニュージーランドとの間で 2 国間 EPA を締結していないが、CPTPP を利用すれば 2022 年以降には関税無しで乗用車を両国に輸出することができる。この意味で、日本との EPA を結んでいる他の CPTPP 加盟国と違い、日本のカナダ・ニュージーランド向けの乗用車輸出における CPTPP の効果には大きいものがある。

ベトナムでは、CPTPP 関税率が 8 年目で撤廃される車種には、霊柩車と護送車が挙げられる。12 年目には救急車、13 年目にはキャンピングカーと乗用車（ワゴンや SUV などを含む）の関税が撤廃される。ベトナムの霊柩車と護送車のベースレートは 10%や 10%+従量税になっている。ところが、乗用車やキャンピングカーの関税は、70%や 70%+従量税になっており、非常に高率である。これは、CPTPP における乗用車やキャンピングカーの関税撤廃には 10 年以上もかかるものの、それでも CPTPP を活用するメリットが大きいことを示している。

4) CPTPP と EPA のどちらの活用が望まれるか

カナダとニュージーランドは日本と EPA を締結していないので、日本の両国への乗用車の輸出で関税を削減できるのは CPTPP を利用した場合に限られる。一方、日本は既にオーストラリア、ブルネイ、チリ、メキシコ、マレーシア、シンガポール、ペルー、ベトナムらの 8 か国と EPA を締結済みである。

このため、日本企業にはこれらの 8 か国の内、従来から無税であったブルネイ（CPTPP 未発効）とシンガポール、及び CPTPP が発効していないチリとマレーシアを除く 4 か国（オーストラリア、メキシコ、ペルー、ベトナム）との EPA と CPTPP の関税削減スケジュールを比較し、どちらを利用すればより関税削減のメリットが多く得られるのかを確認することが求められる。

日本とオーストラリアとの EPA（日豪 EPA）においては（2015 年 1 月発効）、乗用車の関税（5%）は、CPTPP 同様に即時撤廃であり、日本のオーストラリア向けの乗用車輸出においては、基本的には日豪 EPA と CPTPP と比較し原産地規則などにおいて使い勝手の良い方を選択することになる。

メキシコと日本との EPA（2005 年 4 月発効）では、メキシコの乗用車の関税は発効から 7 年目に撤廃済みであり、CPTPP を利用しても中古車を除いて新たな関税削減のメリットは生じないため、CPTPP か EPA の選択では使い勝手の良い方を選ぶことになる。メキシコは CPTPP では中古車に対する関税をやや削減する。

日本とペルーとの EPA は 2012 年 5 月に発効し、ペルーでは 2022 年以降においては組み立てられた乗用車から 4 輪駆動車・救急車などの関税が撤廃される。したがって、今後の日本のペルー向けの乗用車輸出で CPTPP か EPA のどちらを利用するかは使い勝手次第になる。

また、日本とベトナムとの EPA（JVEPA）においては、ベトナムは関税削減の対象から完全に組み立てられた乗用車を除外しており、しかも、完全ロックダウンの乗用車はベトナムの国内分類や規則に従うとしている。このため、日本のベトナムへの乗用車輸出においては、一部を除き段階的な関税の削減を約束する CPTPP の方が EPA よりも利用するメリットが高いと思われる。

したがって、日本のオーストラリア・メキシコ・ペルー・ベトナム向けの乗用車輸出では、ベトナムにおいては基本的には「CPTPP」の方が「EPA」よりも効果的であるが、それ以外の 3 か国においては使い勝手の良い FTA の方を選ぶことになる。

なお、ブルネイ向けの乗用車輸出に関しては、日ブルネイ EPA は 2008 年 7 月に発効し、それから 4 年後に関税は撤廃されている。このため、今後においてブルネイで CPTPP が発効しても、その関税効果は日ブルネイ EPA と同等である。同様に、日本とチリとの EPA（2007 年 9 月発効）における乗用車の関税率は即時撤廃しているので、ブルネイ同様に将来的にチリの CPTPP が発効しても日チリ EPA の効果と同等であり、輸出で

「CPTPP」か「EPA」のいずれを用いるかはその使い勝手次第である。

また、日マレーシア EPA（2006年7月発効）を活用したマレーシア向けの乗用車輸出において、ステーションワゴン・SUVを含む乗用車及び4輪駆動車の場合、完全ノックダウンされたものは発効後に即時撤廃された。また、完全に組み立てられた新車・中古車の1800cc以下と1800cc～2000cc以下の場合は2015年1月1日、完全に組み立てられた新車・中古車の2000cc～3000cc以下は2010年1月1日に関税が撤廃された。救急車を含めてこれらの車種はすでに2021年末の現時点で関税が撤廃されており、将来的にCPTPPが発効しても関税の削減は段階的に行われるため、当面は日マレーシア EPA を活用する方がメリットを享受できる。

2. 電子商取引や国有企業などのCPTPPの概要

(1) 貿易円滑化

CPTPPの「税関当局及び貿易円滑化章（第5章）」は、税関手続に関する締約国間の協力の促進、国際基準への調和、通関等の手続の迅速化、等について規定している。

その主要な条文としては、迅速通関、急送貨物のための迅速な税関手続、輸入者や輸出者又は生産者の要請による書面での事前教示制度、輸出入手続の自動化、などを挙げることができる。以下はCPTPP加盟国に課された貿易円滑化に関する主要な条文の概要である。

① 税関協力

関税上の特惠待遇の要求等の規定の実施、輸出入の制限又は禁止、関税に係る法令の違反の調査、要請を受けた締約国は要請を行った加盟国に対し物品の通関のための手続の簡素化などを行うよう努めること、等を規定。

② 事前教示

輸入者、輸出者又は生産者の書面による要請がある場合には、関税分類や関税評価の基準の適用、原産品であるかどうか等について書面による事前の教示を行うこと。そして、全ての情報が提出された場合には、当該教示を可能な限り迅速にかつ要請を受領した後150日以内に行うこと等を規定。

③ 自動化

物品の引取りのための手続に関する国際的な基準を使用すること、世界税関機構（WCO）の基準・勧告等を考慮すること、輸入者及び輸出者が輸出入手続を電子的に完了することを認めるよう努めること、等を規定。

④ 急送貨物

急送貨物のための迅速な税関手続を採用・維持すること（通常においては、急送貨物が到着していることを条件として、税関書類の提出の後 6 時間以内に当該急送貨物の引取りの許可を行うこと）等を規定。

(2) 電子商取引

CPTPP の「電子商取引章（第 14 章）」は、WTO 協定には規定はなく、また他の EPA/FTA の電子商取引章と比較しても、包括的かつ高いレベルの内容が達成されている。

例えば、①締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課してはならない、②他の加盟国において生産されたデジタル・プロダクト（コンピュータ・プログラム等）に対し、他のデジタル・プロダクトよりも不利な待遇を与えてはならない、③ビジネスにおける電子的手段による国境を越えた情報の移転を認める、④コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置すること等を要求してはならない、⑤ソフトウェアのソース・コードの移転やソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならない、⑥電子商取引利用者及びオンライン消費者の保護に関する規律、などの条文を規定している。

電子商取引市場は急成長しており、中小企業が国際展開を図るに当たっても「電子取引章」は有効な手段である。CPTPP における電子商取引に関する先進的かつ包括的なルールの構築は、CUSMA や第 1 段階の日米貿易協定などのデジタル貿易協定などにも影響を与えることになった。バイデン政権が推進しようとしているインド太平洋地域における新たな経済枠組みにおいても、デジタル経済・貿易がその骨子になるものと思われる。

こうした動きの先鞭となったのは CPTPP における電子商取引章である。この先見性を持った通商のルールの適切な運用によって、今後とも CPTPP 域内において電子商取引が安定的かつ信頼感をもって行われる環境が整うことになる。

(3) ビジネス関係者の入国

CPTPP の「ビジネス関係者の一時的な入国章（第 12 章）」は加盟国間のビジネス関係者の一時的な入国の許可、そのための要件、申請手続の迅速化及び透明性の向上等について規定している。

日本は、「短期の商用訪問者」、「企業内転勤者」、「投資家」、「資格を有する自由職業家」（弁護士、公認会計士等を含む）、「独立の自由職業家」、「契約に基づくサービス提供者」

及び「それらの者に同行する配偶者及び子」に対し、入国及び一時的な滞在を許可することを約束しているが、「単純労働者」の受入れを義務付けるような規定を定めてはいない。

なお、CPTPP には、出入国管理に関する文書の申請手続における透明性の確保、一時的な入国の要件の変更や申請の処理にかかる標準的な期間の公表等の情報提供に関する約束、査証の処理や国境の安全に係る協力活動の検討についての約束、等の WTO 協定 (GATS) にはない新しい要素が盛り込まれている。

カナダは、「日本からカナダへのビジネス関係者の一時的な入国」において、「LMIA (Labor Market Impact Assessment)」と呼ばれる「就労ビザを取るための審査」の免除などの規定を盛り込んでおり、以下はその概要である。

① ビジネス一時滞在者

直接販売および無報酬の様々な活動の就労許可証を免除する。滞在期間は最長 6 か月間。

② 企業内転勤者

LMIA 免除。カナダ国内の支社に一時的に赴任する役員、上級管理職、専門的労働者に適用される。滞在期間は最長 3 年間で、延長も可能。

③ 投資家

LMIA 免除。監督者、または、役員としての資格や必要な技能を伴う資格で投資の設立、展開、管理を行うことを目的としている投資家に適用される。滞在期間は最長 1 年間で、延長も可能。

④ 専門職および専門技術者

専門職および経営レベルの就労者 (カナダ国家職業分類コード=NOC) は LMIA 免除。ただし、例外あり (医療、教育、文化、法律等の職業)。30 種以上の技術者/科学技術者レベルの職業 (グラフィックデザイナー、コンピュータ技術者、工業デザイナーなど) は LMIA 免除。滞在期間は最長 1 年間で、延長も可能。

⑤ 同行する配偶者

対象となる企業内転勤者、投資家、専門職/専門技術者に伴う配偶者は LMIA 免除のオープン就労許可証の取得が可能である (申請料総額 255 カナダ・ドル)。滞在許可期間は主たる就労者の滞在期間に準じる。

なお、表 6-6 は CPTPP のビジネス関係者の一時的な入国章で約束したカナダの改善点と現状を比較したものである。

表 6-6 CPTPP のビジネス関係者の一時的な入国章（カナダの対日約束の主な改善点）

カテゴリー	約束の概要（現状）		改善点（CPTPP発効後）	
	内容（定義、趣旨等）	滞在期間・条件・制約等	内容（定義、趣旨等）	滞在期間・条件・制約等
短期の商用訪問者	一般公衆に直接販売、サービス提供せず、カナダ国内から報酬を受けずに、サービスの販売のための会議、交渉、拠点設置準備等を行う活動	滞在期間：6か月	左記に加え、研究、流通、アフターセール、アフターリースに係る活動などを追加	滞在期間：6か月まで、更新可
企業内転勤者	「Executives」「Managers」「Specialists」のサブカテゴリーに該当する企業内転勤者	滞在期間：Specialists最長5年、Executives & Senior Managers最長7年	CPTPPの発効からは、企業内転勤者はカナダの労働者との賃金比較をする「賃金テスト」を免除（LMIA取得は企業内転勤者の場合発効前後も免除）	滞在期間：最長3年、更新可
同行する配偶者及び子	企業内転勤者に同行する配偶者	企業内転勤者の滞在期間に準じる	対象となる企業内転勤者、投資家、専門職/専門技術者に伴う配偶者はLMIA免除のオープン就労許可証の取得が可能	同左
投資家	なし	なし	投資の設立・展開をしようとするビジネス関係者（幹部等）で、相当程度額の出資をしている、あるいはしようとしている者、LMIA免除	滞在期間：1年まで、更新可
同行する配偶者及び子	なし	なし	投資家に同行する配偶者はLMIA免除のオープン就労許可証の取得が可能	滞在期間：扶養者と同じ（1年まで、更新可）
自由職業家及び技術者	なし	なし	専門的職業（理論的・実践的知識、4年以上の大卒程度の学歴、2年間の報酬付き実務経験等が必要）、LMIA免除	滞在期間：1年まで、更新可
自由職業家及び技術者	なし	なし	技術者（理論的・実践的知識、2年以上の大卒程度の学歴、4年間の報酬付き実務経験等が必要）、LMIA免除	滞在期間：1年まで、更新可
同行する配偶者及び子	なし	なし	自由職業家及び技術者に同行する配偶者はLMIA免除のオープン就労許可証の取得が可能	滞在期間：扶養者と同じ（1年まで、更新可）

（資料）内閣官房「TPP協定の章ごとの内容」及び在日カナダ大使館へのヒアリングより作成

(4) 国有企業

CPTPPは「国有企業及び指定独占企業章（第17章）」を規定している。国有企業等に特化した規律は、WTO協定及び日本が締結済みの既存のEPAには盛り込まれていない。CPTPPでの国有企業の規定は、外国企業が国有企業と対等な競争条件で事業を行うことができる基盤の確保を約束するものである。

国有企業のCPTPP加盟国における実態として、マレーシアの国有企業は2012年において国内の雇用の5%、GDPの35%を占めた。ベトナムの国有企業は、2011年において国内企業数の1%、雇用の14.3%、GDPの33%を占めた。ブルネイの国有企業は、石油・ガス・製造・銀行・通信・航空輸送を含む様々な部門をほぼ独占している。

CPTPPの国有企業及び指定独占企業章において、加盟国は国有企業及び指定独占企業

が、物品又はサービスを購入又は販売する際に、商業的考慮に従い行動すること、及び他の加盟国の企業に対して無差別の待遇を与えること、いずれの締約国も国有企業に非商業的な援助（贈与・商業的に存在するものよりも有利な条件での貸付け等）によって他の加盟国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと、締約国は国有企業及び指定独占企業に関する情報を他の加盟国に提供すること、等を規定している。

すなわち、CPTPP の国有企業章は、国有企業に対する補助金供与や物品・役務の安価提供を禁止している。WTO の補助金協定は、物品に対する補助金しか適用されないが、CPTPP の国有企業章はサービスも対象としている。また、他の近年の FTA と同様に、非商業的援助規律「国有企業に対する、当該国有企業が政府によって所有され、又は支配されていることに基づく援助（直接的な資金の移転、贈与又は債務免除、有利な条件による貸付け等）に関する規定」を導入し、非商業的な支援による悪影響を規制している。

したがって、中国の CPTPP への参加を検討する場合、その時に問題となる分野としてまず第 1 に国有企業を挙げることができるし、その他には市場アクセスや競争政策、労働・環境、電子商取引、知的財産権などが考えられる。中国は CPTPP に参加するためには、国有企業に対する補助金供与や物品・役務の安価提供を禁止などの規定を受け入れなければならない。すなわち、TPP 委員会が中国の加盟を検討する作業部会を設置するかどうかの議論においては、中国の国有企業問題等への対応が大きな論点になることは疑いない。

なお、国有企業の定義として、①締約国が 50%を超える株式を直接に所有する企業、②締約国が持分を通じて 50%を超える議決権の行使を支配する企業、③締約国が取締役会等の構成員の過半数を任命する権限を有する企業、が挙げられる。

(5) 労働・環境

CPTPP は労働（第 19 章）と環境（第 20 章）の章を設けている。その「労働章」は労働法を執行すること、国際労働機関の基本的な原則及び ILO 宣言に述べられている権利（強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃等）を自国の法律等において採用・維持すること、労働法令についての啓発の促進に関する原則、等について定めている。

日本は、労働者の権利に係る国内法令を既に有していることから、追加的な法的措

置が必要となるものはないが、CPTPP の規定により加盟国間で労働者の権利保護が進めば、公正・公平な競争条件の確保につながり、日本企業の競争力強化につながることを期待される。

なお、WTO には労働に関する協定はなく、また、日本が締結済みの EPA/FTA においても労働に関する規定が設けられた例はあるが独立の章が設けられたことはない。

一方、CPTPP の「環境章」は、貿易及び環境に関する政策の促進、高い水準の環境の保護及び効果的な環境法令の執行の促進、環境に関する多数国間協定の約束の確認及び協力のためのルール、漁業の保存及び持続可能な管理に関するルール、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処するためのルール、等について規定している。

なお、WTO には労働と同様に環境に関する協定はなく、日本が締結済みの EPA/FTA においても、環境に関する規定が設けられた例はあるが、独立の章が規定されたことはない。

米国のバイデン大統領は 2021 年 12 月 23 日、強制労働に関する懸念を理由に中国の新疆ウイグル自治区からの輸入を原則禁じる「ウイグル強制労働防止法案」に署名した。これにより、ウイグル自治区からの輸入禁止の規定は 180 日後の 2022 年 6 月下旬に発効する予定である。

その内容は、新疆ウイグル自治区で「全部または一部」が生産された製品の米国への輸入を原則禁止するもので、綿製品やトマト、太陽光パネルに使われるポリシリコンなどが法執行の最優先項目に指定された。人権をめぐる米中の対立が表面化しており、米国に進出する日本企業は厳しい対応を迫られている。今後の中国の CPTPP 加盟申請の検討において、労働・人権問題は避けて通れないテーマとなることは間違いない。

第 4 節 転換が望まれる日加貿易構造

1. 日加間の貿易自由化への取り組み

(1) CPTPP に引き継がれた日加 EPA 交渉

カナダは 1989 年に米国との間で米加自由貿易協定をスタートさせ、1994 年には米加にメキシコを加えた 3 か国間での北米自由貿易協定 (NAFTA) を発効させた。さらに、1997 年 1 月にはカナダとイスラエルとの FTA、1997 年 7 月には中南米との自由貿易圏につながるカナダとチリとの FTA、2002 年 11 月 1 日にはコスタリカとの FTA が発効した。2009 年 7 月 2 日にはカナダと欧州自由貿易連合 (EFTA) との FTA、2015 年 1 月 1 日に

は韓国との FTA が発効し、2017 年 9 月 21 日にはカナダ・EU 包括的経済連携協定 (CETA) の暫定適用が開始された。2018 年末には CPTPP が発効し、カナダと日本との初めての FTA がスタートした。この他にも、カナダは幾つかのヨーロッパや中南米の国との FTA を締結している。

カナダと日本は、今から約 10 年前の 2011 年 2 月に懸案事項であった日加 EPA の可能性に関する共同研究を開始することで一致し、2011 年 3 月から 2012 年 1 月までに計 4 回の共同研究会合を実施した。同研究報告書を受け、2012 年 3 月 25 日の日加首脳会談において日加 EPA 交渉を開始することに合意し、第 1 回交渉は 2012 年 11 月 26 日～30 日、東京にて開催された。

第 1 回以降の日加 EPA 交渉は TPP 交渉と並行して行われたが、2014 年 11 月の第 7 回交渉会合以降の交渉会合は開催されていない。日加 EPA の交渉は中断しており、CPTPP がその役割を引き継いだ格好になっている。

(2) カナダから持ちかけられた自由貿易協定

カナダはこれまで NAFTA を始め自由貿易協定の締結に、積極的な姿勢で臨んできた。これに対して、日本は最近でこそ日豪 EPA (2015 年) や CPTPP (2018 年末)、日 EU・EPA (2019 年)、日米貿易協定 (2020 年)、RCEP (2022 年) と相次いで EPA/FTA を発効させているものの、2010 年以前はアジアとメキシコという国・地域に限定された貿易協定の締結にとどまっていた。つまり、TPP や日加 EPA の交渉以前においては、自由貿易協定への取り組みという面では、カナダの方が一步先んじているし、経験も豊富であった。これまでの日加間の FTA に関する議論では、こうした背景もあり、カナダが常に日本をリードする形で展開されてきた。

そもそも第 2 次大戦後の両国の関係を見ても、カナダは 1954 年に日本との間で最恵国待遇 (MFN) を伴う通商条約を締結した。日本が 53 年に GATT に仮加盟した後も、英連邦諸国を始めとした加盟国が GATT35 条 (GATT 義務免責条項) を盾に最恵国待遇を拒否し続けたことを思うと、カナダは歴史的にも日本との間で友好的な関係を保つ努力を続けてきたといえる。もちろん、カナダの日本への配慮は、通商交渉者に人を得たということだけでなく、アジアを見据えた通商戦略があったからだと思われる。

1970 年代から 80 年半ばまでのカナダのトルドー政権の時代においては、米国の強い影

響力に対する恐れから米国との関係を見直す動きが現れ、それに替わる新たな通商政策が求められるようになった。その代表的なものが 72 年の「第 3 の選択」構想に端を発した日本と欧州市場への接近である。トルドー元首相は 76 年に来日し、10 月 20 日には「日加経済協力大綱」に調印した。

こうした流れを受けて、80 年代には、日本経済の影響が急拡大したこともあり、米加自由貿易協定交渉のカナダ側アドバイザーの 1 人が、米加 FTA 交渉の場に日本を呼んでみたらどうかと示唆した事実があったようである。しかし、この考えは大方の関心を呼ばず、アイデアにとどまった。

90 年代には日本経済が低迷し、日加間の貿易の割合が相対的に 80 年代よりも低下したものの、カナダは米国への依存度が高まるにつれ日本を含む他の国との多角化を進めざるを得なく、日本との関係強化を再び図るようになった。この 1 つの解決策として、カナダは、日本との自由貿易協定の締結を考えるようになった。97 年頃のこうした動きは、99 年における約 400 名から成る「チームカナダ訪日ミッション」と、日加経済関係の将来像を展望した「ドブソン・レポート」⁵につながった。

もともとチームカナダは、途上国向けに考えられたもので、市場開拓に焦点を当て、カナダのほとんどの州政府、準州政府首相らが多数の経済界代表とともにミッションに参加することを謳っている。新市場として、当然狙いが定まりやすい途上国なら合点がいくが、既に貿易実績がある先進国の日本を選んだ背景には、カナダの対米依存からの脱却に対する強い期待を垣間見ることができる。

ドブソン・レポートは、日加間の FTA の可能性について分析した結果、APEC に合せ 2010 年までに日加両国が貿易・投資の自由化を進めるよう提言した。同時に、民間部門を中心とした自由化に向けた作業グループを発足させ、政府間交渉の下地を作ることを求めた。そして、サービスを中心とする優先分野別協議を相互認証協定（MRA）も含めて両国間で協議することを提案した。

1999 年のドブソン・レポートは、その後の日加 EPA に関する共同研究や、EPA 交渉の開始に影響を与えたと思われる。この報告書を契機として、日加の民間作業グループが FTA の可能性について検討を重ねることになった。いわば先駆者的な役割を果たしたといえる。しかも、単に先駆けとして機能しただけでなく、その内容にはその後の方向性を示唆するような提言が含まれており、将来を見通した報告書となっている。

2. 今後の日加間の貿易投資関係

(1) カナダは工業品の 100%の関税の撤廃を約束

TPP は、米国の離脱により一時は存続が危ぶまれた。しかし、日本主導により米国抜き
の TPP11 か国は 2017 年 11 月 10 日、カナダの早期合意への反対にも拘らず、ベトナムの
ダナンにおいて凍結する項目などの話し合いを終了し、変更された自由貿易協定（TPP11）
に大筋で合意した。

そして、正式には「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
（CPTPP）」と名付けられ、日本、カナダ、メキシコ、シンガポール、豪、NZ などの先
行 6 か国の間で 2018 年 12 月 30 日に発効した。ベトナムとペルーでは遅れて発効したが、
その関税削減の開始時点は先行 6 か国と同様の 2018 年 12 月ということで合意している。

カナダは CPTPP の発効により、工業製品全体では品目数ベースでその 100%の関税撤
廃を約束したが、その中で即時撤廃の比率は 96.9%であった。カナダは、カナダ EU・
FTA では乗用車の関税率（6.1%）を 8 年目（2024 年）に撤廃することで合意したが、
CPTPP では 5 年目（2022 年）に撤廃することを認めている。

カナダは日本からの自動車部品の輸入において、CPTPP では品目数ベースで 95.4%の
関税を即時撤廃した（現行税率は主に 6.0%）。同時に、自動車部門に次ぐ主力分野である
化学、家電、産業用機械では、99%以上の即時撤廃を実現した。

カナダがダナンでの会合において CPTPP の早期合意に反対したのは、同協定の中に文
化財保護の例外や知的財産権及び自動車の原産地規則などに関するカナダの主張が十分に
盛り込まれていなかったことから、もう少し時間をかけて議論したかったためと考えられ
る。

しかし、ダナンでの会合から 2 か月後の 2018 年 1 月 22～23 日、東京で開かれた首席交
渉官会合ではカナダは一転して早期合意に協力的になった。これは、要求した通りではな
いものの、文化財保護の例外の記述をサイドレター（協定付属文書）に反映させる方向で
決着を見たことも大きかったと思われる。

(2) 新時代の日加経済関係

日本とカナダとの貿易は、長期にわたり日本のカナダへの自動車・機械の輸出と日本の
カナダからの資源と農産物の輸入という相互補完的な関係（垂直的分業）を続けている。

なぜこのような関係が長期にわたって続いたかという点、カナダの豊富な石油・天然ガス、銅、ウラン、石炭、木材などの資源とともに、菜種、豚肉、小麦、大豆などの農産物の輸出競争力が高いからだ。これに対して、日本は品質とコストパフォーマンスに優れた乗用車や同部品、TV、カメラ、飛行機部品などの機械機器をカナダに輸出している。

しかしながら、カナダの産業構造は既に資源や農産物に偏ったものではなく、自動車や航空宇宙機器、バイオ・医薬産業、医療機器、資源開発機器、IT 通信機器などの先端技術分野とともに、ソフトウェアや AI を活用したデジタル・エコノミー、さらには電子商取引などのサービス分野での比重が高まっている。したがって、長年の垂直型の日加貿易構造を修正するには、CPTPP を活用した工業製品相互の分業である水平型の貿易構造への転換やデジタル貿易等のサービス部門の貿易の比重を高めることが期待される。

日加 EPA（日・カナダ経済連携協定）は交渉を中断中であるが、日本とカナダが加盟する CPTPP は既に発効しており、その日加貿易への影響を業種別に見たのが別掲の表 6-7 である。日本のカナダからの輸入では、CPTPP を利用することで関税削減額が大きくなる業種は、農水産、食料品・アルコール、木材・パルプといったこれまで主流であった分野である。しかしながら、関税削減効果を表す関税削減率では、繊維製品・履物、雑製品（寝具、照明器具、ブラシ、ファスナー・ボタン等）、プラスチック・ゴム製品、皮革・ハンドバッグなどの業種が高く、こうした分野での CPTPP の活用を促すことで、日本のカナダからの輸入が拡大する可能性がある。

逆に、カナダの日本からの輸入では、輸送用機械・部品の関税削減額が圧倒的に高く、次いでプラスチック・ゴム製品、鉄鋼・アルミ製品が続く。関税削減効果が高い業種としては、皮革・ハンドバッグ、繊維製品・履物、食料品・アルコール、雑製品などが挙げられる。

品目別では、日本のカナダなどからのワインの輸入に対する関税が CPTPP 発効から各年において段階的に削減され、最終的には 8 年目の 2025 年に撤廃される。牛肉の関税は発効から 16 年目に 9%まで削減されるし、豚肉の関税は発効前には最大で 1 kg 当たり 482 円であったが発効後は 50 円に切り下げられる。

一方、前述のようにカナダでの乗用車の関税は 6.1%であるが、CPTPP 利用で 5 年目の 2022 年に撤廃される。また、カナダの日本からの今治タオル、エアコン、旋盤、自転車、腕時計、ボールペン、ゴルフクラブなどの輸入への関税は即時撤廃されている。

表 6-7 日本とカナダの CPTPP の関税削減効果（加重平均、発効から 5 年後）

（単位：1,000USドル）

	日本のカナダからの輸入		カナダの日本からの輸入	
	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率
農水産品	54,745	1.7%	800	1.7%
食料品・アルコール	17,006	10.3%	2,430	5.6%
鉱物性燃料	82	0.0%	6	0.1%
化学工業品	3,575	0.5%	3,036	0.7%
プラスチック・ゴム製品	2,028	2.6%	21,609	4.5%
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	355	1.2%	115	7.2%
木材・パルプ	11,338	0.9%	51	0.2%
繊維製品・履物	2,980	7.4%	3,818	6.0%
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	2,741	0.8%	6,534	0.6%
機械類・部品	0	0.0%	1,415	0.0%
電気機器・部品	4	0.0%	5,127	0.4%
輸送用機械・部品	0	0.0%	221,761	5.4%
光学機器・楽器	1	0.0%	5,103	0.6%
雑製品	985	2.9%	2,365	2.6%
全体	95,839	1.1%	274,171	2.3%

注 1：関税削減額は、輸入額×（MFN 税率－TPP 税率）、で計算。MFN 税率は一般的には WTO 加盟国間で適用される関税率で、TPP 税率は CPTPP を利用した時の関税率を指す。

注 2：関税削減率は、関税削減額を輸入額で割った値で、大きければ大きいほど関税削減効果が高いことを意味する。関税削減率が 2%であれば、1 万ドルを輸入した時に、200 ドルの関税を削減できることを示している。

資料：各国関税率表、各国譲許表（TRS 表：Tariff Reduction Schedule）、「マーリタイム&トレード」IHS グローバル株式会社より計算。

一方、既存の CPTPP¹¹ 各国以外の同協定への加盟の動きであるが、TPP 委員会は 2021 年 6 月に英国の加入手続きの開始を決定している。また、中国と台湾は 2021 年 9 月、エクアドルが同年 12 月に CPTPP への加盟申請を行った。さらに、タイ、インドネシア、フィリピン、韓国、コロンビア等が CPTPP への加盟に関心を表明している。これは、CPTPP を活用した将来のアジア太平洋地域における市場の確保を目指した動きであり、増々日本にとって CPTPP の重要性が高まりつつあることを示している。

¹ 小野沢純、「TPP 協定におけるマレーシアのプミプトラ政策」、国際貿易投資研究所（ITI）、季刊国際貿易と投資、2017/No.107

² 「2019 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」、日本貿易振興機構、2020 年 2 月

-
- 3 「2021年版ジェトロ世界貿易投資報告」、日本貿易振興機構、2021年7月
 - 4 「中国と米国は TPP11 への参加を決断できるか」、国際貿易投資研究所、ITI コラム NO.81、2020年7月8日
 - 5 ドブソン・レポートは、ジェトロが当時の通産省（現在経済産業省）から委託を受けて、トロント大学のドブソン教授に、「日加経済関係の将来像」を描く報告書の作成をお願いしたものである。

第7章 日本－カナダ間の貿易と CPTPP の影響

(一財) 国際貿易投資研究所

主任研究員 吉岡 武臣

要約

日本とカナダ間の貿易では、日本のカナダ向け輸出の大半は乗用車をはじめとした輸送用機械が占め、カナダからの輸入は農水産品や石炭など鉱物性燃料、化学工業品が多くを占める。日本の貿易に占めるカナダ、カナダの貿易に占める日本の地位はいずれも相対的に低下している。

2018 年末に発効した CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) は日本とカナダ間で発効した初の FTA であり、関税の引き下げを梃子とした両国間の貿易拡大が期待される。CPTPP の発効により、日本のカナダからの輸入税率は発効前の 5.08% から 2022 年には 1.28% に低下、同様にカナダの対日本の税率は 5.55% から 0.09% に低下する。

日本の CPTPP 利用額 (2019 年) はカナダからの輸入で最も多く、関税引き下げの恩恵が享受できる品目の 85.7% で実際に CPTPP を利用した輸入が行われた。豚肉は関税の引き下げ後にカナダからの輸入が拡大した。その一方で「ずわいがに」などの一部の水産品は CPTPP で関税の削減が可能だが利用率は 5 割を下回る。CPTPP の活用が進んでいない品目について、その要因を特定し利用の促進に繋げることが重要である。

はじめに

2018 年 12 月末に発効した日本を含む 11 か国 (日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナム) による CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) は日本にとって初のメガ FTA への参加となった。前身となった TPP (環太平洋パートナーシップ協定) から米国が離脱し規模は縮小したものの CPTPP として無事協定が発効した結果、英国や中国、台湾など次々に参加を表明する国が現われ、CPTPP の影響力は拡大しつつある。

日本の FTA は 2002 年 11 月に発効した日シンガポール EPA 以降、アジアや中南米の国々を中心に拡大しており、CPTPP 参加国の多くは発効時点で既存の FTA によって関税

の引き下げが進んでいた。したがって、関税の引き下げという観点では、日本との初の FTA 締結国であるカナダやニュージーランドとの貿易において CPTPP は大きなメリットを創出する。

日本とカナダの間では 2012 年に日・カナダ経済連携協定の交渉が開始され、2014 年まで 7 回にわたる会合が開催されたが、合意には至らなかった。カナダにとってアジアの国を対象とした FTA は CPTPP が韓国との FTA に次いで 2 番目であり、CPTPP の活用により日本やシンガポール、ベトナムといったアジア圏との貿易拡大が期待される。

今回の調査ではこうした状況を踏まえ、日本とカナダ間の貿易の現状と CPTPP の発効による関税引き下げの影響の分析を実施した。

第 1 節 日本－カナダ間の貿易の現状

1. 日本の貿易相手国としてのカナダ：日本はカナダからの輸入超、輸出に占めるカナダの比率は減少が続く。

(1) 輸出

日本の 2020 年の輸出額は総額で 6,413 億ドル、2010 年の 7,700 億ドルと比べて 1,000 億ドル以上の減少となった（表 7-1）。2020 年の世界的なコロナウイルス感染症の拡大による貿易の大幅な縮小のほか、2010 年と 2020 年の為替レートの差異が大きく影響した¹⁾。

カナダ向けの輸出は 72 億ドル、全体の 1.1%を占める。日本の輸出相手国は中国と米国の両国で約 4 割を占めるほか、韓国や台湾など東アジアが中心であり、カナダの比率は比較的小さい。2000 年以降、日本からの輸出に占めるカナダの比率は徐々に減少し、輸出相手国の順位は 2000 年の 15 位から 2020 年は 18 位に低下した。

表 7-1 日本の輸出相手国

(単位：100万ドル、%)

順位			相手国	輸出額			構成比		
2000	2010	2020		2000	2010	2020	2000	2010	2020
4	1	1	中国	30,325	149,679	141,567	6.3	19.4	22.1
1	2	2	米国	142,411	118,675	118,258	29.7	15.4	18.4
3	3	3	韓国	30,686	62,291	44,683	6.4	8.1	7.0
2	4	4	台湾	35,939	52,413	44,421	7.5	6.8	6.9
5	5	5	香港	27,163	42,317	32,016	5.7	5.5	5.0
15	17	18	カナダ	7,477	9,317	7,243	1.6	1.2	1.1
			世界計	479,074	770,046	641,302	100.0	100.0	100.0

出所：Global Trade Atlas より作成

(2) 輸入

日本の2020年の輸入額は全体で6,354億ドル、中国（1,641億ドル）と米国（696億ドル）からの輸入が全体の4割弱を占め、台湾と韓国が上位に含まれる点は輸出と同様である（表7-2）。第3位のオーストラリア（358億ドル）からは石油、石炭、鉄鉱石などの鉱物資源の輸入が多い。

カナダからの輸入は108億ドルで、日本からの輸出額を上回り、日本の対カナダ貿易は日本の輸入超である。カナダからの輸入は2010年に110億ドル、2020年は108億ドルと変化は小さい。ただし、2019年の輸入額118億ドルと比べると2020年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって輸入が減少したものと考えられる。

表7-2 日本の輸入相手国

（単位：100万ドル、%）

順位			相手国	輸入額			構成比		
2000	2010	2020		2000	2010	2020	2000	2010	2020
2	1	1	中国	55,090	153,425	164,106	14.5	22.1	25.8
1	2	2	米国	72,136	67,443	69,614	19.0	9.7	11.0
7	3	3	オーストラリア	14,799	45,206	35,765	3.9	6.5	5.6
4	8	4	台湾	17,901	23,090	26,784	4.7	3.3	4.2
3	6	5	韓国	20,443	28,659	26,596	5.4	4.1	4.2
12	15	13	カナダ	8,700	10,951	10,805	2.3	1.6	1.7
			世界計	379,544	694,297	635,444	100.0	100.0	100.0

出所：Global Trade Atlas より作成

2. カナダの貿易相手国としての日本：輸出では日本向けの比率は増加、一方で日本からの輸入比率は減少。

(1) 輸出

カナダの輸出は大半が米国向けである。2000年時点の総輸出額2,780億ドルのうち米国向けは2,417億ドル、輸出額の86.9%を占めた（表7-3）。2000年以降は中国をはじめとした米国以外の国への輸出増加に伴って米国の比率は次第に低下し、2020年には米国の比率は73.3%となった。

日本への輸出額は2000年の時点で62億ドルと金額は少ないものの、カナダにとって日本は米国に次ぐ第2位の輸出相手国であった。2000年以降に中国および英国向けの輸出が拡大した結果、2020年に日本は第4位（92億ドル）に順位を下げた。しかし、輸出に占める日本の比率は2000年以降、徐々に増加している。

表 7-3 カナダの輸出相手国

(単位：100万ドル、%)

順位			相手国	輸出額			構成比		
2000	2010	2020		2000	2010	2020	2000	2010	2020
1	1	1	米国	241,743	290,044	286,616	86.9	74.9	73.3
4	3	2	中国	2,488	12,883	18,818	0.9	3.3	4.8
3	2	3	英国	3,867	15,914	14,952	1.4	4.1	3.8
2	4	4	日本	6,246	8,931	9,230	2.2	2.3	2.4
5	6	5	ドイツ	2,121	3,823	4,757	0.8	1.0	1.2
			世界計	278,033	387,467	390,782	100.0	100.0	100.0

出所：Global Trade Atlas より作成

(2) 輸入

カナダは輸入も米国が大半を占め、2020年の総輸入額4,056億ドルのうち1,979億ドルが米国からの輸入であった(表7-4)。中国からの輸入も拡大しており、2010年には432億ドル、米国に次ぐ第2位の輸入相手国となった。2020年には中国からの輸入額は572億ドルとさらに増加し、米国からの輸入比率は徐々に減少する一方で中国の比率は拡大が続く。

日本からの輸入は輸出と同様、2000年時点では米国に次ぐ第2位(112億ドル)に位置していた。しかし、中国やメキシコからの輸入増に対して日本からの輸入は伸び悩み、2020年の輸入額は101億ドルに留まった。その結果、日本からの輸入比率は2.5%と2000年の4.7%から減少した。

表 7-4 カナダの輸入相手国

(単位：100万ドル、%)

順位			相手国	輸入額			構成比		
2000	2010	2020		2000	2010	2020	2000	2010	2020
1	1	1	米国	154,618	197,465	197,892	64.4	50.4	48.8
5	2	2	中国	7,595	43,238	57,206	3.2	11.0	14.1
4	3	3	メキシコ	8,109	21,483	22,402	3.4	5.5	5.5
6	5	4	ドイツ	5,236	10,978	12,922	2.2	2.8	3.2
2	4	5	日本	11,185	13,063	10,123	4.7	3.3	2.5
			世界計	240,263	392,108	405,570	100.0	100.0	100.0

出所：Global Trade Atlas より作成

3. 日本からカナダへの輸出品目：大半は輸送用機械（乗用車・自動車部品）が占める

日本とカナダ間の貿易品目について、日本からカナダへの輸出（≒カナダの日本からの輸入）では輸送用機械・部品が2020年時点で約40億ドルと最も多く、全体の55.5%を占める（表7-5）。輸送用機械・部品がカナダ向け輸出の大半を占める構図は2000年、2010年の時点から変わっていない。機械類や電気機器の輸出額は2000年には10億ドルを超えていたが、次第に輸出は減少している。他方、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品や農水産品、食料品・アルコールの輸出額は小規模だが徐々に拡大している。

表7-5 日本のカナダ向け輸出の品目構成

(単位：100万ドル、%)

HSコード	品目名	輸出額			構成比		
		2000	2010	2020	2000	2010	2020
01-15	農水産品	16	15	34	0.2	0.2	0.5
16-24	食料品・アルコール	17	34	60	0.2	0.4	0.8
25-27	鉱物性燃料	1	74	2	0.0	0.8	0.0
28-38	化学工業品	184	156	191	2.5	1.7	2.6
39-40	プラスチック・ゴム製品	219	403	211	2.9	4.3	2.9
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	0	0	1	0.0	0.0	0.0
44-49	木材・パルプ	23	26	9	0.3	0.3	0.1
50-67	繊維製品・履物	47	31	32	0.6	0.3	0.4
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	404	484	552	5.4	5.2	7.6
84	機械類・部品	1,428	1,203	852	19.1	12.9	11.8
85	電気機器・部品	1,008	850	715	13.5	9.1	9.9
86-89	輸送用機械・部品	3,455	5,299	4,017	46.2	56.9	55.5
90-92	光学機器・楽器	481	379	254	6.4	4.1	3.5
93-97	雑製品	63	75	39	0.8	0.8	0.5
00	その他	132	288	273	1.8	3.1	3.8
	合計	7,477	9,317	7,243	100.0	100.0	100.0

出所：Global Trade Atlas より作成

カナダへの輸出品目をさらに細かく見ると、輸出が最も多い品目は乗用車、次いで自動車部品であった（表7-6）。前掲の表7-5の輸送用機械・部品はこの2品目がほとんどを占める。輸出全体に占める乗用車の比率は2000年の30.8%から2010年に39.4%に上昇した後、2020年には38.0%と大きな変化は無い。一方、自動車部品の比率は2000年の8.7%から2020年は14.0%に上昇した。2020年時点では乗用車と自動車部品を除くと金、再輸出品、ブルドーザー・ロードローラーが輸出の3位～5位に入るものの、これら3品目を合わせても2位の自動車部品の輸出額に満たない。

なお、日本からの乗用車の輸出においてカナダが占める割合（2020年時点）は3.4%、自動車部品で3.7%であり、日本の輸出に占めるカナダの比率は大きなものではない。ただし、カナダ側から見れば日本は乗用車では米国に次ぐ第2位（輸入比率12.8%）の輸入相手国で重要な地位を占めている。同様に自動車部品は第4位、輸入比率は6.5%と比較的小さいが徐々に日本の比率は拡大している。

表 7-6 カナダ向け輸出の上位 5 品目

(単位：100万ドル、%)

順位	HSコード	品目名	輸出額			構成比			カナダが占める割合		
			2000	2010	2020	2000	2010	2020	2000	2010	2020
1	8703	乗用車	2,303	3,668	2,756	30.8	39.4	38.0	4.1	4.1	3.4
2	8708	自動車部品	647	1,178	1,011	8.7	12.6	14.0	3.8	3.4	3.7
3	7108	金			281			3.9	NA	NA	3.4
4	0000	再輸出品	132	288	273	1.8	3.1	3.8	0.8	0.7	0.7
5	8429	ブルドーザー、ロードローラー	90	123	221	1.2	1.3	3.0	2.9	1.3	2.8

注：順位は2020年時点を基準とした

出所：Global Trade Atlas より作成

4. 日本のカナダからの輸入品目：豚肉など農水産品の輸入が拡大

日本がカナダから輸入（≒カナダから日本へ輸出）している品目は農水産品や鉱物性燃料、化学工業品が中心で、これらの合計は2020年時点で全体の8割弱を占める（表7-7）。農水産品と鉱物性燃料は2000年から2010年にかけて全体に占める比率が拡大、化学工業品は2010年から2020年に輸入が大きく増加した。

これに対し、木材・パルプの輸入は2000年で輸入全体の3分の1を占めていたが2020年には8.4%と大幅に縮小した。木材（HS44）は米国・カナダから主に輸入していたが、近年は中国が最大の相手国であるほか、ベトナムからの輸入が拡大している。

表 7-7 日本のカナダからの輸入の品目構成

(単位：100万ドル、%)

HSコード	品目名	輸入額			構成比		
		2000	2010	2020	2000	2010	2020
01-15	農水産品	2,397	3,746	4,005	27.6	34.2	37.1
16-24	食料品・アルコール	195	192	157	2.2	1.8	1.5
25-27	鉱物性燃料	1,089	3,005	3,093	12.5	27.4	28.6
28-38	化学工業品	321	622	1,386	3.7	5.7	12.8
39-40	プラスチック・ゴム製品	71	96	59	0.8	0.9	0.5
41-43	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	15	19	8	0.2	0.2	0.1
44-49	木材・パルプ	2,901	1,610	903	33.3	14.7	8.4
50-67	繊維製品・履物	31	35	58	0.4	0.3	0.5
68-83	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	472	529	201	5.4	4.8	1.9
84	機械類・部品	359	221	280	4.1	2.0	2.6
85	電気機器・部品	263	271	146	3.0	2.5	1.4
86-89	輸送用機械・部品	239	364	192	2.8	3.3	1.8
90-92	光学機器・楽器	131	121	262	1.5	1.1	2.4
93-97	雑製品	160	73	24	1.8	0.7	0.2
00	その他	54	47	31	0.6	0.4	0.3
	合計	8,700	10,951	10,805	100.0	100.0	100.0

出所：Global Trade Atlas より作成

日本がカナダから最も多く輸入している品目は豚肉である（表 7-8）。豚肉の 2020 年の輸入額は 11 億ドルを超え、カナダからの輸入額の 10.8%を占める。以下、石炭、医薬品、菜種、銅鉱が続く。これらの上位品目は輸入額が 9 億～10 億ドル程度で並んでおり、乗用車や自動車部品に集中している輸出とは異なる。

豚肉はカナダからの輸入の割合が全体の約 4 分の 1 を占めるほか、菜種は輸入のほぼ全てがカナダ産である。また、近年は医薬品の輸入が急速に増加し、2010 年に 0.8%だったカナダの比率は 2020 年には 6.3%に拡大した。

表 7-8 カナダからの輸入の上位 5 品目

(単位：100万ドル、%)

順位	HSコード	品目名	輸入額			構成比			カナダが占める割合		
			2000	2010	2020	2000	2010	2020	2000	2010	2020
1	0203	豚肉（生鮮または冷蔵・冷凍）	551	1,066	1,163	6.3	9.7	10.8	17.1	23.7	26.1
2	2701	石炭	594	1,855	1,062	6.8	16.9	9.8	11.0	7.7	6.7
3	3004	医薬品	13	95	1,061	0.2	0.9	9.8	0.5	0.8	6.3
4	1205	菜種	414	1,059	936	4.8	9.7	8.7	80.7	90.8	96.8
5	2603	銅鉱	293	781	897	3.4	7.1	8.3	11.9	6.5	9.2

注：順位は 2020 年時点を基準とした

出所：Global Trade Atlas より作成

第2節 日本とカナダの FTA の現状

1. 日本の FTA カバー率は RCEP により 80%に達する

日本の FTA は 2002 年 11 月発効の日・シンガポール EPA 以降、2021 年までに 19 件の FTA が発効済みである（表 7-9）。2000 年代はアジア地域と中南米が主な FTA の相手国であったが、2018 年 12 月末発効の CPTPP（TPP11）や日 EU・EPA（2019 年 2 月発効）といった広域 FTA によってカナダや EU といった欧米にも相手国が拡大した。TPP から離脱した米国とは 2020 年 1 月に日米貿易協定が発効、EU から離脱した英国とは 2021 年 1 月に日英 EPA が発効したほか、2022 年 1 月には RCEP（地域的な包括的経済連携協定）が発効した。RCEP は日本の主要貿易相手国である中国および韓国との初の FTA であることから、RCEP の発効により日本の輸出入における FTA カバー率は約 50%から約 80%へと大幅に上昇する²。

なお、CPTPP は英国が 2021 年 9 月に加盟に向けた交渉を開始したほか、中国と台湾も正式に CPTPP への参加を表明した。さらに韓国やタイ、フィリピンなども CPTPP 参加を検討している。CPTPP 参加国が増加すると非参加国にとっては関税面などにおいて競争条件が不利となる。そのため、こうした国々が CPTPP への参加を希望する、いわゆる「ドミノ効果」が生じつつある。2021 年時点で CPTPP 参加を正式に表明している英国、中国、台湾のうち、台湾は日本と FTA が未発効である。CPTPP に台湾が参加した場合、日本の FTA カバー率はさらに 85%以上に上昇する。

表 7-9 日本で発効済の FTA (2021 年時点)

No	FTA	発効	相手国
1	日・シンガポールEPA	2002/11	シンガポール
2	日・メキシコEPA	2005/04	メキシコ
3	日・マレーシアEPA	2006/07	マレーシア
4	日・チリEPA	2007/09	チリ
5	日・タイEPA	2007/11	タイ
6	日・インドネシアEPA	2008/07	インドネシア
7	日・ブルネイEPA	2008/07	ブルネイ
8	日ASEAN・EPA	2008/12から 順次発効	ASEAN (ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)
9	日・フィリピンEPA	2008/12	フィリピン
10	日・スイスEPA	2009/09	スイス
11	日・ベトナムEPA	2009/10	ベトナム
12	日・インドEPA	2011/08	インド
13	日・ペルーEPA	2012/03	ペルー
14	日豪EPA	2015/01	オーストラリア
15	日・モンゴルEPA	2016/06	モンゴル
16	CPTPP (TPP11)	2018/12	オーストラリア、ブルネイ、 カナダ 、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム (発効中：メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルー)
17	日EU・EPA	2019/02	EU (アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク)
18	日米貿易協定	2020/01	米国
19	日英EPA	2021/01	英国
	RCEP	2022/01	ASEAN、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド (2022年2月に韓国、3月にマレーシアで発効、インドネシア、フィリピン、ミャンマーは未発効)

出所：外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>) より作成

表 7-10 日本の FTA カバー率

	金額 (100万ドル)		カバー率 (%)	
	輸出	輸入	輸出	輸入
2021年時点で発効済	325,775	323,933	50.8	51.0
+RCEP	512,024	514,634	79.8	81.0
+CPTPP拡大	556,445	541,418	86.8	85.2

注：2020 年時点の輸出入額で計算。CPTPP 拡大について、英国、中国は既存の FTA が発効済みのため、台湾の貿易額を加算した。

出所：Global Trade Atlas より作成

2. カナダはCPTPPによって日本、ベトナム、シンガポールとのFTA網を構築

カナダのFTAは北米自由貿易協定（NAFTA、2020年にカナダ・米国・メキシコ協定（CUSMA）に引き継がれた）をはじめ、中東や中南米が主な相手国であった（表 7-11）。カナダがアジアと締結した初のFTAは韓国とであった（2015年1月）。CPTPPの参加国には日本のほかシンガポールやベトナムも含まれており、こうした国々との貿易拡大も期待される。

表 7-11 カナダで発効済のFTA（2021年時点）

No	FTA	発効日	相手国
1	カナダ-イスラエルFTA	1997/1/1	イスラエル
2	カナダ-チリFTA	1997/7/5	チリ
3	カナダ-コスタリカFTA	2002/11/1	コスタリカ
4	カナダ-EFTA FTA	2009/7/1	EFTA（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス）
5	カナダ-ペルーFTA	2009/8/1	ペルー
6	カナダ-コロンビアFTA	2011/8/15	コロンビア
7	カナダ-ヨルダンFTA	2012/10/1	ヨルダン
8	カナダ-パナマFTA	2013/4/1	パナマ
9	カナダ-ホンジュラスFTA	2014/10/1	ホンジュラス
10	カナダ-韓国FTA	2015/1/1	韓国
11	カナダ-ウクライナFTA	2017/8/1	ウクライナ
12	カナダ-EU包括的経済連携協定	2017/9/21	EU（アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク）
13	CPTPP（TPP11）	2018/12/30	オーストラリア、ブルネイ、チリ、 日本 、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム（発効中：メキシコ、 日本 、シンガポール、ニュージーランド、オーストラリア、ベトナム、ペルー）
14	カナダ-米国-メキシコ協定	2020/7/1	メキシコ、米国
	カナダ-英国貿易継続協定	2020/11/21 合意	英国

出所：カナダ政府ホームページ（<https://www.international.gc.ca/trade-commerce/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/index.aspx?lang=eng>）より作成

第3節 CPTPPによる関税の引き下げ

1. 日本側：税率が高い食料品はCPTPPで徐々に関税が低下

日本が海外から輸入する際、一般的に適用されるMFN（最恵国）税率は、全体の品目の単純平均（個々の品目の税率を合計して品目数で割った値）で5.08%である（表 7-12）。

品目別では農水産品（7.94%）、食料品（15.97%）、皮革・毛皮・ハンドバッグ等（10.95%）の税率が比較的高い。他方で機械類や電気機器、輸送用機械の税率は0%に近い。

CPTPP の税率は発効時点（2018年12月）に全体で2.01%に引き下げられたが、食料品の税率はこの時点でまだ10%を上回っていた。発効から5年目の2022年には全体の平均税率は1.28%に低下し、食料品の税率も5.66%とMFN税率と比べて10%ポイント近く税率が低下する。その後、関税引き下げの最終時点（2038年）では農水産品、食料品の税率も約2%にまで低下し、全体の平均税率は0.63%となる。

表 7-12 CPTPP における日本の対カナダ税率（単純平均ベース）

（単位：%）

品目名	MFN税率	CPTPP税率		
		発効時点 (2018年末)	発効5年目 (2022年)	引き下げ最終 年(2038年)
農水産品	7.94	4.60	3.15	2.23
食料品・アルコール	15.97	10.39	5.66	2.13
鉱物性燃料	0.71	0.00	0.00	0.00
化学工業品	2.37	0.10	0.06	0.00
プラスチック・ゴム製品	2.44	0.00	0.00	0.00
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	10.95	8.01	5.75	1.95
木材・パルプ	2.07	0.55	0.36	0.00
繊維製品・履物	7.09	0.97	0.72	0.25
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	0.98	0.07	0.04	0.00
機械類・部品	0.00	0.00	0.00	0.00
電気機器・部品	0.08	0.00	0.00	0.00
輸送用機械・部品	0.06	0.00	0.00	0.00
光学機器・楽器	0.25	0.13	0.07	0.00
雑製品	2.26	0.06	0.04	0.00
全品目	5.08	2.01	1.28	0.63

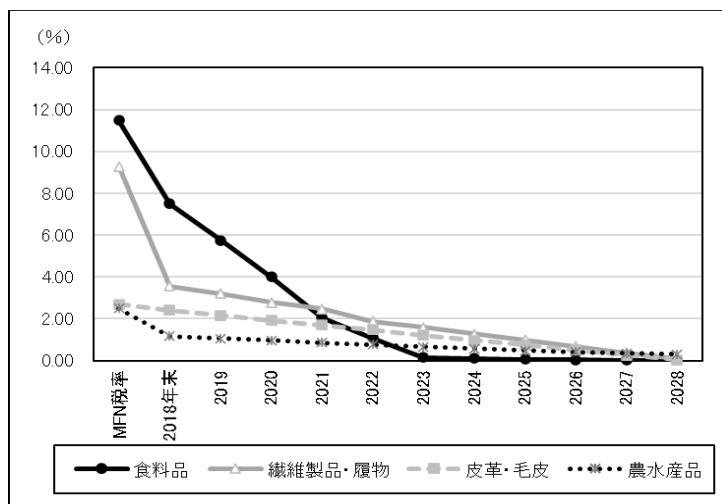
注：従価税の品目を集計。MFN税率は2017年時点。

出所：日本関税率表、CPTPP 譲許表より作成

日本で MFN 税率が比較的高い4品目（農水産品、食料品、皮革・毛皮、繊維製品・履物）について、CPTPP 発効後の税率の変化をカナダからの輸入額でウェイトを加味した加重平均ベースで見ると、MFN 税率が最も高い食料品は CPTPP 発効後、徐々に税率が低下し発効6年目の2023年に税率は0%に近づく（図7-1）。繊維製品・履物は CPTPP

発効時に税率は大きく低下するが、その後の税率の低下は緩やかで、税率がほぼ 0%に低下するのは発効 11 年目（2028 年）となる。そのほか、皮革・毛皮や農水産品の税率も徐々に引き下げが進む。

図 7-1 対カナダ輸入の税率の変化（加重平均ベース）



注：従価税の品目を集計。MFN 税率は 2017 年時点。カナダからの各品目の輸入額（2016 年時点）をウェイトとして加重平均税率を算出した。

出所：日本関税率表、CPTPP 譲許表より作成

2. カナダ側：CPTPP により 97%の品目で即時関税撤廃

カナダの MFN 税率（単純平均）は全体で 5.55%と日本より高い（表 7-13）。特に農水産品の税率 19.06%は日本を大きく上回るほか、食料品・アルコールも 16.18%、日本からの輸入の大半を占める輸送用機械・部品も 5.40%とカナダの関税率は比較的高い。ただし、カナダでは CPTPP の発効と同時に 97%の品目で関税が即時撤廃された。その結果、CPTPP 発効時点で全体の平均税率は 0.44%と 1%を下回った。さらに発効 5 年目の 2022 年には 0.09%に低下、MFN 税率の高い農水産品や食料品・アルコール、輸送用機械・部品も CPTPP 税率は 1%を下回り、ほぼ 0%に近い水準となった。

カナダの対日輸入における CPTPP の税率引き下げの推移を食料品、繊維製品・履物、輸送用機械・部品の 3 品目で見ると、食料品は CPTPP 発効時点で税率が大きく引き下がり、税率は 1%を下回った（図 7-2）。繊維製品・履物および輸送用機械・部品は食料品と比べて発効時点での税率の引き下げ幅は小さいが、徐々に引き下げが進み、繊維製品・履

物は 2021 年、輸送用機械・部品は 2022 年に CPTPP の税率はほぼ 0%に近づいた。

表 7-13 CPTPP におけるカナダの対日税率（単純平均ベース）

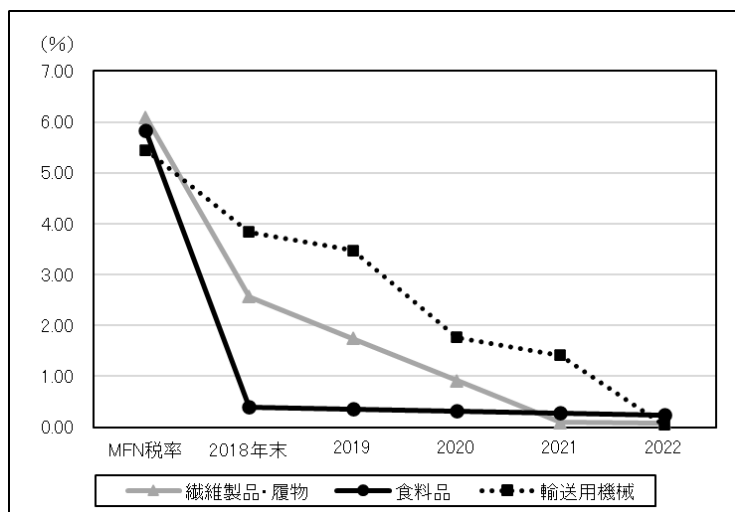
（単位：％）

品目名	MFN税率	CPTPP税率		
		発効時点 (2018年末)	発効5年目 (2022年)	引き下げ最終 年(2029年)
農水産品	19.06	0.36	0.09	0.00
食料品・アルコール	16.18	0.59	0.30	0.00
鉱物性燃料	0.35	0.00	0.00	0.00
化学工業品	1.34	0.00	0.00	0.00
プラスチック・ゴム製品	1.76	0.20	0.01	0.00
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	3.10	0.00	0.00	0.00
木材・パルプ	1.02	0.00	0.00	0.00
繊維製品・履物	5.23	1.48	0.20	0.00
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.51	0.00	0.00	0.00
機械類・部品	0.36	0.00	0.00	0.00
電気機器・部品	1.43	0.00	0.00	0.00
輸送用機械・部品	5.40	1.84	0.56	0.00
光学機器・楽器	1.74	0.00	0.00	0.00
雑製品	4.32	0.32	0.06	0.00
全品目	5.55	0.44	0.09	0.00

注：従価税の品目を集計。MFN 税率は 2017 年時点。

出所：カナダ関税率表、CPTPP 譲許表より作成

図 7-2 対日輸入の税率の変化（加重平均ベース）



注：従価税の品目を集計。MFN 税率は 2017 年時点。日本からの各品目の輸入額（2016 年時点）をウェイトとして加重平均税率を算出した。

出所：カナダ関税率表、CPTPP 譲許表より作成

第4節 日本の輸入における CPTPP の利用状況

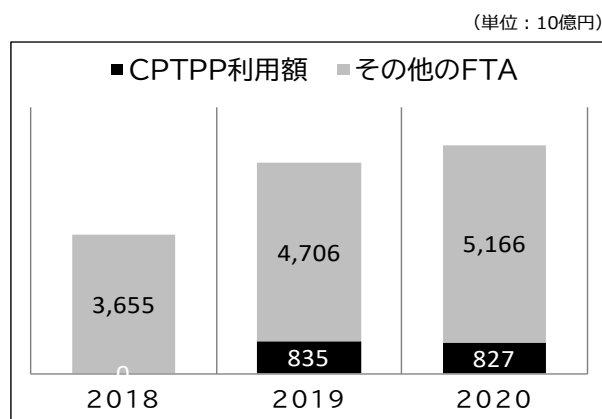
1. 日本の輸入で最も CPTPP を利用した国はカナダ

CPTPP は発効から段階的に関税の引き下げが行われ、発効 5 年目の 2022 年には日本・カナダともに多くの品目で税率が 0% に近づく。では、CPTPP は発効後、実際にどの程度利用されているのだろうか。CPTPP の利用状況については、日本の財務省が FTA 別の輸入額（「経済連携協定別時系列表」）を公開している。このデータをもとに日本のカナダからの輸入における CPTPP の利用状況を分析した³。

2020 年に日本が CPTPP を利用して輸入した金額（利用額）は全体で 8,270 億円、2019 年の 8,350 億円から減少した（図 7-3）。一方、CPTPP 以外の FTA の利用額は 2019 年から 2020 年にかけて増加した。

CPTPP の利用額を国別に見ると、2020 年に最も多く CPTPP を利用して日本に輸入した国はカナダで 2,770 億円、次いでオーストラリアの 2,350 億円、ニュージーランドの 1,530 億円であった（図 7-4）。カナダとニュージーランドは CPTPP が日本との初の FTA のため、CPTPP の利用額が多かったと考えられる。他方でベトナムの CPTPP 利用額は 480 億円と他の参加国と比べて少ないが、ベトナムは「日アセアン包括的経済連携協定（AJCEP、2008 年 12 月発効）」および「日ベトナム経済連携協定（JVEPA、2009 年 10 月発効）」により既に関税が引き下げられている。ベトナムからの輸入におけるこれら既存の FTA の利用額は 2020 年時点で 8,140 億円と CPTPP 全体の利用額と比べても遜色ない規模である。

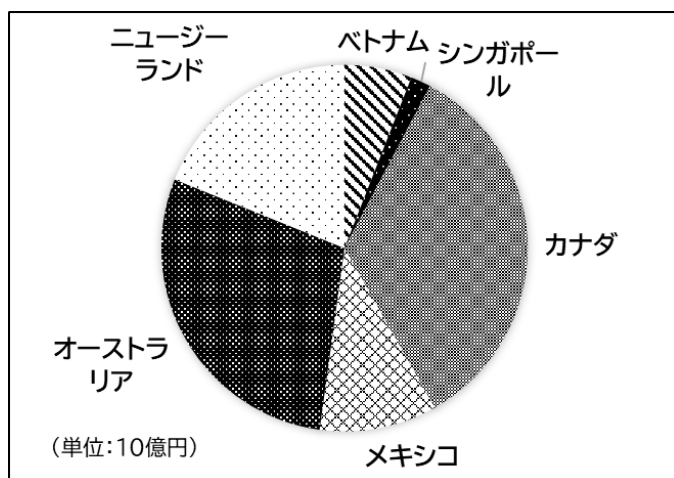
図 7-3 日本の輸入における FTA 利用額



注：「その他」は CPTPP 以外の FTA の利用額

出所：財務省貿易統計（経済連携協定別時系列表）より作成

図 7-4 輸入相手国別の CPTPP 利用額 (2020 年)



国名	CPTPP	その他
ベトナム	48	814
シンガポール	14	39
カナダ	277	0
メキシコ	84	52
オーストラリア	235	115
ニュージーランド	153	0

注:「その他」は CPTPP 以外の FTA の利用額

出所:財務省貿易統計(経済連携協定別時系列表)より作成

2. カナダからの農水産品、木材の輸入のほぼ全てで CPTPP を利用

カナダからの輸入額に占める CPTPP の利用額の割合を CPTPP の利用率とすると、2020 年の CPTPP 利用率は 24.0%を占め、カナダからの輸入の約 4 分の 1 で CPTPP が実際に利用された(表 7-14)。特に農水産品や食料品・アルコール、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品での利用率は約 5 割に達した。他方で鉱物性燃料や化学工業品は輸入額が多いにもかかわらず利用率は 0%~5%と低い。

さらにカナダからの輸入のうち、CPTPP を利用する必要が無い品目(既に MFN 税率が無税の品目や、CPTPP で関税引き下げの対象外の品目)を除外し CPTPP で関税が削減される品目のみで利用率を計算すると、CPTPP の利用率は全体で 85.7%に達する。農水産品および木材・パルプでは輸入のほぼ全てで CPTPP が利用されているほか、食料品・アルコールも利用率は 8 割に近い。ただし、鉱物性燃料については CPTPP によって関税が低下する品目の輸入は非常に少なく(3 億円弱)、利用額も 400 万円弱と小規模である。

表 7-14 日本の対カナダ輸入における CPTPP 利用率 (2020 年)

(単位：10億円、%)

品目分野	全体		税率差あり	
	輸入額	利用率	輸入額	利用率
農水産品	427	49.4	173	92.0
食料品・アルコール	17	56.6	12	77.1
鉱物性燃料	330	0.0	0	1.4
化学工業品	148	5.0	14	52.9
プラスチック・ゴム製品	6	23.7	5	29.4
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	1	0.5	0	2.6
木材・パルプ	96	37.3	37	98.3
繊維製品・履物	6	5.3	6	5.3
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	22	49.3	7	65.0
機械類・部品	30	0.0	0	NA
電気機器・部品	16	0.0	0	40.0
輸送用機械・部品	20	0.0	0	NA
光学機器・楽器	28	0.0	0	0.0
雑製品	3	0.0	0	0.0
合計	1,150	24.0	255	85.7

注：HS コード「00」（再輸入品など）は集計に含まず。「税率差あり」は MFN 税率と CPTPP 税率（ともに従価税の品目のみ）を比較し、CPTPP の税率が低い品目を対象に集計。「NA」は税率差のある品目について、カナダからの輸入が無かったことを示す。利用率=CPTPP を利用した輸入額÷全体の輸入額

出所：財務省貿易統計、関税率表から作成

3. CPTPP の発効後、カナダからの豚肉の輸入が拡大

日本のカナダからの輸入では、農水産品を中心に CPTPP が活用されている。特に、カナダからの輸入が最も多い豚肉では CPTPP の関税引き下げが輸入の拡大に繋がった。

日本の豚肉の輸入は 2005 年以降、米国が最大の輸入相手国であった。カナダは 2008 年以来、米国に次ぐ第 2 位が続いていた（図 7-5）。CPTPP が発効した 2018 年 12 月の時点では米国からの輸入額は約 112 億円、カナダからは約 104 億円であった。

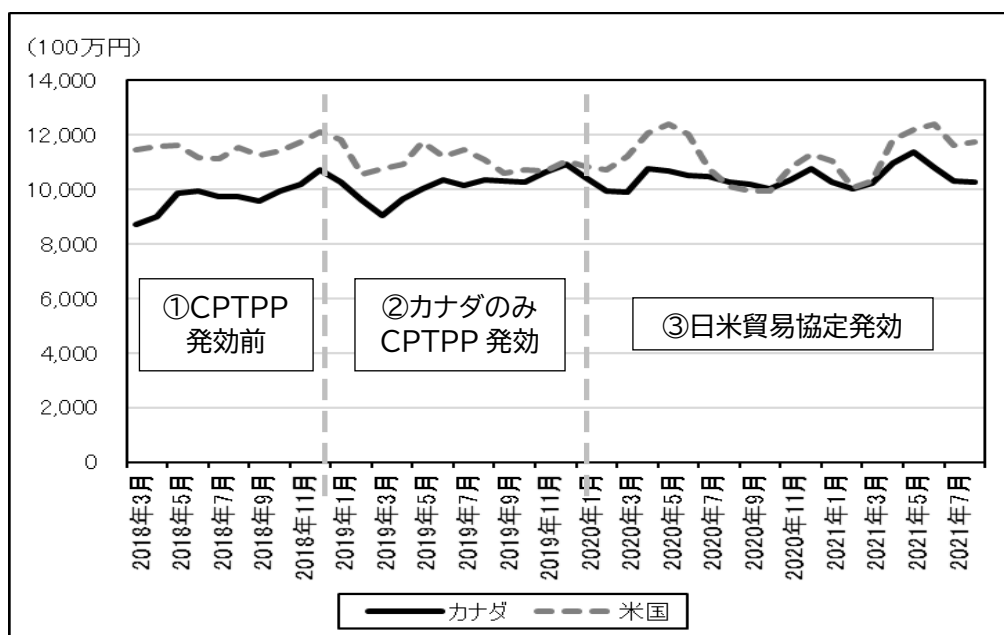
CPTPP 発効後は米国からの輸入が徐々に減少したのに対し、カナダからの輸入は増加し、両国の輸入額の差は縮小した。カナダからの輸入は CPTPP の発効により税率が引き下げられた一方、TPP から離脱した米国は通常の MFN 税率で輸入せざるを得ず、関税面での競争力の差が影響したと考えられる。

CPTPP で日本は農産品などで従来の FTA と比べて一歩踏み込んだ形の関税譲許を行っており、TPP から離脱した米国は関税面で CPTPP 参加国と比べて不利となった。そのた

め、米国のトランプ前大統領は日本からの自動車輸入に対する追加課税を戻めかし、日米貿易協定によって豚肉などの関税を CPTPP と同じ水準に引き下げさせた。日米貿易協定が発効する直前の 2019 年 12 月時点で米国およびカナダからの輸入額はそれぞれ約 99 億円、約 107 億円であったが、協定発効後は米国からの輸入の減少に歯止めが掛かり、再び米国からの輸入がしばしばカナダを上回るようになった。

ただし、日本以外の国が米国やカナダからの輸入を拡大した結果、日本が関税の引き下げを行っても輸入が減少する場合もある。例えば、CPTPP によってオーストラリアからの牛肉の輸入税率は引き下げられたが、CPTPP 発効後の 2019 年のオーストラリアからの牛肉の輸入量は約 29 万トン、前年から 5.8%減少した。中国で牛肉の需要が増加し、オーストラリア産の牛肉は中国向け輸出が大きく拡大したことが影響した⁴。関税の引き下げは輸入の条件を有利にするが、当然ながら実際の輸入には関税以外の要因も影響する。

図 7-5 米国およびカナダからの豚肉の輸入額（過去 3 か月の移動平均）



出所：財務省貿易統計より作成

第 5 節 CPTPP を活用した日本－カナダ間の貿易の拡大へ

今回の調査の結果、日本のカナダからの輸入において CPTPP は発効からまだ年数があまり経過していないにもかかわらず、利用率は比較的高いことが分かった。では、カナダから日本への輸出という視点で考えた場合、今後はどのような形で CPTPP の活用を行う

べきであろうか。

日本の対カナダ輸入の上位 5 品目（HS2 桁ベース）の CPTPP 利用率では、豚肉などの「肉及び食用のくず肉」や「木材及びその製品」は CPTPP で関税が削減される品目について、ほぼ全ての輸入で CPTPP が利用されている（表 7-15）。こうした品目では CPTPP によって関税コストの削減メリットは最大限に享受しているため、コスト面での優位性を利用した輸入の拡大を図るべきである。

これに対し「魚並びに甲殻類」および「プラスチック及びその製品」は CPTPP の利用率はそれぞれ 60.3%、29.5%と低く、利用拡大の余地が残されている。FTA が活用されない要因としては、一般的に①FTA を利用するための原産地規則を満たせない（または原産地を証明するためのコストが関税削減のメリットに見合わない）、②FTA に対する認知が不足（関税削減のメリットを認識していない、手続きに関する知識が無い等）が挙げられる。

CPTPP の活用が進んでいない品目については、こうした要因を特定し利用の促進に繋げることが重要である。例えば「ずわいがに」のカナダからの輸入額 85 億円（2020 年）のうち CPTPP を利用して輸入されたのは約 40 億円、CPTPP の利用率は 46.7%と 5 割に満たない。ずわいがにの MFN 税率 4%に対して CPTPP では無税であり、カナダからの輸入全てに CPTPP が利用されれば単純計算で 3.4 億円の関税コストの節約となる。

表 7-15 日本の対カナダ輸入の上位 5 品目（HS2 桁ベース）と CPTPP 利用率（2020 年）

（単位：10億円、%）

HS	品目名	輸入額	利用率
02	肉及び食用のくず肉	127	100.0
44	木材及びその製品	37	98.3
03	魚並びに甲殻類	33	60.3
75	ニッケル及びその製品	5	77.6
39	プラスチック及びその製品	5	29.5

注：輸入額・利用率は CPTPP 税率が MFN 税率を下回る品目（従価税）のみを対象に集計。

出所：財務省貿易統計より作成

カナダからの輸入における CPTPP の利用拡大の余地がある品目として、農水産品を対象に輸入額が 10 億円以上かつ CPTPP の利用率 90%以下の品目を抽出した⁵。輸入額が

最も多いのは先述の「ずわいがに」だが、他にもコールドウォーターシュリンプ、からふとししゃも、にしんの卵など水産品が多い。いずれの品目も CPTPP により関税が撤廃されているのに対し、利用率は 50%を下回る。にしんの卵では MFN 税率が 8.4%と比較的高く、CPTPP の利用による関税削減のメリットは大きい。このほか馬鈴薯（加熱処理をしたもの）や馬鈴薯の調整品も CPTPP の利用率は拡大の余地がある。これらの品目は CPTPP による関税の引き下げが今後も続き、関税が撤廃されれば CPTPP 利用のメリットはさらに増加する。

表 7-16 カナダからの輸入額が 10 億円以上で CPTPP の利用率が 90%を下回る農水産品

(単位：100万円、%)

HSコード	品目名	税率		輸入額	利用額	CPTPP 利用率	関税削減額 (最大)
		MFN	CPTPP				
0306.14.020	ずわいがに	4	0	8,517	3,980	46.7	341
0306.16.000	コールドウォーターシュリンプ	1	0	4,053	1,415	34.9	41
0303.59.920	からふとししゃも	2.8	0	2,346	695	29.6	66
0305.20.010	にしんの卵	8.4	0	2,040	978	48.0	171
0307.72.390	冷凍した貝（貝柱、はまぐり、あさりを除く）	7	3.5	1,737	631	36.3	61
2004.10.220	馬鈴薯の調整品（マッシュポテトを除く）	9	4.5	1,473	884	60.0	66
0308.21.200	うに（生鮮及び冷蔵したもの）	7	0	1,437	476	33.1	101
2004.10.100	馬鈴薯（単に加熱による調理をしたもの）	8.5	2.1	1,014	825	81.4	65

注：CPTPP で関税が下がる品目のみを対象に抽出。品目名は一部簡略化している。税率および輸入額は 2020 年時点のもの。関税削減額は MFN 税率での関税額（税率×輸入額）と CPTPP 税率での関税額の差。

出所：財務省貿易統計、関税率表より作成

日本のずわいがにの輸入では、2020 年時点でカナダはロシアに次ぐ第 2 位の輸入相手国である。第 3 位の米国を加えると輸入の 95%以上を占めるが、ロシアは日本と FTA を締結しておらず、米国との日米貿易協定では関税引き下げの対象から除外されている（表 7-17）。MFN 税率 4%が課税されず無税で輸入が可能なのはカナダのみであり、関税面での優位を最大限に活用すべきである。

表 7-17 ずわいがにの輸入額 (2020 年)

(単位：100万円、%)

相手国	輸入額	構成比
ロシア	16,420	55.1
カナダ	8,517	28.6
米国	3,630	12.2
その他	1,248	4.2
世界計	29,814	100.0

出所：Global Trade Atlas より作成

また、馬鈴薯の調整品は 2020 年時点で米国からの輸入が約 8 割を占め、カナダからの輸入比率は全体の約 1 割を占める (表 7-18)。そのほか中国やオランダ、ベルギーが続く。米国やオランダ、ベルギーからの輸入には日米貿易協定および日 EU・EPA により CPTPP と同じ条件で関税の引き下げが実施されている。ただし、実際の FTA 利用率ではカナダは 60.0%と米国 (70.1%) やオランダ (100.0%)、ベルギー (88.9%) より低く、CPTPP の利用拡大が望まれる。

表 7-18 馬鈴薯の調整品の輸入額 (2020 年)

(単位：100万円、%)

相手国	輸入額	構成比	FTA利用率
米国	12,069	79.1	70.1
カナダ	1,473	9.7	60.0
中国	680	4.5	NA
オランダ	491	3.2	100.0
ベルギー	421	2.8	88.9
その他	128	0.8	
世界計	15,262	100.0	67.1

注：FTA 利用率=FTA を利用した輸入額÷全体の輸入額

出所：Global Trade Atlas より作成

まとめ

FTA の利用に関する過去の研究結果によれば、FTA (EPA) の利用率を決定する要因は、①関税マージン (MFN 税率と FTA 税率の差) が大きい、②取引のボリュームが多い、③原産地規則が厳格でない、の 3 点が主に指摘されている⁶。当然のことながら関税マージ

ンは大きければ大きいほど、取引量は多ければ多いほど FTA の利用率は上昇する。一方、原産地規則は条件がより厳しくなるほど利用率が低下する。

これらの要因について、カナダから日本への輸出（≒日本のカナダからの輸入）を見ると、①日本で MFN 税率が高い農水産品、食料品・アルコールは CPTPP で得られる関税マージンが大きい、②カナダからの輸入における農水産品の割合は高く、輸入額が多い、③農水産品は複雑な加工や組み立てを行う工業製品と比べて原産地証明が容易、と CPTPP でメリットを活かしやすい条件が揃っている。CPTPP の利用が進んでいない水産品などを中心に CPTPP のメリットや手続きを周知し、利用の拡大に繋げることが求められる。

- 1 2010 年の対ドル為替レートは約 87 円/ドルと大幅な円高であった（2020 年は約 107 円）。日本円ベースでの輸出額は 2010 年が 67 兆 4,000 億円、2020 年が 68 兆 4,000 億円とほぼ同水準である。ちなみに新型コロナウイルス感染症が拡大する以前の 2019 年の輸出額は 76 兆 9,300 億円であり、2020 年は大幅に輸出が減少した。
- 2 RCEP 参加国の合計。2022 年 1 月の時点で RCEP が発効したのは 10 か国（日本、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナム）。韓国では 2022 年 2 月、マレーシアは 3 月に RCEP が発効した。
- 3 「経済連携協定別時系列表」のデータにおける「国名」は、一般的な原産地規則である非特惠原産地規則に基づく原産国が記載されている。そのため、EPA 原産地規則に基づく原産国とは異なる場合がある。ただし、今回の分析では便宜上、全てを EPA の原産国として扱っている。
(<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/toukei/index.htm>)
- 4 日本経済新聞電子版「19 年の食肉輸入、シェア変動 米豪が縮小、伸びるカナダ」2020 年 2 月 14 日付 (<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO55618020U0A210C2QM8000/>)
- 5 農水産品以外では「ニッケル（合金を除く）（HS7502.10.000）」や「ゼラチン（HS3503.00.011）」などが該当する。前者の CPTPP 利用率は 88.7%、後者は 33.2%であった。
- 6 水尾 佑希、野田 芳美『経済連携協定（EPA）利用率の決定要因－関税削減と原産地規則を巡る議論－』、財務省「ファイナンス」2020 年 6 月号

〔禁無断転載〕

カナダの産業とイノベーション政策及び自由貿易協定の影響調査

2021年度 在日カナダ大使館 受託事業

発行日 2022年2月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <http://www.iti.or.jp>

